

平成 19 事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間 (平成 16 ~ 19 事業年度) に係る業務の実績に関する報告書

平成 2 0 年 6 月

国立大学法人宮城教育大学

大学の概要

(1) 現 況

国立大学法人宮城教育大学

青葉山地区（教育学部、教育学研究科、事務局、附属養護学校(特別支援学校)）

住所：宮城県仙台市青葉区

上杉地区（附属小学校、附属中学校、附属幼稚園）

住所：宮城県仙台市青葉区

役員の状況

学 長 横須賀 薫（平成16年4月1日～平成18年7月31日）

学 長 高 橋 孝 助（平成18年8月1日～平成22年3月31日）

理事数3名、監事数2名（非常勤1名含む）

学部等の構成

教育学部、教育学研究科、特別支援教育特別専攻科

附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園

学生数及び教員数

学生（生徒）数 教育学部1,611名（61名）、教育学研究科117名（15名）

特殊教育特別専攻科7名、附属小学校848名、附属中学校475名

特別支援学校59名、附属幼稚園132名

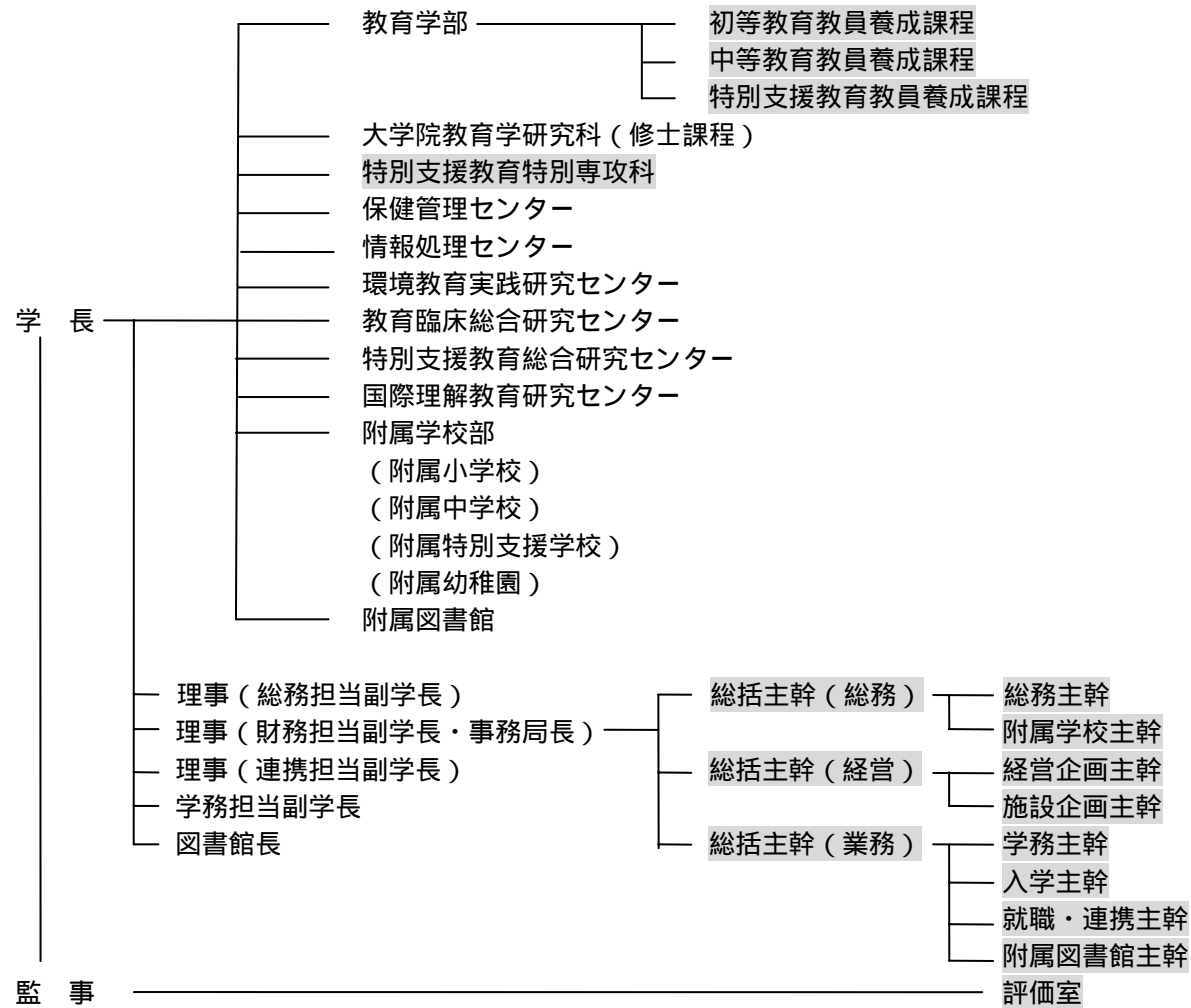
教職員数299名（教員127名、附属学校園教員95名、職員77名）

(2) 大学の基本的な目標等

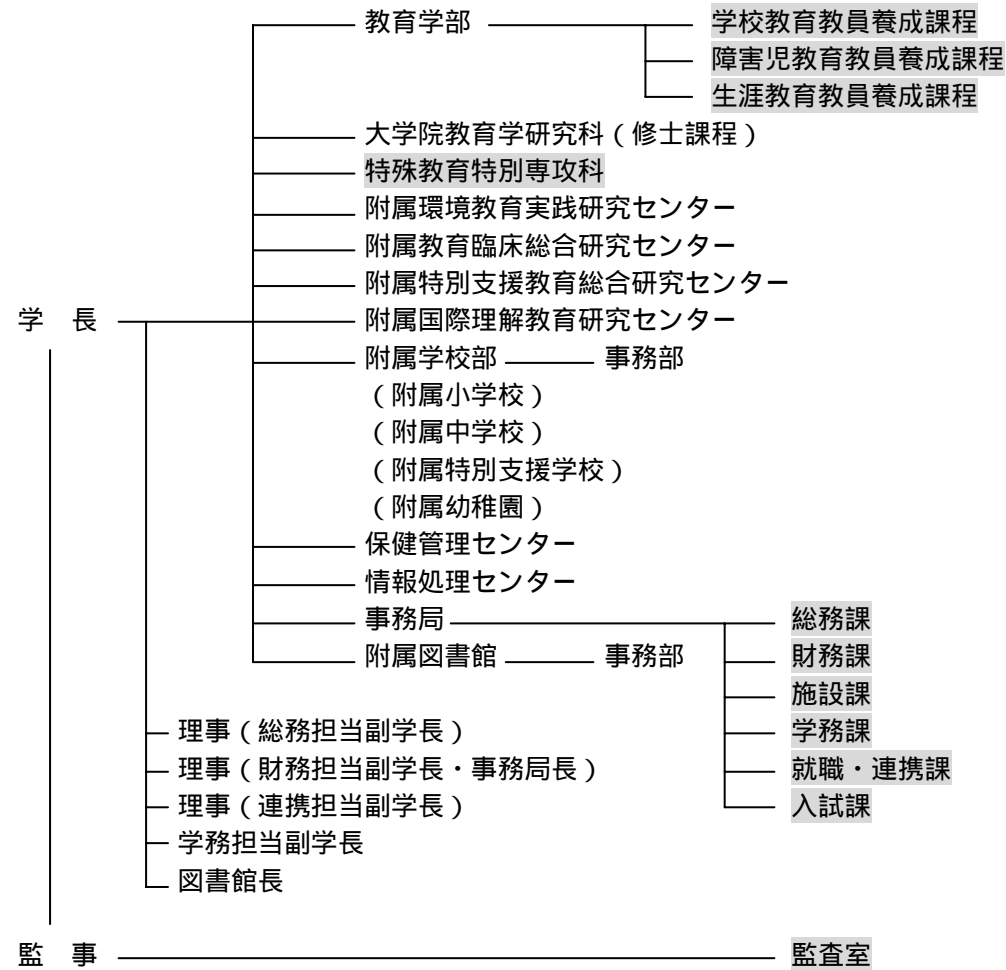
宮城教育大学は、昭和40年の創立時から教員養成の実質をつくり上げる努力を続けてきたが、その歩みを踏まえて、さらに東北地区唯一の単科教育大学として教員養成と現職教育に責任を負う目標のもとに、教育研究の充実に努める。学士課程においては、幼児教育、初等・中等教育及び特別支援教育の学校に有為な教員を送り出すことを目的とし、併せて広義の教育分野における人材の養成に当たる。修士課程においては、学部からの継続教育とともに現職の教員の研修に寄与することを目的とする。社会貢献の分野では、宮城県・仙台市の教育委員会等と連携し、現職教員の資質向上に寄与するとともに、学校現場に生起する困難な課題の解決に共同で当たることとする。国際的領域では、国際交流を活発化するとともに、国際教育協力の活動に教育委員会と連携して積極的に取り組む。研究面では、多様な専門分野の教員個々の研究を充実させるとともに、教育現場に生起する困難な課題の解決に寄与するため、広く共同研究を活発化する。附属学校においては、普通教育、特別支援教育の教育に当たるとともに、教員養成と現職教育に積極的に参加し、学部との共同研究を推進する。大学の再編・統合に当たっては、「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について（平成13年11月22日）」報告書に示された「教員養成担当大学」を目指す。

(3) 大学の機構図

宮城教育大学組織図
平成19年4月現在



宮城教育大学組織図
平成18年4月現在



全体的な状況

中期目標の中で「教員養成担当大学」を目指すことを掲げている本学は、平成16年度から、学部課程改革の検討を進め、平成19年度に改組した。この改組は、生涯教育総合課程を廃止し、校種に応じた教員養成課程に特化し、大学が総力をあげて教員養成と教員研修に取り組む体制を構築したものである。

また、大学院の制度の見直しと、主として現職教員を対象とした新しい専攻の創設に向け検討に着手し、その後、専門職大学院の創設も考慮しながら、高度な教育・研究能力をもち、併せて実践的指導力を発揮できる人材を養成するための方策を検討した。検討の結果、修士課程に併置して専門職学位課程・高度教職実践専攻を設置することとし、平成20年度の開設が認可された。

教育学部課程改革

平成19年4月に、初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程及び特別支援教育教員養成課程の3課程に改組した。

教育課程は、基礎教育科目に、「特別支援教育概論」及び「環境教育概論」を必修科目として新設、現代社会に特徴的な課題にも対応できるよう「現代的課題科目(カレント科目)群」を新設、学問体系に基づいた学修と教育現場での体験的な学修を有機的に結びつけ、1年次から4年次までの継続した授業体系を構築するため「教育実習とそれに直接関連した科目」の構築、が主な特徴となっている。

教職大学院の開設

平成19年12月に専門職学位課程高度教職実践専攻の設置が認可され、平成20年4月に開設した。主な特色は、「AO入試」の実施、研究テーマに沿った教員ユニットの編成、「オーダーメイド型カリキュラム」の編成、

研究・研修拠点となる学校現場との「連携協力」の強化、となっている。修士課程における教育課程の改正と併せ、優れた専門的職業能力を備えた人材を養成することができる体制と教育課程を構築した。

業務運営の改善・効率化

1. センターの改組

平成16年度に、特別支援教育総合研究センター及び国際理解教育研究センターを新設した。平成19年度においては、社会的・今日的なニーズに応えていけるよう、全学的な観点に立ちセンターの機能強化を図るため、新たに両センターにそれぞれ専任教員を2名配置した。

2. 教育実践・宮城教育大学賞

平成18年度に、「教育実践・宮城教育大学賞」を創設した。全国公募により、平成18年度は2名を、平成19年度は1名を表彰した。

3. 法人支援アドバイザー制度

平成19年3月に「法人支援アドバイザー制度」を創設し、平成19年12月に第1回目の懇談会を実施した。現代の若者に対して大学がどう対処すべきか、大学として努力する視点等について意見を聴取した。

4. 就職支援

平成16年10月に、これまで複数箇所分散していた就職支援の機能を集中させた「キャリアサポートセンター」を設置し、平成17年度からは、就職支援インストラクター3名を配置した。平成19年度には、女子学生の多い本学の現状を考えインストラクターに女性を配置し、相談しやすい体制とした。

5. 連携事業

教育の成果に関する意見交換及び連携事業の検証の場である連携推進協議会は、宮城県・仙台市両教育委員会との協議会から、平成17年度は気仙沼市教育委員会、平成18年度は岩沼市教育委員会及び登米市、平成19年度は栗原市教育委員会との連携協定へと拡充し、有為な教員・人材の育成、現職教員の資質向上、学校現場に生起する諸問題の解決、教育支援等を積極的に展開した。

6. カリキュラム委員会の設置

平成19年2月に、全学的な視点から、教員養成のための特色ある教育課程及び学校現場や社会のニーズを取り入れた教育課程を編成し、実施するための基本的事項を検討するとともにその検証及び評価を行う、学長を委員長とするカリキュラム委員会を設置し、学長がリーダーシップをもって、教育課程の点検・検証を行うこととした。

7. 事務系職員の人事管理システム

平成18年度に、事務組織の見直しに限らず、事務系職員の評価システム、人材育成プランを三位一体のものとして捉えた人事管理システムを構築し、平成19年度から実施している。また、平成19年度においては、「国立大学法人宮城教育大学メンタルヘルス対策について」を策定し、心の健康問題により休業した職員の職場復帰支援対策を講じた。

8. 法人室の設置

平成16年度に教員及び事務職員が両輪として連携を取り、迅速な検討・業務遂行を行うことを目的に、法人室(目標・評価室、就職・連携室)を設置した。平成17年度には外部資金等による研究推進を推進するため、企画推進室を組み入れた。また、平成19年度に検討を行い、平成20年度から、広報活動の推進のための「広報戦略室」、情報化の整備・充実のための「情報化推進室」を置くこととし、法人室の強化を図った。

財務内容の改善

1. 人件費削減計画

平成18年度に、学長を委員長とする「大学経営緊急対策特別委員会」を設置し、学長のリーダーシップの下、「総人件費削減に関する基本方針」及び「具体的な削減方策」を策定した。平成19年度には、具体的な削減方策に沿って、教員2名及び事務職員1名の削減を行った。

2. 外部資金の獲得

平成16年度に、企画推進室を設置し、各種G P等へのシーズとなる研究を推進している。平成19年度の各種G P等の獲得は、「専門職大学院等教育推進プログラム」、「大学教育の国際化推進プログラム・海外先進研究実践支援」、「拠点システム構築事業・国際教育協力イニシアティブ2件」、「新教育システム開発プログラム」、「英語指導力開発ワークショップ事業」、「小学校における英語活動等国際理解活動推進事業」、「教員養成改革モデル事業」、「新たな社会ニーズに対応した学生支援プログラム」、「国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業」、「教員研修モデルカリキュラム開発プログラム」となっている。

自己点検・評価

1. 評価関係

(1) 点検・評価の基本

平成16年度に、「宮城教育大学点検・評価の基本方針」を策定した。これは、教育活動、研究活動、社会貢献、国際交流の質的向上を図り、大学運営全般の改善に資するとともに、本学の諸活動を活性化させ、もって本学の基本理念に沿った目標を達成し、社会の要請に応えることを目的としたものである。

(2) 認証評価

平成17年度に大学基準協会の認証評価（相互評価）申請を行い、「大学基準に適合している」と認定され、「勧告」は「なし」との良好な評価を受けた。その際、3つの事項について助言があり、改善に取り組んでいる。

(3) 授業評価

学生による授業評価は、ほぼすべての科目を対象とし、毎年、前・後期で実施している。回収率は毎回95%前後であり、数値データ及び自由記述を各教員へフィードバックし、講座等で自己点検・評価すると同時に、目標・評価室で総合的な分析を行い、学生に対して、数値データとともに講座等からの回答をホームページで公開している。

(4) 教員評価

教員の活動状況の点検・評価に関する基本方針等を策定し、平成18年度に全教員を対象に活動項目（学生教育、学校支援、研究活動、社会貢献、管理・運営活動）の自己点検・評価を実施した。平成19年度に、学長による講座間の比較による概評を行い公表したほか、総合的な分析・検討を行い、個人評価

の原案を作成した。

その他業務運営に関する重要事項

1. 災害対策

「災害対策マニュアル」を作成し体制を整えている。平成19年度に実施した青葉山キャンパスの総合防災訓練においては、例年の訓練内容に加え、昨年から実施した身体に障害のある学生等への支援のほか、留学生等日本語が不得手の学生に対する支援内容を加えて実施した。また、後日、訓練の一環として、消防局による普通救命講習を3回開催し、学生・教職員49名が修了した。

2. 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備

平成18年度に、「宮城教育大学学術研究行動規範」を策定するとともに「研究活動の不正行為の防止に関する規程」及び「フローチャート」を策定し、ホームページに掲載した。平成19年度においては「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」に基づき見直しを行った。

附属学校

1. 公開研究会

平成16年度に附属校園連携室を設置し、学部及び4校園連携の下に、教育カリキュラムの調査研究を実施し、毎年、附属校園連携事業による公開研究会（「かかわり合う力」をはぐくむ）で公開し、さらに研究成果報告書「研究のまとめ」を作成し、地域の諸学校等へ公表している。平成19年度においては、幼稚園は「自然を感じる心を育てる」、小学校は「子どもが確かに分かる授業の探求と創造」、中学校は「『考える力』をはぐくむために」、特別支援学校は「一人一人のニーズに応じた教育をめざして」を研究主題に、学部との共同研究、宮城県・仙台市両教育委員会との連携により研究実践を行った。

2. 特別支援教育の充実

これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する特別支援学校以外の3校園においても実施できるよう検討している。平成19年度においては、「上杉地区特別支援委員会」を特別支援学校を中心に特別支援教育総合研究センターの教員も加え、「附属校園特別支援委員会」と改組し、体制整備を行った。

3. 入学者の受け入れ体制

平成17年度に「附属学校部長」を新設し学長が兼務することとし、学部との連携を強力に推進する体制を構築するとともに、「学校規模・学級定数検討委員会」を立ち上げ、附属学校の明確な理念の策定及び一貫教育カリキュラム開発の検討を行った。平成19年度においては、接続期の教育や一貫教育を視野に入れ、かつ附属校園全体のあるべき方向性について検討を続け、入学選考の一次選考を見直し、幼稚園・中学校で学区を拡大した。

項目別の状況

業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 運営体制の改善に関する目標

中期目標 本学の運営に関し、各審議組織の役割分担を明確にし、有機的に連携しつつ、学長がリーダーシップを発揮でき、機動的で責任ある意思決定と執行ができるような体制を構築する。

| 中期計画 | 平成19年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由（計画の実施状況等） | | ウェイト | |
|---|---|------|----|--|--|------|----|
| | | 中期 | 年度 | 平成19年度までの実施状況 | 平成20～21年度の実施予定 | 中期 | 年度 |
| 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 学内者と学外有識者で構成する経営協議会において、本学の経営に関する重要事項を多方面から審議する。 | 経営協議会等において、大学運営全般に関して、経営的観点から審議を行い、短期的な経営改善のみならず、将来にわたる全学的な経営戦略について更なる検討する。 | | | 4 5（平成16～18年度の実施状況概略） 平成16年度の経営協議会において、中期計画に掲げた事業の着実なる実行と中期計画期間中の健全なる財政を堅持するため「国立大学法人宮城教育大学の経営方針」を策定した。この経営方針に基づき各年度予算配分方針を策定した。また、「総人件費削減に関する基本方針」、事務組織の改組、設備充実（整備）経費の新設、教員研究費におけるインセンティブの導入及び学生経費配分手法の見直し等を審議した。 | 引き続き、経営協議会等において、大学運営全般に関して、経営的観点から審議を行い、短期的な経営改善のみならず、将来にわたる全学的な経営戦略について見直し等を行う。 | | |
| | | | | （平成19年度の実施状況） 経営協議会において、平成19年度学内予算配分方針を策定するとともに、教職大学院の設置計画、これに伴う目的積立金の取り崩し、中期目標・中期計画の変更、年度計画、免許更新制への対応、外部資金の受入れ等について審議を行った。 | | | |

| | | | | | |
|--|---|--|---|--|--|
| <p>運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策</p> <p>教育研究評議会は、学長、理事、副学長、各組織の長及び教授会において選出された教員等で構成し、機動的に運営する。</p> <p>教授会は、専任教員で構成し、審議事項を精選し、開催回数を減らす。</p> <p>各種委員会は、真に必要なものを精選する。</p> | | | <p>46（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>教育研究評議会を毎月開催し、教授会の審議事項を精選し隔月開催とした。大学運営会議（役員会）は教育研究評議会・経営協議会・教授会・各種委員会等の審議事項を整理し全体的な調整を行い、効率的な運営を図っている。重要事項については、臨時に教育研究評議会等を開催し、学内コンセンサスを得て決定している。また、大学運営会議ニュースとしてホームページに掲載して周知を図っている。</p> <p>各種委員会の見直しについては、法人化前40の委員会を18の専門委員会と3法人室に整備し、学部課程改革及び大学院改革の検討に期間限定の特別委員会を置くなど、柔軟で機能的な体制とした。また大学経営戦略、事務組織改革等特定の懸案事項については、学長又は事務局長裁定によるプロジェクトを組織し、機動的・効率的に検討を行う体制を導入した。</p> | <p>引き続き、重要事項の決定に当たって、教育研究評議会及び教授会を効果的に活用する。また、特定の懸案事項については、引き続き、柔軟な組織運営体制を組織し、効率的な運営を行う。</p> | |
| | <p>重要事項の決定に当たって、学内コンセンサスを得るため教育研究評議会及び教授会を効果的に活用し、大学運営の円滑化を図る。また、特定の懸案事項については柔軟な組織運営体制を組織し、効率的な運営を行う。</p> | | <p>（平成19年度の実施状況）</p> <p>(1)定例の教授会は隔月開催としたが、教職大学院の設置計画等急を要する事項について臨時に開催し、学内のコンセンサスを得るようにした。</p> <p>(2)円滑な大学運営を補佐するため、特定の業務を処理する「学長特別補佐」制度を設け、規程整備等担当及び中期目標計画等担当の2名を置いた。</p> <p>(3)教職大学院の設置計画の検討に特別委員会を組織し、原案作成を行うなど機動的に対応した。</p> | | |
| <p>教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策</p> <p>人的資源の効率的運用のため教員と事務職員等との役割分担を明確にしつつ、それぞれの専門的知識を有効に活用するため連携協力して大学運営の企画立案に参画する。</p> | | | <p>47（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>教員及び事務職員が両輪として連携を取り、迅速な検討・業務遂行を行うことを目的に、法人室（目標・評価室、就職・連携室、企画推進室）を設置し、自己点検・評価、就職支援、連携事業、外部資金等による研究推進を行った。また平成19年度からの学部課程改革に対応した入試広報の実施、男女共同参画推進における調査等に、教員と事務職員等によるプロジェクトを組織し対応した。</p> | <p>構築した法人室体制をより有効に活用する。また、特定の懸案事項については、引き続き、柔軟な組織運営体制を組織し、効率的な運営を行なう。</p> | |

| | | | | | |
|--|--|--|---|---|--|
| | <p>法人室の充実を図るとともに他の組織においても教員及び事務職員による連携協力を推進して一体的な大学運営を行う。また、特定の懸案事項については柔軟な組織運営体制を組織し、効率的な運営を行う。</p> | | <p>(平成19年度の実施状況) (1)事務組織の再編の中で、法人室に関連した事務組織の見直しを行い、目標・評価室に係る評価室及び企画推進室に係る経営企画担当部署の設置を行った。 また、中期目標期間の評価への対応、教員免許更新制への対応に、教員及び事務職員によるプロジェクトを設置して取り組んでいる。 (2)法人室に、広報活動の推進のため「広報戦略室」を、情報化の整備・充実のため「情報化推進室」を置くことを検討し、平成20年度から実施することとした。</p> | | |
| <p>全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策 基盤的なものに関しては学内で定める配分方式によることとし、重点的に取り組むべき事項については、教育研究評議会及び経営協議会等の意見を参考に、学長が強いリーダーシップを発揮できる体制を構築する。</p> | <p>重点的に取り組むべき事項については、教育研究評議会及び経営協議会等の意見を参考に、学長が役員会（大学運営会議）と一体になって強いリーダーシップを発揮して実行する。</p> | | <p>48 (平成16～18年度の実施状況概略) 経営協議会等の意見を参考に、大学の教育研究を戦略的に推進するため、他に優先して取り組むべき重点施策に係る「重点事業経費」を計上し、社会に有為な教員等の人材養成関係事業、教育現場の困難な課題に対応する研究事業、社会の養成に基づく教育・研究資源の還元事業を行った。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 平成19年度の予算配分で重点事業経費154,671千円（事業費の約18%）を計上し、上記では障害学生支援プロジェクト経費及び就職支援インストラクターの配置（14,760千円）、では環境教育による教科横断型カリキュラム開発配信事業、特別支援教育に関するコンサルテーション活動とデータベース構築推進事業、地域における国際理解教育の指導理念及び推進方法に関する研究及び附属小学校マルチメディアシステム（91,785千円）、では地域連携事業、サテライトキャンパス等における公開講座、現職教育講座の実施、国際交流・国際貢献事業及び附属学校における実践的教育活動公開事業（附属4校園連携事業）（9,619千円）を実施した。この他老朽設備等の計画的更新を図る「設備充実(整備)経費(10,000千円)」を新設するとともに、学長裁量経費を拡充して教員研究費へのインセンティブを導入した。教員研究費の加算及び学長裁量経費の配分方法については、企画推進室で検討の上、学長が決定することとし、教員研究費の加算では15件3,000千円、学長裁量経費では27件22,834千円の配分を実施した。</p> | <p>策定した「国立大学法人宮城教育大学の経営方針」に基づき、引き続き、教育研究評議会及び経営協議会等の意見を参考に、学長が役員会（大学運営会議）と一体になって強いリーダーシップを発揮して実行する。</p> | |

| | | | | | |
|--|---|--|---|---|--|
| | | | <p>また、学部課程改革及び教職大学院開設に伴う施設整備、教員免許更新講習に対応する設備整備に、目的積立金の取り崩しを経営協議会で審議し実行した。</p> | | |
| <p>学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策 教育研究評議会や経営協議会での審議・意見及び教育関係機関や団体等との懇談等における意見を参考に、本学の運営上高い見識及び専門的能力を有する者の登用に努める。</p> | <p>教育研究評議会や経営協議会での審議・意見及び教育関係機関や団体等との懇談等における意見を参考に、高い見識及び専門的能力を有する者の登用及び現職教員を採用する客員教授制度をさらに活用し、また、退職教員を採用する特任教授等の制度を導入する。</p> | | <p>49（平成16～18年度の実施状況概略） (1)大学と教育現場はもとより地域社会との連携の強力な推進と地域貢献の充実を図るため、平成16年度から学外理事（連携担当理事）に元県教育委員会教育長を招へいたほか、就職支援インストラクターに元公立学校長3名を採用している。 (2)各研究センターの客員教員として、教育機関等の現職教員等を招へいし、実践研究や教材開発などの共同研究で成果を挙げている。 (3)「総人件費削減に関する基本方針」を平成18年度に策定し、特任教授制度、教員任期制を導入し、人件費を抑えながら学生教育の充実を図ることとした。 (4)法人業務に関して多様な見地から、大学に関する業務について広くかつ高い見識を有する者に意見等を求めるための制度について検討し、平成18年度に「法人支援アドバイザー制度」を創出した。</p> | <p>引き続き、高い見識及び専門的能力を有する者の登用及び現職教員を採用する客員教授制度を活用し、また、平成19年度に制定した、退職教員を採用する特任教授制度の活用を図る。</p> | |
| | | | | <p>（平成19年度の実施状況） (1)学外理事（連携担当理事）に、4月から元仙台市教育委員会教育長を招へいた。 (2)客員教員として、環境教育実践研究センター8名、教育臨床研究センター2名、特別支援教育総合研究センター2名、国際理解教育研究センター4名（県教育研修センター、公立学校教員、他大学教員等）を招へいし、本年度は客員准教授として2名を受け入れた。 (3)特任教授規程を制定し、平成20年度から本学の名誉教授で非常勤講師として勤務する者に対し、特任教授と称することができる制度とした。 (4)法人支援アドバイザーに、矯正施設の園長、美術館の館長、民間企業、元病院長、元警察学校長、弁護士等社会のさまざまな分野で活躍している13名を委嘱し、懇談会を開催し、教育・研究及び運営についての意見をいただいた。</p> | |

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>内部監査機能の充実に 関する具体的方策 実効的な内部牽制の機能 を有する事務体制の構築を 図る。</p> | <p>監事監査を支援する体制 を再確認し、内部監査を適 切に行い、効率的な運営を 促進する。</p> | <p>50（平成16～18年度の実施状況概略） 監事監査を支援する体制として、平成18年度に監査 室を設置し、室長を含め2名の事務職員により構成した。 また会計監査の実施体制を見直し、学長が統括するよう 会計監査要項を改正した。</p> | <p>引き続き、内部監査を適切に 行い、効率的な運営を促進する。</p> |
| <p>国立大学間の自主的な連 携・協力体制の整備に関す る具体的方策 全国あるいはブロックに おいて、それぞれの大学の 特色を活かしながら連携・ 協力する体制について、他 の国立大学法人との協議を 進める。</p> | <p>全国的な連携協力組織で ある（社）国立大学協会、 教育大学協会の活動に積極 的に参加するとともに、個 別課題についても本学が率 先して参加する。</p> | <p>51（平成16～18年度の実施状況概略） 国立大学協会では入試委員会、教育大学協会では東北 地区会長校・評議員として活動に参加したほか、自主的 な連携組織である11教育大学学長懇談会では、教育大 学間のコンソーシアムの立ち上げを提案するなど積極的 に関与した。また中央教育審議会初等中等教育分科会教 員養成部会の臨時委員に前学長が就任し、専門職大学院 ワーキンググループ、課程認定委員会委員として関与し た。</p> | <p>引き続き、国立大学協会、日 本教育大学協会の活動に積極 的に参加するとともに、個別課題 についても本学が率先して参加 する。 南東北三大学（宮教、福島、 山形）の業務連携について検討 する。</p> |
| | | <p>（平成19年度の実施状況） 国立大学協会においては入試委員会、教育大学協会に おいては東北地区会評議員として、協会の活動等を通じ て、連携・協力を行った。 また、事業の連携について検討するため、南東北三大 学（宮教、福島、山形）学長、事務局長懇談会を開催し た。</p> | |
| | | <p>ウェイト小計</p> | |

業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標 社会的要請や学生に対する責任を自覚し、教育研究の向上や充実を図るとともに、特色ある教育研究を推進していくため、弾力的な教育研究組織の編成に努める。

| 中期計画 | 平成19年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由（計画の実施状況等） | | ウェイト | |
|---|--|------|----|---|---|------|----|
| | | 中期 | 年度 | 平成19年度までの実施状況 | 平成20～21年度の実施予定 | 中期 | 年度 |
| 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策 免許法の改正や学校現場における動向など社会的要請を踏まえるとともに、大学において現に行われている教育研究の現状を点検・評価し、教育研究組織の編成を見直すことができるようなシステムを検討する。 | 平成18年度に認定された認証評価結果（大学基準協会）に基づき、助言のあった事項の改善に取り組む。 | | | 5 2（平成16～18年度の実施状況概略） (1)宮城県及び仙台市の両教育委員会と本学で組織する連携推進協議会において、本学の教育の成果に関する意見交換及び連携事業の検証を実施した。また、教育学部の課程改革及び教職大学院の創設に、宮城県及び仙台市両教育委員会との意見交換の場を設け、教育現場の意見を反映させ検討を行った。 (2)平成17年度に申請した大学基準協会の認証評価（相互評価）の結果、平成18年4月に「大学基準に適合している」と認定され、勧告はなしとの良好な評価を受けた。同協会から本学の教育研究推進のため、次の3つの事項について努力するよう助言を受け、改善に取り組んでいる。履修登録単位数の上限設定、大学院の「夜間主コース」の定員割れの是正、バリアフリー対策。 | 平成19年度の学部課程改革及び平成20年度の教職大学院の新設に伴う大学院の改組を行ったが、その教職課程の着実な実施について、継続して取り組む。 | | |
| | | | | （平成19年度の実施状況） 上記の改善として、「単位制度の実質化」と「成績評価の透明性・公正性」を確保し、成績評価を公正・適切に行う体系を構築するため、平成19年度新入生からGPA制による成績評価方法を採用し、平成20年度入学生からは、CAP制を導入することとし、一部の科目を除き半期28単位を上限とした。 について、宮城県・仙台市両教育委員会との連携のもと教職大学院の設置と併せて検討を行い、平成20年度からの教職大学院の設 | | | |

| | | | | |
|--|--|---|---|--|
| | | <p>置が認められ、現職教員については主に教職大学院において受け入れていくこととした。なお、平成20年度教職大学院の入学者のうち現職教員は、定員32名中28名であった。 について、5号館スロープの雨よけ・雪よけ用屋根の設置、特別支援学校の屋内運動場にエレベーター・障害者用トイレの設置、視覚障害学生用に廊下の人感センサー付き照明の設置等を行った。</p> | | |
| <p>教育研究組織の見直しの方向性 現行の3課程を教員養成への社会的要請及び計画養成の観点から再編することを検討する。 附属教育研究施設の在り方について検討するとともに、特別支援教育及び国際理解教育の研究を充実させる方策について検討する。 大学院博士後期課程の設置の必要性について引き続き検討する。</p> | | <p>53（平成16～18年度の実施状況概略） (1)学部3課程の再編について、平成16年11月の教授会において、非教員養成課程である生涯教育総合課程を解消し教員養成に一本化する、小学校教員、中・高校教員、特別支援教育教員の養成をそれぞれ課程として区分し、教員養成担当大学を目指すという基本方針について全学的な合意が得られ、具体的な教育課程等について検討を行った。 (2)特別支援教育及び国際理解教育の研究を充実させるため、それぞれの研究センター設置準備委員会を設置し、検討を進め、平成16年9月に特別支援教育総合研究センターを、同年12月に国際理解教育研究センターを設置した。 (3)平成16年に「大学院教育学研究科改革特別委員会」を設置し、大学院制度の見直しと主として現職教員を対象とした新しい専攻ないし専修の創設に向け検討に着手したが、中央教育審議会の「今後の教員養成・免許制度の在り方について（中間報告）」で「教職大学院」制度の創設が盛り込まれ、本学では大学院改革の中で専門職大学院の創設も考慮しながら検討を行い、平成18年度に「宮城教育大学教職大学院」の設置構想（素案）をまとめた。</p> | <p>平成19年度に、3課程の再編及び附属施設の改組を終了した。その教育課程の着実な実施及び研究の推進に継続して取り組む。</p> | |
| | <p>現在の3課程（学校教育教員養成課程、障害児教育教員養成課程、生涯教育総合課程）を教員養成への社会的要請及び計画養成の観点から再編し、個性あふれた教員養成と現職教育を積極的に推進する「教員養成</p> | <p>（平成19年度の実施状況） (1)学部課程については、平成19年度から初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程、特別支援教育教員養成課程の新たな3課程を設置した。 (2)大学院については、教職大学院の平成20年度開設を目指し検討を重ね、専門職学位課程高度教職実践専攻の設置申請を行い、設置が認可された。また、教職大学院の設置と併せて、修士課程の改組について検討し、これ</p> | | |

| | | | | | |
|--|------------|--|--|--|--|
| | 担当大学」を目指す。 | | までの3専攻「学校教育専攻」「障害児教育専攻」及び「教科教育専攻」を、「特別支援教育専攻」及び「教科教育専攻」の2専攻とすることとした。 | | |
| | | | ウェイト小計 | | |

業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 人事の適正化に関する目標

| | |
|------|---|
| 中期目標 | 適正な人事評価の体制及びシステムを検討する。 教職員の流動性・多様性等を向上させるために必要な措置方策について検討する。 |
|------|---|

| 中期計画 | 平成19年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由(計画の実施状況等) | | ウェイト | |
|--|----------|------|----|---|--|------|----|
| | | 中期 | 年度 | 平成19年度までの実施状況 | 平成20～21年度の実施予定 | 中期 | 年度 |
| 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 教職員の業績を適正に評価するシステムの検討を進め、併せて、その評価に基づく処遇の適否及び在り方を検討する。 | | | | 54(平成16～18年度の実施状況概略) (1)教員の活動状況の点検・評価に関する基本方針等(基本方針、評価基準、教員評価委員会規程)を策定し、平成18年度に全教員を対象に活動項目(学生教育、学校支援、研究活動、社会貢献、管理・運営活動)の自己点検・評価を実施し、97%の教員から調査票を回収した。 (2)事務系職員の評価システムを平成18年度に策定した。職種やキャリア・ステップに応じて、職務遂行能力の発揮度(過程)、職務達成における行動(過程)、業務の達成度(結果)等の評価要素に、それぞれ評価項目・評価指標を設定し、平成19年度から実施することとした。 | 平成17年度に「教員の活動状況の点検・評価に関する基本方針」及び平成18年度に「事務系職員等の新たな人事評価システム」を策定し、実施した。 そのシステムの見直し等について、継続して取り組むとともに、人事評価に基づく処遇の適否及び在り方を検討する。 | | |

| | | | | | |
|---|---|--|--|---|--|
| | <p>「教員の活動状況の点検・評価」に関する基本方針・基準等に基づいて平成18年度に行った「教員評価」により、教員の教育活動状況等を把握し、教育研究活動の活性化を図る。また、事務職員・技術職員に関する評価基準を策定する。</p> | | <p>(平成19年度の実施状況) (1)教員については、平成18年度に実施した自己点検・評価により、学長による講座間の比較による概評を行い公表したほか、総合的な分析・検討を行い、段階的な個人評価の原案作成を行った。 (2)事務系職員については、評価システムに基づいて平成19年度から試行的に実施した。</p> | | |
| <p>柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 教職員の選考については、研究水準を維持しつつ多様な人材の確保が可能となる具体的方策について検討する。 連携の推進や地域社会への貢献のため、兼業・兼職等の学外活動を広く認める制度について検討する。</p> | <p>国立大学法人化後の柔軟で多様な人事制度の在り方について引き続き検討するとともに、退職教員を採用する特任教授制度を導入する。また、連携の推進や地域社会への貢献のため、平成17年度に策定した「兼業・兼職等の学外活動を広く認める制度」に基づいて実行する。</p> | <p>55 (平成16~18年度の実施状況概略) (1)教員の多様な雇用形態として、特任教授制度、教員任期制、再雇用制度、県・市教育委員会等との協定に基づく人事交流の導入について、教職大学院の設置構想、人件費削減への対応と関連して検討を行った。 (2)兼業・兼職制度の見直しと手続きの簡素化を平成17年度に実施し、地方自治体等からの依頼で、本学の教育研究活動に有益であると認められる無報酬の兼業は本務とみなす。以外の無報酬の兼業を届出制にする等の改正を行った。</p> | <p>(平成19年度の実施状況) (1)宮城県・仙台市両教育委員会との人事交流を、平成20年度開設の教職大学院の実務家教員に、任期制で実施することとした。 (2)特任教授規程を制定し、平成20年度から、本学の名誉教授で非常勤講師として勤務する者に対し、特任教授と称することができる制度とした。 (3)「兼業・兼職等の学外活動を広く認める制度」に基づき、地方自治体の委員、高校での出前授業、研修会での講師派遣等を実施し一層の社会活動の拡大を図った。</p> | <p>引き続き、国立大学法人化後の柔軟で多様な人事制度の在り方について検討する。</p> | |
| <p>任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 教員の新規採用にあたっては、原則として全ての職種について公募制を導入する。</p> | | | <p>56 (平成16~18年度の実施状況概略) (1)教員の新規採用については、全て公募を実施し、関係機関への周知、科学技術振興機構の研究者人材データベース及び本学ホームページへの掲載を行った。 (2)教員の任期制については、宮城県・仙台教育委員会との人事交流による教職大学院の実務家教員に導入することとした。</p> | <p>教員の新規採用にあたって、公募制を継続して行うとともに、引き続き、流動的研究が必要となる分野の任期制導入について検討を行う。</p> | |

| | | | |
|---|---|--|--|
| <p>近隣の教育研究機関等との人事交流を一層推進し、教員の流動性を高める。 流動的研究が必要となる分野について、任期制の導入を検討する。</p> | <p>教員の新規採用にあたっては、原則として全ての職種について公募制を継続して行う。また、教職大学院の設置に伴う、実務家教員に関する任期制の導入について検討する。</p> | <p>(平成19年度の実施状況) (1)教員の新規採用4件について、全て公募を実施した。 (2)教職大学院の実務家教員について、宮城県・仙台市両教育委員会との人事交流について検討を重ね、平成20年度から3名の人事交流を実施することとし、3年間の任期制を実施することとした。また、教育委員会との人事交流以外に採用した1名についても3年間の任期とした。</p> | |
| <p>外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 国際的視点の必要度が高い分野を中心に外国人教員の割合を高めるよう努力する。 ジェンダーバランスについては、全学として女性比率を高めるよう努力する。</p> | | <p>57(平成16~18年度の実施状況概略) (1)外国人教員の雇用は、英語コミュニケーションを専門分野とする准教授及び外国語担当の外国人教師の2名を採用している。また外国人の非常勤講師を、英語、フランス語、中国語、ハングル語の外国語科目及び外国語コミュニケーション科目、英会話や異文化理解の科目に採用している。 (2)女性教員の研究・労働環境の改善については、平成16年度に「男女共同参画推進に関する懇談会」において教職員の教育研究・労働環境・男女共同参画推進に関するアンケートを取りまとめ、意識向上の啓発、育児休業・介護休業の際の代替要員の確保、労働環境整備、男女共同参画推進に関する組織への男性の参加についての取り組みを進めるため、「男女共同参画プロジェクト」を設置し、継続的に検討を進めた。これまで、附属学校における現状の検討(アンケート調査を含む。)育児休業・介護休業の際の支援方策について重点的に検討を行い報告書にまとめ全職員に配布した。附属学校については、平成17年度に「宮城教育大学附属学校人事方針」を作成し、男女比、年齢、教科、経験等の各種要素のバランスを図ることとした。</p> | <p>引き続き、外国人教員の必要性、女性教員の雇用拡大に関する検討を行い、外国人教員の雇用拡大、女性教員の研究・労働環境の改善に努める。</p> |
| | <p>さまざまな国際的視点での外国人教員の必要性、女性教員の雇用拡大に関する検討を行い、女性教員の研究・労働環境の改善に引き続き努める。</p> | <p>(平成19年度の実施状況) (1)外国人教員の雇用は昨年度と同様、英語コミュニケーションを専門分野とする准教授及び外国語担当の外国人教師の2名を採用している。また外国人の非常勤講師を、英語、フランス語、中国語、ハングル語の外国語科目及び外国語コミュニケーション科目、英会話や異文化理解の38科目に11名採用している。 (2)女性教員の労働環境の改善について、附属小学校の校</p> | |

| | | | | |
|--|---|---|---|--|
| | | <p>舎改修の際に、更衣室へのシャワー設備、トイレ・洗面台の配置の工夫等の要望を取り入れ整備した。また、女性比率の向上等に、引き続き取り組んでいる。</p> | | |
| <p>事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 一般の事務系職員は、競争試験により選考し、専門的な知識を要する職種への採用は、選考採用を導入する。 職員の資質向上及び業務の円滑な遂行を図るため、必要に応じて専門機関が主催する長期研修に参加させ、また民間等への派遣・調査、外部講師を招聘しての研修を計画的に実施する。 法人職員としてのキャリア形成及び組織の活性化を図るため、他大学や文部科学省等との計画的な人事交流を推進する。</p> | <p>一般事務系職員の採用については、東北地区国立大学法人等職員採用試験による合格者名簿からの採用並びに独自の選考による採用を効果的に活用し、優秀な人材の確保に努める。また、他機関等と人事交流を行い、外部機関主催の研修会等へ積極的に参加するなど職員の資質向上に努め、職場の活性化を図る。</p> | <p>58（平成16～18年度の実施状況概略） (1)毎年度他機関との人事交流を実施し、平成16年度4名、平成17年度18名、平成18年度14名を実施した。 (2)研修の参加状況は、日本学生支援機構主催「厚生補導職員研修会」、人事院主催の各種研修、他大学図書館主催の研修に平成16年度4名、平成17年度18名、平成18年度4名派遣している。また東北地区国立大学が連携して実施している研修には、平成17年度6件16名、平成18年度9件18名を参加させている。また平成18年度から資質向上を図るため、本学独自の人材育成プランを策定し、研修事業を実施した。</p> | <p>引き続き、採用については、東北地区国立大学法人等職員採用試験による合格者名簿からの採用並びに独自の選考による採用を効果的に活用し、優秀な人材の確保に努める。 また、他機関等と人事交流、外部機関主催の研修会等への積極的参加など職員の資質向上に努め、さらなる職場の活性化を図る。</p> | |
| <p>中長期的な観点に立った適切な定員管理に関する具体的方策 各組織への適正な人員配置及び全学的な人件費管理のシステムの構築に努める。</p> | | <p>59（平成16～18年度の実施状況概略） 役員会（大学運営会議）において、中期計画期間中の運営費及び人件費についてシミュレーションを行い、適正な人員配置、円滑な定員管理、教員の多様な雇用形態等について検討を重ね、総人件費改革の実行計画を踏まえ平成18年度に大学経営緊急対策特別会議を設置し、総人件費削減に関する基本方針及び具体的な削減方法を策定した。教員については、定年退職者等の後任は原則として補充しないこととした。</p> | <p>平成18年度に策定した、「総人件費削減に関する基本方針及び具体的な削減方法」に基づき実施するとともに、必要に応じて見直しを行う。</p> | |

| | | | | | |
|--|-------------------------------|---|--|--|--|
| | 適正な人員配置及び全学的な人件費管理のシステムを策定する。 | 事務系職員については、各部署の業務及び職員の配置を見直し、平成19年度から新たな事務組織体制を実施することとし2～3年間の移行期間を設けた。 | | | |
| | | (平成19年度の実施状況) (1)総人件費削減に関する基本方針及び具体的な削減方法に基づき、教員2名、事務系職員1名を削減した。 (2)新たな事務体制を4月から実施し、また、特別支援教育研究総合研究センター及び国際理解教育研究センターにそれぞれ2名の専任教員を、学内異動により配置した。 | | | |
| | | ウェイト小計 | | | |

業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化
事務等の効率化・合理化に関する目標

| | |
|-------------|--|
| 中期目標 | 事務組織の体制強化と併せて、業務の見直しによる事務処理の簡素化・迅速化を図るための検討を継続的に実施する。 また、外部委託の導入について、種々の視点から総合的に検討する。 |
|-------------|--|

| 中期計画 | 平成19年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由(計画の実施状況等) | | ウェイト | |
|--|----------|------|----|--|---|------|----|
| | | 中期 | 年度 | 平成19年度までの実施状況 | 平成20～21年度の実施予定 | 中期 | 年度 |
| 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 大学運営に積極的に参画するため、段階的に事務組織の再編を進める。 各種事務の電算化、ペーパーレス化を一層推進するとともに、意思決定システ | | | | 60 (平成16～18年度の実施状況概略) (1)平成16年度に学生支援業務の見直しを行い、教務課及び学生課を統合改組して学務課を設置し、就職支援並びに宮城県、仙台市の各教育委員会及び公立諸学校との連携推進を目的に就職・連携課を設置した。 平成18年度には、総人件費改革の実行計画を踏まえ、抜本的な見直しを行い、課・係体制を廃止し、組織を跨いだ事務処理体制とするため主幹・専門職を置き、一般職員は業務の多寡により分担を変更できるようにし、平成19年度から2～3年の移行期間を設け実施することとした。 | 平成19年度に構築した事務組織の機能向上を目指し、段階的に組織再編について引き続き検討を行う。また、業務改革を進めるとともに各種事務の電算化、ペーパーレス化を一層推進して事務処理の簡素化・迅速化を図る。 | | |

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>ム及び手続を見直し、事務処理の簡素化・迅速化を図る。</p> | <p>事務組織の機能向上を目指し、段階的に組織再編を引き続き行う。また、業務改革を進めるとともに各種事務の電算化、ペーパーレス化を一層推進して事務処理の簡素化・迅速化を図る。</p> | <p>(2)事務処理の簡素化・迅速化について、事務局ホームページを開設し、主に学内で使用する各種申請書類等の電子化、出勤簿のパソコン入力等事務処理の簡素化等の改善を行った。</p> <p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>(1)事務組織の再編について、従来の8課4室28係を8主幹5室25専門職とした。また、平成20年度の事務組織について継続して検討し、入学から卒業までの連携を持った支援を行えるよう学務主幹、入学主幹、就職・連携主幹を入学・教務主幹、学生・就職主幹、連携主幹に再編し、外部資金獲得のさらなる強化を図るため研究協力室を置くこととした。</p> <p>(2)事務組織の見直しの中で、平成19年度は各部署に分散した調達関係業務を、平成20年度は集約化し事務処理の効率化を図ることとした。</p> | |
| <p>複数大学による共同業務処理に関する具体的方策 共同処理が可能な業務について、他大学等との協議を進める。</p> | <p>事務系職員の統一採用試験、教職員の研修(FD、SD)及び契約関係業務等他の国立大学等と連携することがより効率的なものについて、引き続き共同による業務処理を推進する。</p> | <p>61(平成16~18年度の実施状況概略)</p> <p>(1)事務系職員の採用試験を東北地区国立大学が共同で実施し、採用試験の効率化を図っている。また、事務系職員の研修も東北地区事務系職員等人事委員会で実施し、平成17年度6研修に16名、平成18年度9研修18名受講させている。</p> <p>(2)物品等の共同調達を東北大学と実施し、事務の合理化及び調達価格の低減化を図っている。平成16年度から重油、ガソリン、軽油・白灯油、コピー用紙を実施した。</p> <p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>(1)事務職員の統一採用試験及び研修を、今年度も継続して実施した。研修については、6研修に8名受講させた。</p> <p>(2)物品等の共同調達を実施し、新たにトイレトーパー及び職員の健康診断業務を実施した。</p> <p>(3)南東北三大学(宮教、福島、山形)学長、事務局長懇談会を開催し、事業の連携について検討していくこととした。</p> | <p>事務系職員の統一採用試験、教職員の研修及び契約関係業務等他の国立大学等と連携することがより効率的なものについて、引き続き共同による業務処理を推進する。</p> <p>また、南東北三大学(宮教、福島、山形)の業務連携について検討する。</p> |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>業務のアウトソーシング等に関する具体的方策 事務等の見直しを行うとともに、外部委託導入に際しては業務の効率化及び合理化と費用対効果の観点から総合的に検討する。</p> | <p>効率化と費用対効果を考慮して、アウトソーシングの業務を検討・評価するとともに、今後、効果のあがるアウトソーシングの導入について順次実施する。</p> | <p>62（平成16～18年度の実施状況概略） (1)外部委託の状況は、平成16年度は清掃及び警備業務、平成17年度は青葉山地区ボイラー運転、附属小学校及び養護学校の給食調理業務を実施した。平成18年度は上杉地区の警備業務の複数年契約を試行的に実施し、複数年契約の実効性とメリット・デメリットを検討したほか、青葉山地区構内清掃業務の仕様書の全面的な見直しを行い、清掃対象面積の削減を行った。 (2)入学願書の受付、入学試験に伴う交通整理、学生の授業評価アンケートの集計等短期的、一時的に発生する定型的な業務をスポット契約・労働者派遣等のアウトソーシングによる対応している。</p> | <p>アウトソーシング業務を検討・評価するとともに、今後、効果のあがるアウトソーシングの導入について順次検討・実施する。</p> |
| | | <p>（平成19年度の実施状況） 上杉地区機械警備業務、青葉山地区警備業務、学生寮ボイラー運転業務に複数年契約を実施し、約480千円の経費節減を図った。</p> | |
| | | <p>ウェイト小計</p> | |

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

(1) 「国立大学法人宮城教育大学の経営方針」に基づく業務運営

平成16年度の経営協議会等において、「国立大学法人宮城教育大学の経営方針」を策定した。この経営方針に基づき重点事業への積極的な財政措置、法人室の活動推進、人件費削減への対応、事務組織の改組、予算配分方針の見直し等を行った。

(2) 認証評価

平成17年度に申請した大学基準協会の認証評価(相互評価)の結果、平成18年4月に「大学基準に適合している」と認定され、勧告はなしとの良好な評価を受けた。

(3) 兼業・兼職制度

平成17年度に、兼業制度の見直しを行い、地方自治体等からの依頼で、本学の教育研究活動に有益であると認められる無報酬の兼業は本務とみなす、無報酬の兼業を届出制にする等の改正を行い、社会貢献の推進を図った。

【平成19事業年度】

(1) 法人支援アドバイザー制度

平成18年度に創設した法人支援アドバイザー制度について、矯正施設の園長、美術館の館長、民間企業、元病院長、元警察学校長、弁護士等社会のさまざまな分野で活躍している13名を委嘱し、懇談会を開催した。

2. 共通事項に係る取組状況

戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。

【平成16～18事業年度】

法人としての運営方針、経営戦略を企画立案するため、役員会の構成員に、学務担当副学長、図書館長を加えた「大学運営会議(構成員6名)」を設置している。同会議は、学長が十分なリーダーシップを発揮し、大学の最終意思決定を行うことができるようにしたものである。平成16年度には「宮城教育大学の経営方針」、「重点事業経費の創設(戦略的な資源配分)」、平成17年度は「教員の活動状況の点検・評価の基本方針」、平成18年度は「総人件費削減に関する基本方針」、「新たな教員組織」、「事務組織の改組」の立案を行い、経営協議会、教育研究評議会と連携しながら方針を策定した。大学運営会議の下に、実際の業務遂行・検討のため「法人室」と「専

門委員会」を設置している。法人化を契機に導入した「法人室」制度は、教員及び事務職員が両輪として連携を取り、迅速な検討・業務遂行を行うことを目的にしたものである。

【平成19事業年度】

(1) 新たに特定の業務を処理する「学長特別補佐」制度を設け、規程整備等担当及び中期目標計画等担当の2名を置き、教職大学院開設に伴う規程の整備や平成19年度及び中期目標期間の自己点検・評価を行った。

(2) 中期目標期間の評価への対応、教員免許更新制への対応に、教員及び事務職員によるプロジェクトを設置して検討した。

(3) 法人室に、広報活動の推進のため「広報戦略室」を、情報化の整備・充実のため「情報化推進室」を平成20年度から設置することとした。

法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

【平成16～18事業年度】

より効率的・効果的な大学運営を行うために「国立大学法人宮城教育大学の経営方針」を作成した。この方針は、社会に有為な教員等の人材の養成、教育現場の困難な課題に対応する研究の推進、社会の要請に基づく教育・研究資源の還元を基本方針としている。これらの重点事項を推進するための戦略的経費として「重点事業経費」を設置した。

重点事業経費以外の経常的な経費については、教育研究活動における基盤的な経費である教員研究費を可能な限り確保することに努めたほか、全学的な見地から機動的に運用するための経費として学務共通費の新設など、資源配分の選択と集中を図った。また、一般管理費については、燃料費の高騰に伴う光熱水料費の増額を余儀なくされたものの、その他の経費については、法令上必要であるなどの義務的な経費を除いて過去の執行状況を厳しく精査して、必要最小限度の要確保額を算出した上で予算配分を行った。また一方では、修繕費などの建物等の維持管理費用については、教育研究に不可欠なインフラストラクチャーとしての性格や建築から40年近くを経過して老朽化の進んでいる現状に鑑みて可能な限り予算の確保を図るなど、メリハリのある効果的な資源配分を行なった。

【平成19事業年度】

平成19年度の予算配分で重点事業経費154,671千円(事業費の約18%)を計上し、上記では障害学生支援プロジェクト経費及び就職支援インストラクターの配置(14,760千円)、では環境教育による教科横断型カリキュラム開発配信、特別

支援教育に関するコンサルテーション活動とデータベース構築推進事業、地域における国際理解教育の指導理念及び推進方法に関する研究及び附属小学校マルチメディアシステム（91,785千円）、では地域連携事業、サテライトキャンパス等における公開講座、現職教育講座の実施、国際交流・国際貢献事業及び附属学校における実践的教育活動公開事業（附属4校園連携事業）（9,619千円）を実施した。この他老朽設備等の計画的更新を図る「設備充実（整備）経費（10,000千円）」を新設するとともに、学長裁量経費を拡充して教員研究費へのインセンティブを導入した。教員研究費の加算及び学長裁量経費の配分方法については、企画推進室で検討の上、学長が決定することとし、教員研究費の加算では15件3,000千円、学長裁量経費では27件22,834千円の配分を実施した。

法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い、必要に応じて資源配分の修正が行われているか。

【平成16～18事業年度】

年度当初に配分した予算の執行状況は、財務会計システムから予算執行状況集計表や予算差引簿を適宜出力し、内容を精査することによって資源配分が適切かつ効率的に行われたかどうか事後チェックしている。この事後チェックの結果を、年度途中で編成される補正予算や翌年度以降の予算配分案を作成する際に反映し、資源配分の見直しを行っている。見直しにより生じた予算は、環境整備等の緊急を要する事項へ重点的に配分している。

【平成19事業年度】

昨年度までと同様に事後チェックを実施し、特に学長裁量経費については補正予算を追加配分し、教育研究事業の積極的推進を図った。

業務運営の効率化を図っているか。

【平成16～18事業年度】

教育研究評議会を毎月開催し、教授会の審議事項を精選し隔月開催とした。大学運営会議（役員会）は教育研究評議会・経営協議会等の審議事項を整理・調整を行い、効率的な運営を図っている。また法人化前の40の委員会を、18の専門委員会と3法人室に整備し、学部課程改革及び大学院改革の検討に期間限定の特別委員会を置くなど、柔軟で機能的な体制とした。また、大学経営戦略、事務組織改革等特定の懸案事項については、学長又は事務局長裁定によるプロジェクトを組織し、機動的・効率的な体制を導入した。

事務組織については、平成16年度に学生支援業務の見直しを行い、教務課及び学生課を統合改組して学務課を設置し、就職支援並びに教育委員会及び公立諸学校との連携推進を目的に就職・連携課を設置した。

【平成19事業年度】

事務組織の再編について、総人件費改革の実行計画を踏まえ、抜本的な見直しを行い、平成19年度から、課・係体制を廃止し、組織を跨いだ事務処理体制とするため主幹・専門職を置き、一般職員は業務の多寡により分担を変更できるようにし、2～3年の移行期間を設け実施した。

収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

【平成16～18事業年度】

(1) 学士課程の定員充足率

平成16年度 116.6%、平成17年度 117.6%、平成18年度 118.0%

(2) 修士課程の定員充足率

平成16年度 112.3%、平成17年度 113.2%、平成18年度 109.6%

各年度、収容定員の90%以上を充足している。

【平成19事業年度】

(1) 学士課程の定員充足率 116.9%

(2) 修士課程の定員充足率 102.6%

収容定員の90%以上を充足している。

外部有識者の積極的活用を行っているか。

【平成16～18事業年度】

(1) 外部有識者の活用状況

平成16年度から、学外担当理事（連携担当理事）、監事、客員教授、就職支援インストラクターに、外部有識者を招へいた。また、法人業務に関して多様な見地から、意見等を求めるため、平成18年度に「法人支援アドバイザー制度」を創出した。

(2) 経営協議会の審議状況及び運営への活用状況

平成16年度5回、平成17年度4回、平成18年度5回開催し、「国立大学法人宮城教育大学の経営方針」、「総人件費削減に関する基本方針」、「教員の教育研究活動の点検・評価に関する基本方針」、事務組織の改組、設備充実（整備）経費の新設、教員研究費におけるインセンティブの導入及び学生経費配分手法の見直し等を検討し、外部委員の意見を反映させている。

【平成19事業年度】

(1) 外部有識者の活用状況

平成20年度開設の教職大学院の実務家教員に、宮城県・仙台市両教育委員会との人事交流で採用した。

また、法人支援アドバイザーに13名を委嘱し、平成19年12月に第1回目の懇談会を実施した。

(2)経営協議会の審議状況及び運営への活用状況

平成19年度は5回開催し、予算配分方針、教職大学院の設置計画、これに伴う目的積立金の取り崩し、中期目標・中期計画の変更、年度計画、免許更新制への対応、外部資金の受入れ等について検討し、外部委員の意見を反映させている。

監査機能の充実が図られているか。

【平成16～18事業年度】

監事監査を支援する体制として、平成18年度に監査室を設置し、室長を含め2名の事務職員により構成した。また、会計監査の実施体制を見直し、学長が統括するよう会計監査要項を改正した。

【平成19事業年度】

平成19年度から実施した事務組織の再編の中で、監事監査を支援する組織として事務職員3名(うち2名は専任)による評価室を設置した。

教育研究組織の柔軟かつ機動的な編制・見直し等が行われているか。

【平成16～18事業年度】

(1)平成19年度からの学部課程改革にあたり、新設した「現代的課題科目(カレント科目)群」について、センターまたは講座横断型の教員組織を編成して担当することとした。

(2)平成16年度に、現在の教育現場で求められている、特別支援教育並びに異文化理解・日本語指導等の研究開発を行う体制として、「特別支援教育総合研究センター」及び「国際理解教育研究センター」を新設した。

【平成19事業年度】

(1)社会的・今日的なニーズに応えていけるよう、全学的な観点に立ちセンターの機能強化を図るための人的資源の有効的な活用を検討し、新たに「特別支援教育総合研究センター」及び「国際理解教育研究センター」にそれぞれ講座等との調整のうえ、専任教員を配置した。

法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。

【平成16～18事業年度】

(1)体制：平成16年度に「企画推進室」を設置、平成18年度にそれを支援する経営企画担当部署の設置を行い、戦略的な企画・実施の体制を整備した。

(2)財政：「国立大学法人宮城教育大学の経営方針」を作成し、重点事項を推進するための戦略的経費として「重点事業経費」を設置した。

重点事業経費以外の経常的な経費については、教育研究活動における基盤的な経費である教員研究費を可能な限り確保することに努めた。

【平成19事業年度】

(1)体制：平成20年度から、研究協力室を新設した。

(2)財政：「戦略的経費」、「学長裁量経費」、「研究費の加算」について、20頁「法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。」欄参照

従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

【平成16～18事業年度】

(1)平成16年度の国立大学法人評価における指摘事項

「学外理事に、元宮城県教育委員会教育長が登用され、教員養成大学として地域との連携に努めている点は評価できる。大学運営に関わる人材を、更に外部から登用していくことも有効であると考えられる。」という指摘があり、学外理事(連携担当理事)の平成18年度末の任期満了に伴い、後任理事を、元仙台市教育委員会教育長を招へいした他、就職支援インストラクターを外部有識者に依頼した。また、法人の業務に関し、多様な見地からの意見等を求めるため、「法人支援アドバイザー制度」を創設し、平成19年度に13名を委嘱し懇談会を開催した。

(2)平成17年度の国立大学法人評価における指摘事項

「人事評価システム」の導入について、「教員の活動状況の点検・評価」に関する基本指針を策定し、平成18年度に開始する予定だが、本格実施及び処遇への反映が期待される。さらに、事務職員についても同様の取組が期待される。」という指摘があり、事務系職員の評価について、職種やキャリア・ステップに応じた評価システムを構築した、平成19年度から試行的に実施している。また、評価システムの検討に併せ、事務系職員の人材育成プランを作成し、法人運営の専門性を向上させる研修等を展開している。

【平成19事業年度】

関係する指摘事項はなかった。

業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善
外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標 機関及び個人として研究・教育の質の向上と独自性の維持・発揮のために科学研究費をはじめとする各種公的研究費及び民間研究財団による研究助成等による自己収入の増加に積極的に努める。
 外部資金の積極的な導入を図るとともに自己収入の確保に努め、財務内容の改善を図る。

| 中期計画 | 平成19年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由（計画の実施状況等） | | ウェイト | |
|---|----------|------|----|--|--|------|----|
| | | 中期 | 年度 | 平成19年度までの実施状況 | 平成20～21年度の実施予定 | 中期 | 年度 |
| 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 科学研究費補助金、民間研究助成、受託研究及び奨学寄附金等についてはその趣旨を十分に生かし、教員養成における固有の研究分野及び各研究者の専門研究分野に積極的に応募する。そのための環境条件を整備する。 | | | | 63（平成16～18年度の実施状況概略） 機動的、戦略的に競争的資金を獲得・推進することを目的に平成16年度に企画推進室を設置し、平成17年度は室員を増員するとともに法人室に位置付け体制整備を行った。大学改革推進等補助金や科学研究費補助金等の説明会を文部科学省や日本学術振興会の担当者を講師に毎年開催し、教員養成GPで平成17年度2件、平成18年度1件採択され、科学研究費補助金は平成16年度45件（新規25件、継続20件）、平成17年度47件（新規30件、継続17件）、平成18年度67件（新規54件、継続13件）、平成19年度70件（新規49件、継続21件）と応募の増加を図った。 受託研究は平成16年度7件(6,308千円)、平成17年度7件(7,947千円)、平成18年5件(6,652千円)、奨学寄附金は平成16年度16件(18,187千円)、平成17年度11件(22,729千円)、平成18年度17件(15,587千円)となっている。 また、各種研究助成金の情報をデータベース化してホームページに掲載し、申請件数の増加を図った。 | 各種GP等外部資金獲得のための体制（企画推進室）をより活用し、各種GP、科学研究費補助金、受託研究及び奨学寄附金等について、教員養成における固有の研究分野及び各研究者の専門研究分野の応募の増加を推進するとともにホームページ等でより豊富な情報を提供する。 | | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | <p>各種G P等外部資金獲得のための体制(企画推進室)をより充実させ、各種G P、科学研究費補助金、受託研究及び奨学寄附金等について、教員養成における固有の研究分野及び各研究者の専門研究分野の応募の増加を推進するとともにホームページ等で豊富な情報を提供する。</p> | <p>(平成19年度の実施状況) 事務組織の再編の中で経営企画担当部署を設け、企画推進室の室員とした。 各種G P等の獲得状況は、「専門職大学院等教育推進プログラム(19,700千円)」、「大学教育の国際化推進プログラム・海外先進研究実践支援(3,000千円)」、「拠点システム構築事業・国際教育協カイニシアティブ2件(5,940千円)」、「新教育システム開発プログラム(4,957千円)」、「英語指導力開発ワークショップ事業(2,956千円)」、「小学校における英語活動等国際理解活動推進事業(1,276千円)」、「教員養成改革モデル事業(1,674千円)」、「新たな社会ニーズに対応した学生支援プログラム(24,000千円)」、「国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業(2,070千円)」、「教員研修モデルカリキュラム開発プログラム(3,947千円)」となっている。 また、科学研究費補助金の申請・獲得は、平成20年度申請78件(新規48件、継続30件)採択38件(新規8件、継続30件)となっている。 受託研究は5件(12,300千円)、奨学寄附金は19件(16,846千円)となっている。</p> | | |
| <p>収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 学校教員の養成や現職教職員のブラッシュアップ教育のみならず、地域教育や家庭教育など、本学の特色と社会のニーズを十分に反映したテーマの公開講座等を企画・立案する。</p> | | <p>64(平成16~18年度の実施状況概略) (1)「大学公開講座」は、平成16年度20講座(総受講者362人)、平成17年度21講座(総受講者314人)、平成18年度22講座(総受講者577人)実施し、本学主催の講座の他、宮城県及び仙台市両教育委員会と連携して「みやぎ県民大学」や仙台圏24機関による学都仙台コンソーシアムに移行したサテライトキャンパスでの「高等教育ネットワーク仙台」の講座としても開講し、生涯学習のニーズに積極的に応えた。特に「高等教育ネットワーク仙台」では、公開講座としては画期的な生演奏を交えた音楽の講座とアートに視点をあいた講座を開講し、多くの市民の注目を集めた。また平成17年度から、遠隔地である気仙沼地区で開催した他、免許法上の単位として認められる「免許法認定公開講座」を開講している。 (2)「現職教育講座」は、宮城県及び仙台市両教育委員会と共催し、10年経験者研修の講座として認められるよ</p> | <p>(1)引き続き、本学の特色と社会のニーズを十分に反映したテーマの公開講座等を企画・立案し、社会に積極的にPRする等広報活動を行う。 (2)平成21年度から本格実施となる教員免許更新講習を円滑に実施するため、インターネット利用やサテライト開講等、様々な実施方法や内容について検討を行う。</p> | |

| | | | | | |
|--|--|---|---------------|--|--|
| | <p>地域教育や家庭教育など、本学の特色と社会のニーズを十分に反映したテーマの公開講座等を企画・立案し、広報誌・ホームページ等の様々な手段により社会に積極的にPRする等広報活動を重点的に行い、受講生の獲得を図る。</p> | <p>う現職教員が参加しやすいよう工夫し、平成16年度11講座（総受講者160人）、平成17年度10講座（総受講者154人）、平成18年度9講座（総受講者120人）実施した。 (3)広報についても、ビジュアルなパンフレットに変更した他、ホームページでもリアルタイムで広報した。学都仙台サテライトキャンパスでの公開講座は、出講大学共同のパンフレットによる広報や「仙台市民だより」にも掲載され、新たな参加者獲得につながった。</p> | | | |
| | | <p>（平成19年度の実施状況） 「大学公開講座」23講座（総受講者425人）、「現職教育講座」9講座（総受講者119人）を開講し、また学都仙台サテライトキャンパスでの公開講座も2講座開設した。地方開催の公開講座も、平成18年に連携関係を構築した気仙沼市及び岩沼市での公開講座や高大連携講座を実施した。 また、平成21年度からの教員免許更新講習の実施に向けての検討組織を設置し、講習内容の他、これまでの公開講座等の実績や教育委員会との連携関係を生かし、積極的な対応をすべく検討を行った。</p> | <p>ウェイト小計</p> | | |

業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 経費の抑制に関する目標

中期目標 経費の効率化及び抑制に努め、財務内容の改善を図る。
 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

| 中期計画 | 平成19年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由(計画の実施状況等) | | ウェイト | |
|---|--|------|----|--|---|------|----|
| | | 中期 | 年度 | 平成19年度までの実施状況 | 平成20~21年度の実施予定 | 中期 | 年度 |
| 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 管理的経費の抑制に関する具体的方策 契約内容の見直し、エネルギー対策の推進等により一般管理費の節減に努める。 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。 | 総人件費改革の実行計画を踏まえ、本年度は0.7%の人件費を削減する。また、支出状況を分析し、効率的な大学運営のため、真に必要な経費の絞り込みを行うとともに、物品購入等の契約の見直しによる経費削減、教職員に対する夏季の冷房・冬季の暖房等省エネ | | | 65(平成16~18年度の実施状況概略) (1)予算配分時において経常的経費を抑制すべく、過去3カ年の平均実績額と前年実績額の低廉な額を配分した。また、外部委託の複数年契約の導入、仕様書の見直し、東北大学との物品等の共同調達を実施し、経費節減を図っている。 (2)省エネルギー対策について、日常的な節電、古紙の分別回収等を実施し、職員の意識改革に努めている。 (3)人件費の削減について、平成18年度に「総人件費削減に関する基本方針」及び「総人件費削減に対応するための具体的な削減方法」を策定した。これに基づき平成18年度は助手1名及び技術職員1名の削減を実施した。 | (1)引き続き、物品購入等の契約の見直しによる経費削減、教職員に対する夏季の冷房・冬季の暖房等省エネルギー対策の徹底、昼休み時間や廊下等のこまめな消灯・超過勤務の抑制等による光熱水料の縮減を図る。 (2)平成18年度に策定した「総人件費削減に対応するための具体的な削減方法」に基づき、人件費の削減を行う。 | | |
| | | | | (平成19年度の実施状況) (1)人件費の削減について、平成18年度末で退職した教授2名及び事務職員1名を不補充とし、削減した。 (2)物品等の東北大学との共同調達については、18頁61参照。 (3)省エネルギー対策について、これまでの取り組みを継続したほか、節水の取り組みとして、トイレに擬音装置を設置した。また、平成16年度から平成18年度のエネルギー使用量(電気・ガス・上下水道・重油)をグラフ化して周知し、なお一層の意識改革に努めた。 | | | |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--------|--|--|
| | ルギー対策の徹底、昼休み時間や廊下等のこまめな消灯・超過勤務の抑制等による光熱水料の縮減を図る。 | | | | | |
| | | | | ウェイト小計 | | |

業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善
資産の運用管理の改善に関する目標

| | |
|------|---|
| 中期目標 | 資産を本学の基本的目標に沿って効率的・効果的に運用管理し、本学の教育研究に資する。 |
|------|---|

| 中期計画 | 平成19年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由（計画の実施状況等） | | ウェイト | |
|---|----------|------|----|---|--|------|----|
| | | 中期 | 年度 | 平成19年度までの実施状況 | 平成20～21年度の実施予定 | 中期 | 年度 |
| 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 施設設備等の有効活用のために、教室・研究室等の配置や教育研究設備等の在り方を検討する。さらに学外へ開放することを検討する。 | | | | 6 6（平成16～18年度の実施状況概略） (1)施設の有効利用に関する調査を平成16年度に実施し、この調査結果に基づき、新たに設置したキャリアサポートセンター、特別支援教育総合研究センター、国際理解教育研究センターは、既存建物の部分改修により対応した。 (2)教育研究設備等の活用状況調査を平成16年度に実施するとともに設備等の共同利用に関する調査を平成16年度から継続して実施している。大学として効果的・効率的な設備投資を見据えた予算措置及び導入・管理のあり方について検討を行い、設備整備に関するマスタープランを策定した。 (3)非効率的な資産であった課外活動施設の蔵王合宿研修施設について、平成18年度に処分を行った。 (4)教室・講堂・体育館等の外部貸し出しについては、授業に支障がない限り積極的に行っており、平成16年度は7件11日間、平成17年度は27件49日間、平成 | 「設備整備に関するマスタープラン」に基づき、引き続き、教室、研究室等の配置や教育研究設備等の効率的な配置管理を行う。 | | |

| | | | | |
|--|---|---|--|--|
| | <p>施設設備等の有効活用調査に基づき、不用となった課外活動施設の処分を行うとともに、教室、研究室及び教育研究設備等の効率的な配置管理を行う。</p> | <p>18年度は18件41日間の貸し出しを行った。</p> <p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>(1)未利用資産となった課外活動施設の升沢セミナーハウスの処分を行った。</p> <p>(2)施設使用の再編及び全学共同利用のためのスペースを確保するため、施設の有効活用に関する規程等を整備し、財務・施設委員会が施設スペースの管理を行う体制を明確にした。</p> <p>(3)教職大学院の設置に伴う教員研究室、ゼミ室、院生共同研究室(自習室)等の整備に、既存施設を有効活用し対応した。</p> <p>(4)教室等の外部貸し出しについては、平成19年度は27件70日間の貸し出しを行った。</p> | | |
| | | <p>ウェイト小計</p> | | |

(2) 財務内容の改善に関する特記事項

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

(1) 体制の整備

平成16年度に、機動的、戦略的に競争的資金を獲得・推進することを目的に企画推進室を設置し、平成17年度は室員を増員するとともに法人室に位置付けるなど体制整備を行った。

(2) 外部資金等の獲得

企画推進室において、研究課題ごとに専門的に横断的なグループを組織し、各種GPへの申請、シーズとなる研究に取り組んだ。また、大学改革推進等補助金や科学研究費補助金の説明会を、文部科学省や日本学術振興会の担当者を講師に、平成16年度から毎年開催した他、各種研究助成金の募集に係る情報をデータベース化してホームページに掲載した。この結果が、平成17年度教員養成GPで「教員養成シャトルプロジェクト」、「広域大学間連携による高度な教員研修の構築(7大学)」、「道德教育充実のための教員養成学部等との連携研究事業(仙台市教育委員会と連携)」、「英語指導力開発ワークショップ事業」、「環境教育による教科横断型カリキュラム開発配信事業」、平成18年度は教員養成GPで「課題解決型オーダーメイド大学院プログラム」、「海外教育協力者に対する環境教育実践指導と教育マテリアル支援」、「新教育システム開発プログラム」、「英語指導力開発ワークショップ事業」、「持続可能な開発のための教育10年促進事業」、「教員研修モデルカリキュラム開発プログラム」が採択された。

科学研究費補助金の申請・獲得は、平成17年度申請47件(新規30件、継続17件)・採択26件(新規9件、継続17件44,900千円)、平成18年度申請67件(新規54件、継続13件)・採択28件(新規16件、継続12件51,850千円)、19年度申請70件(新規49件、継続21件)・採択39件(新規18件、継続21件58,870千円)となっており、平成17年度においては、文部科学省から発表された採択率上位機関一覧で22位にランクされた。

受託研究は、平成16年度7件(6,308千円)、平成17年度7件(7,947千円)、平成18年度5件(6,652千円)、奨学寄付金は、平成16年度16件(18,187千円)、平成17年度11件(22,729千円)、平成18年度17件(15,587千円)となっている。

(3) 管理的経費の抑制

予算配分時において光熱水料、通信費及び各種保守経費等の経常的経費を抑制するため、過去3ヶ年の平均実績額と前年実績額を比較し、低廉な額を配分した。執行上の具体的方策として、購入契約の集約化等及び省エネルギー対策の推進等を計画し、それぞれ以下のように実施した。

購入契約の集約化等

東北大学と連携し、重油、ガソリン・軽油・白灯油及びコピー用紙を共同調達した。その結果、重油やガソリン等については市況変動があるため昨年度との比較は困難であるが、コピー用紙については年間およそ平成17年度592千円、平成18年度527千円の節約がなされた。また、財務倉庫の整理等を行い、封筒等の保管スペースを捻出し、一回当たりの購入予定数量を増加させることで購入契約の効率化と経費節減を図った。

省エネルギー対策の推進等

教職員に対し、照明器具、OA機器、空調機器(暖房設備)などに関して日常的な節電への協力を呼びかけるとともに、夏季の軽装期間の延長、休憩時間の消灯の徹底、過剰な照明の取り外し、流し台・トイレ等に節水励行のシールを貼付する等、事務局が率先して具体的な行動を起こすことによって意識改革に努め、学内におけるエネルギー使用量の抑制を図った。また、平成17年途中から開始した古紙の分別回収は、係間持ち回りで回収整理を行い、職員一人ひとりに分別を体験させることや、機密文書についても小まめにシュレッダーにかけてもらう等の取り組みを行い、平成18年度は一層の推進を図るなど、廃棄物の減量化とリサイクルの取り組みを行った。その結果、取り組み開始前(平成16年度)に比して、一般廃棄物処理費については778千円の削減効果がみられた。

(4) アウトソーシング

これまで清掃や警備業務といった庁舎管理業務に導入してきたが、平成17年度に、青葉山地区ボイラー運転業務、附属学校の給食調理業務の2件について新規に契約を開始し、対象業務の拡大を行った。引き続き平成18年度は上杉地区の警備業務について複数年契約を試行的に導入し、契約事務の効率化・合理化を図った。契約金額についてはその内容が人件費であるため単純比較は困難であるが、結果としては業者間の競争性を高めることとなり、落札業者は前年度と同じ相手方であったが987千円/年の節減となった。そこで、引き続き複数年契約の実効性とメリット・デメリットについて検討した結果、上杉地区機械警備業務、青葉山地区警備業務、学生寮ボイラー運転業務について新たに複数年契約の

導入を図ることとした。また、青葉山地区構内清掃業務については次年度契約の仕様書の全面的な見直しを行った結果、清掃対象面積を前年度比10%程度削減することとし、約660千円の経費節減となった。この他、入学願書の受付業務や入学試験の際の周辺道路の交通整理など短期的、一時的に発生する定型的な業務については、従来通りスポット契約・労働者派遣等のアウトソーシングにより対応した。

【平成19事業年度】

(1)体制の整備

事務組織の再編の中で経営企画担当部署を設け、企画推進室の室員とした。

(2)外部資金等の獲得

各種G P等の獲得状況は、「専門職大学院等教育推進プログラム」、「大学教育の国際化推進プログラム・海外先進研究実践支援」、「拠点システム構築事業・国際教育協力イニシアティブ2件」、「新教育システム開発プログラム」、「英語指導力開発ワークショップ事業」、「小学校における英語活動等国際理解活動推進事業」、「教員養成改革モデル事業」、「新たな社会ニーズに対応した学生支援プログラム」、「国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業」、「教員研修モデルカリキュラム開発プログラム」となっている。

また、科学研究費補助金の申請・獲得は、平成20年度申請78件(新規48件、継続30件)、採択38件(新規8件、継続30件)となっている。

受託研究は5件(12,300千円)、奨学寄附金は19件(16,846千円)となっている。

(3)平成19年度に、中期計画を変更し、未利用資産となった課外活動施設の升沢セミナーハウスの処分を行った。

(4)管理的経費の抑制及びアウトソーシング

上杉地区機械警備業務、青葉山地区警備業務、学生寮ボイラー運転業務に複数年契約を実施し、約480千円の経費節減を図った。この他、短期的、一時的に発生する定型的な業務については、従来通りスポット契約・労働者派遣等のアウトソーシングにより対応した。

2. 共通事項に係る取組状況

財務内容の改善・充実が図られているか。

【平成16～18事業年度】

外部資金等の獲得、管理的経費の抑制、省エネルギー対策の推進、アウトソーシング等については、前述特記事項のとおり推進した他、大学公開講座・現職教育講座の実施(総受講者:17年度468人、18年度697人)、教室・講堂・体育館等を積極的に外部へ貸し出し(平成16年度7件11日間、平成17年度27件49日間、平成18年度18件41日間を行った。

【平成19事業年度】

外部資金等の獲得、管理的経費の抑制、省エネルギー対策の推進等、アウトソーシングについては、前述特記事項のとおり推進した他、「大学公開講座」23講座(総受講者425人)、「現職教育講座」9講座(総受講者119人)を開講した。

特に、公開講座をサテライトキャンパスで2講座開設したほか、連携関係を構築した気仙沼市及び岩沼市で実施した。

また、引き続き、教室・講堂・体育館等の外部へ貸し出しを積極的に行い27件70日間貸し出した。

人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

【平成16～18事業年度】

「総人件費削減に関する基本方針」を制定し、総人件費改革分5%(18～22年度)及び効率化係数の人件費分約2.2%(17～21年度)の削減に対応することとし、学長が主体となって積極的に削減を進めるとともに、人員構成・年齢構成の適正化を行うこととした。この基本方針を実行するため、シミュレーションを行い具体的な削減方法を策定した。各講座等、各課からの削減を推進し、人件費を抑えながら、学生教育の充実を図るため「特任教授制度」の導入、「教員任期制」の導入、「再雇用制度」等が具体的な内容となっている。

事務系職員については、事務組織改革プロジェクトにおいて検討し、これまで年令等を重視した昇進や年功的な給与への処遇などの人事管理を、職員の能力、適性・志向・実績等を重視したものに転換することで、職員個々の業務遂行意欲を向上させ、職務能率の一層の増進を図る事務組織体制を構築することとした。平成19年4月から実施することとし2～3年の移行期間を設けた

【平成19事業年度】

人件費の削減について、「総人件費削減に関する基本方針」に基づき、平成18年度末で退職した教授2名及び事務職員1名の後任を不補充とし、削減した。

従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

【平成16～18事業年度】

(1)平成17年度の国立大学法人評価における指摘事項

「内部監査の実施については、内部監査が財務担当理事統括の下で実施されていることから、監査対象からの独立性・実効性が求められる。」という指摘があり、会計監査の実施体制を見直し、学長が統轄するよう会計監査要項を改正し、財務内容の改善に資する効果的な監査体制とした。

【平成19事業年度】

関係する指摘事項はなかった。

業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
 評価の充実に関する目標

中期目標 自己点検・評価の方法を改善してその実施を徹底し、また第三者評価を真摯に受け止め、それらの評価結果を大学の教育研究や運営の改善に十分に反映させる。

| 中期計画 | 平成19年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由（計画の実施状況等） | | ウェイト | |
|---|-------------------------|--------|--------|---|---|--------|--------|
| | | 中 期 | 年 度 | 平成19年度までの実施状況 | 平成20～21年度の実施予定 | 中 期 | 年 度 |
| 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 自己点検・評価の改善に関する具体的方策 自己点検・評価のシステムを再構築し、大学の教育研究や運営の改善に反映させる筋道を組織として明確にし、そのためのシステムを構築する。 授業評価システムを改善・充実し、FDに結び付ける検討改善のための組織を立ち上げる。 | 平成18年度に認定された認証評価結果（大学基準 | | | 67（平成16～18年度の実施状況概略） (1)平成16年度に教育・研究・社会貢献活動、国際交流の質的向上を図り、大学運営全般の改善に資するとともに、本学の諸活動を活性化させ、社会の要請に応えることを目的に「点検・評価の基本方針」を策定した。この基本方針に基づいて、平成17年度に認証評価（大学基準協会）の申請を行い、「大学基準に適合している」との認定を受けた。 (2)「点検・評価の基本方針」の中に、「授業評価の実施方針」を規定し、これに基づき学生による授業評価を毎年度前期・後期で実施した。回収率は95%以上で、結果は各教員へフィードバックするとともに講座等で自己点検・評価を実施し報告書を作成している。また、目標・評価室で総合的に分析し、教授会で報告するとともに、数値データ及び各講座等からの学生への回答をホームページで公開している。 (3)FD・SDの推進を図り効率的な体制とするため、FD・SD推進委員会を平成17年度から目標・評価室に取り込み、「授業改善のためのワークショップ」の開催、「新任教職員研修」での現教員との授業改善等の意見交換を行い、全学的な授業改善に取り組んでいる。 | 平成16年度に策定した「点検・評価の基本方針」及び平成19年度に策定した「FDに関する基本方針」に基づき、引き続き、自己点検評価・FD活動を行う。 | | |
| | | | | （平成19年度の実施状況） (1)認証評価結果の助言事項への取り組みは、11頁52 | | | |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | <p>協会)に基づき、助言のあった事項の改善に取り組む。 また、継続して学生による授業評価を行い、FDに結び付ける方策を検討する。</p> | | <p>参照。 (2)学生による授業評価アンケートについて、これまでと同様に実施し、回収率は前期95%、後期97%であった。また、大学院生を対象とした授業評価アンケートを、新たに前期・後期で実施した。回収率は前期70%、後期87%で、各専修にフィードバックするとともに集計結果をホームページで公開している。 (3)大学全体のFD活動の体系化について目標・評価室で検討し、新任教員に対するFD策、教員全般の授業力、講座等毎の授業改善の3つの視点からなる「基本方針」に基づき、授業評価結果に関する講座等からの自己点検・評価報告書を、FDに重点をおいた報告書に変更するとともに、7つの授業公開と授業改善検討会を開催した。</p> | | |
| <p>評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 教育貢献、研究貢献、管理運営貢献、及び社会貢献・国際貢献等について、教員の活動状況を調査し、各教員の特性に応じた個別かつ総体的な評価システムの導入を検討する。 教員の教育研究業績等に対する評価に即した、具体的な支援方策を検討する。</p> | <p>「教員の活動状況の点検・評価」に関する基本方針・基準等に基づいて平成18年度に行った「教員評価」により、教員の教育活動状況等を把握し、教育研究活動の活性化を図る。</p> | | <p>68(平成16~18年度の実施状況概略) 平成17年度に「教員の活動状況の点検・評価」に関する基本方針を策定し、平成18年度に全教員を対象に活動項目(学生教育、学校支援、研究活動、社会貢献、管理・運営活動)の自己点検・評価を実施した。 (平成19年度の実施状況) 「教員の活動状況の点検・評価」については、14頁54(1)参照。</p> | <p>平成17年度に策定した、「教員の活動状況の点検・評価に関する基本方針」に即した具体的な支援方策を引き続き検討する。</p> | |
| | | | <p>ウェイト小計</p> | | |

業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
 情報公開等の推進に関する目標

中期目標 情報機器の活用や広報誌の充実により、本学の運営及び教育研究の情報を社会や地域等に積極的に発信する。

| 中期計画 | 平成19年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由（計画の実施状況等） | | ウェイト | |
|--|---|------|----|--|---|------|----|
| | | 中期 | 年度 | 平成19年度までの実施状況 | 平成20～21年度の実施予定 | 中期 | 年度 |
| 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 大学運営や大学のもつ教育に関する情報等を一元的に把握し、既存のホームページや広報誌等の点検・見直しを継続的に行うとともに、教育現場を中心とした地域社会の求めに応じて情報等を発信するなど、大学と社会との間の連携を推進する組織や方策を検討する。 | 「情報公開の方針」に基づいて、教育現場を中心とした地域社会の求めに応じた適切な情報を発信する。特に入試広報に関して、戦略的に取り組む。 | | | 69（平成16～18年度の実施状況概略） 平成17年度に「情報公開に関する基本方針」を策定し、ホームページの改善、受験生向け広報誌のデザインを見直した。 入試広報について、戦略プロジェクトを設置し、仙台駅前大型ビジョンでの教育学部課程改革の自主制作CMの放映、リーフレット・本の架等により広報を行った。 | 平成17年度に策定した「情報公開に関する基本方針」に基づいて、引き続き、教育現場を中心とした地域社会の求めに応じた適切な情報を発信する。 平成20年度から法人室に設置することとした「広報戦略室」及び「情報化推進室」の活用を図る。 | | |
| | | | | （平成19年度の実施状況） (1)より見やすいホームページを目指しリニューアルを行った。 (2)広報体制の充実を図るため、従来の委員会組織から法人室として整備し、平成20年度から「広報戦略室」を置くこととした。また、情報化の整備・充実に「情報化推進室」を法人室として置くこととした。 (3)入試広報の取り組みとして、大学運営会議の下に「総合広報プロジェクトチーム」を設置し、東北地区の予備校、図書館、書店を訪問した他、本学の知名度が低い関東地区の予備校72校、図書館25館等を訪問し、PR活動を行った。 | | | |

(3) 自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

(1) 点検・評価

平成16年度に、「宮城教育大学点検・評価の基本方針」を策定した。これは、教育活動、研究活動、社会貢献活動、国際交流の質的向上を図り、大学運営全般の改善に資するとともに、本学の諸活動を活性化させ、本学の基本理念に沿った目標を達成し、社会の要請に応えることを目的として定めたものである。

(2) 認証評価

平成17年度に大学基準協会の認証評価（相互評価）申請を行い、288項目について、自己点検・評価を行い、その後の「面談調査」、「施設・授業見学」、「学生インタビュー」等の実地調査が行なわれ、平成18年4月に「大学基準に適合している」と認定され、「勧告」は「なし」との良好な評価を受けた。助言を受けた3つの事項（履修登録単位数の上限設定、大学院の「夜間主コース」の定員割れの是正、バリアフリー対策）に関して、改善に取り組んでいる。

(3) 教員評価

教員の活動状況の点検・評価に関する基本方針を策定し、平成18年度に全教員を対象に活動項目（学生教育、学校支援、研究活動、社会貢献、管理・運営活動）の自己点検・評価を実施し、97%の教員から調査票を回収した。

(4) 附属学校評価

平成17年4月に「附属学校部」を設置し、体制整備を行うとともに自己点検・評価に取り組んだ。評価項目は、大学評価・学位授与機構、大学基準協会の評価を参考にしつつ、附属校園に相応しい14項目63の観点から評価を行った。自己点検・評価の成果は「平成17年度宮城教育大学附属学校自己点検評価書」にまとめられ、改めて各校園の特徴や共通の問題点を認識した。この自己点検評価は、今後のどのような附属学校園を目指すべきかを見極めるためにも意義深いものであった。

【平成19事業年度】

(1) 認証評価への対応

「単位制度の実質化」と「成績評価の透明性・公正性」を確保し、成績評価を公正・適切に行う体系を構築するため、本年度新入生からGPA制による成績評価方法を採用し、平成20年度入学生からCAP制を導入することとし、

一部の科目を除き半期28単位を上限とした。

夜間主コースの定員割れについては、教職大学院の設置と併せて、宮城県・仙台市両教育委員会との連携のもと検討を行い、平成20年度からの教職大学院の設置が認められ、現職教員については主に教職大学院において受け入れていくこととした。なお、平成20年度入学者は、定員32名中28名であった。

また、バリアフリー対策について、5号館スロープの雨よけ・雪よけ用屋根の設置、特別支援学校の屋内運動場にエレベーター・障害者用トイレの設置、視覚障害学生用に廊下へ感センサー付き照明の設置等を行った。

(2) 教員評価

平成18年度に実施した自己点検・評価により、学長による講座間の比較による概評を行い公表したほか、総合的な分析・検討を行い、段階的な個人評価の原案作成を行った。

(3) 授業評価

学生による授業評価アンケートについて、これまでと同様に実施し、回収率は前期95%、後期97%であった。

また、大学院生を対象とした授業評価アンケートを、平成19年度から前期・後期で実施した。回収率は前期70%、後期87%で、各専修にフィードバックするとともに集計結果をホームページで公開している。

2. 共通事項に係る取組状況

情報公開の促進が図られているか。

【平成16～18事業年度】

社会に開かれた大学として、教育研究活動等の状況について、積極的に情報を公開するため、広報誌等刊行物への掲載その他多様な広報媒体を有効に活用して、的確かつ迅速に、わかりやすい形で情報公開することを明記した「国立大学法人宮城教育大学の情報公開に関する基本方針」を平成17年度に策定した。

この方針に基づき、平成16年度に一新した公式ホームページは、シンプルなデザインは好評ではあったが、目的のページに素早く辿り着きにくい難点があったため、平成17年度に検索のキーワードを入力することにより該当する文言の含まれているページのURLを一覧表示できるように「サイト内のページ検索」(Google)とサイトの構成が一目で判るように「サイトマップ」を設けてユーザーの利便性を高める措置を講じた。新たに、「特別支援教育総合研究センター」と

「国際理解教育研究センター」のホームページを開設し、学校現場や地域社会への情報発信の充実に努めた。また、英語版の公式ホームページを新しく制作し、国際化へ対応したホームページにした。

平成18年度は、広報誌について見直しを行い、一般向け広報誌「あおばわかば」、学生向け広報誌「学園だより」及び国際交流ニュース「環」を統合して、誌面の刷新、発行部数や発行回数、ページ数の見直しを行った。約100万円の経費節減及び効率化を図ることができた。また、入試関係の一層の広報強化を目指し入試広報戦略プロジェクトを設置し、様々な戦略を企画した。仙台駅前の大型ビジョン（ビル1階分の面積）に自主制作のCM（15秒CMを1日1～3回の映像）を放映した。これは本学が教員養成に一本化する教育学部課程改革のPRと受験生確保を目的として、学生のオリジナルのBGM、ナレーションで作成したもので耳に障害を持った方でも内容がわかるように字幕を入れるなど、工夫を凝らしたもので、受験生・一般の方から好評である。また、若手事務職員が中心となってデザインし、コンパクトなリーフレット形式（20cm×10cm）の大学概要を作成した。会議やヒアリングの際にも便利な優れものとなっている。このほか、県の観光ガイド、リーフレット、本の菜等を使って、自主制作の広告を積極的に行った。

【平成19事業年度】

(1) ホームページ

より見やすいホームページを目指し全面的なリニューアルを行った。

(2) 体制の整備

広報体制の充実に図るため、従来の委員会組織から法人室として整備し、平成20年度から「広報戦略室」を置くこととした。また、情報化の整備・充実のため「情報化推進室」を法人室として置くこととした。

(3) 入試広報

入試広報の取り組みとして、大学運営会議の下に「総合広報プロジェクトチーム」を設置し、東北地区の予備校、図書館、書店を訪問した他、本学の知名度が低い関東地区の予備校72校、図書館25館等を訪問し、PR活動を行った。なお、この活動は、若手職員が飛び込みで営業を行ったもので、人材育成の一環としても位置づけた活動である。

従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

【平成16～18事業年度】

(1) 平成17年度の国立大学法人評価における指摘事項

「内部監査の実施については、内部監査が財務担当理事統括の下で実施されていることから、監査対象からの独立性・実効性が求められる。」という指摘があり、会計監査の実施体制を見直し、学長が統轄するよう会計監査要項

を改正し、財務内容の改善に資する効果的な監査体制とした。

「人事評価システム」の導入について、「教員の活動状況の点検・評価」に関する基本指針を策定し、平成18年度に開始する予定だが、本格実施及び処遇への反映が期待される。さらに、事務職員についても同様の取組が期待される。」という指摘があり、事務系職員の評価システムについて、職種やキャリア・ステップに応じた評価システムの導入について検討を行い、平成19年度から実施することとした。また、評価システムの検討に併せ、事務系職員の人材育成プランについて検討し、新しい評価システムを活用した法人運営の専門性を向上させる人材育成を展開することとした。

【平成19事業年度】

関係する指摘事項はなかった。

業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要事項
施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標 本学の教育研究目標を達成するため、既存の施設設備の点検を行い、学校施設としての安全性、信頼性の確保及び今後、必要となる教育研究上の新たなニーズに対応したスペースの確保や教育研究施設等の整備を行い、知的創造活動の拠点としての良好なキャンパス環境の形成を図る。

| 中期計画 | 平成19年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由（計画の実施状況等） | | ウェイト | |
|---|--|------|----|--|--|------|----|
| | | 中期 | 年度 | 平成19年度までの実施状況 | 平成20～21年度の実施予定 | 中期 | 年度 |
| その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置 施設等の整備に関する具体的方策 本学の教育・研究活動に基づく必要性、狭隘化、老朽化、耐震性等総合的に判断して、施設整備計画を作成し、基幹設備を含め緊急性の高いものから年次計画により取り組む。財源については、国から措置される施設費のほか、PFI方式による施設整備の可能性について検討する。 | 青葉山キャンパスの施設整備、上杉キャンパスの耐震性能が低い附属小学校校舎の整備、各キャンパス全体の整備促進について検討する。国から措置される施設整備事業（補助金）では上杉キャンパスの附属小学校校舎改修整備（期目）及び青葉山キャンパスの1号館、5号館の耐震改修を行い、営繕事業（交付金）では職員宿舎の外壁断熱改 | | | 70（平成16～18年度の実施状況概略） (1)平成17年度に将来5ヵ年整備計画を作成し、予算措置の状況等により修正を加え、各キャンパスを計画的に整備している。平成16・17年度は附属小学校体育館及び変電ボイラ調理室の改修、平成18年度は附属小学校校舎及び附属中学校屋内運動場の改修を行った。 (2)PFI方式による施設整備の可能性について情報を収集し検討を進めているが、予算とも密接に関連しており困難な状況と思われる。今後ともどのような手法が考えられるか継続して検討していくこととした。 | 平成17年度に策定した「将来5ヵ年整備計画」に基づき、引き続き、キャンパス全体の整備促進について検討・実施する。 | | |
| | | | | （平成19年度の実施状況） (1)施設整備事業では、青葉山キャンパスの1号館、5号館の耐震補強改修、上杉キャンパスの附属小学校校舎改修整備（期目）を行った。小学校は3年に亘り改修工事を行ってきており、今年度の改修により校舎及び体育館等、全体の改修整備を完了した。また、特別支援学校屋内運動場のバリアフリー対策として、既存トイレ改修・障害者用トイレの新設とエレベーター設置を行った。 (2)営繕事業では職員宿舎（1号棟）の外壁断熱改修を行った。 (3)その他学内経費により実施した改修整備の主なものは次のとおりである。事務組織再編による事務室等の改修、音楽棟前外部階段改修、大学会館厨房給湯管改修、 | | | |

| | | | | | |
|--|---|--|--|---|--|
| | 修を行う。 | | 理科学学生実験棟屋上防水改修、変電ボイラ室屋外重油管改修、附属幼稚園ファンコイルユニット交換、各講義室網戸取設、6号館・4号館講義室改修、5号館スロープ上屋取設、講堂両側ステージスロープ取設、廊下に人感センサー付き照明取付、外部階段手すり取付。 | | |
| 施設等の有効活用に関する具体的方策 全学の施設等について使用実態を定期的に調査・点検評価するシステムを整備し、有効活用状況を調査・点検する。調査・点検結果に基づき、新たな教育研究活動等に対応したスペース配分を検討するなど施設の有効活用を図る。 | 全学の施設等について利用状況を調査した結果に基づき、有効利用計画の作成を引き続き検討する。 | | 7 1 (平成 16~18 年度の実施状況概略) 平成 16 年度に施設の有効利用に関する調査を実施し、この調査結果に基づき、同年に設置した特別支援教育総合研究センター、国際理解教育研究センター、キャリアサポートセンター等の施設は、既存建物の部分改修により対応した。 | 平成 16 年度に実施した「施設の有効利用に関する調査」に基づき、引き続き、調査・点検を実施し、大学運営に即した有効活用を図る。 | |
| | | | (平成 19 年度の実施状況) 施設等の有効利用については、28 頁 66 (2)、(3) 参照。 | | |
| 施設等の維持管理に関する具体的方策 施設の維持管理については、定期巡回体制を整備して、予防的な点検・保守・修繕等を効果的に実施するための維持管理計画を策定し実施していく。 | 施設の維持管理については、平成 16 年 4 月 1 日に制定した施設メンテナンス体制に基づき定期巡回を行い予防的な点検・保守・修繕等を効果的に実施し、営繕計画に反映させる。 | | 7 2 (平成 16~18 年度の実施状況概略) 施設の点検調査内容を定めた施設メンテナンス体制を平成 16 年度に整備し、定期的 (建物及び設備の内容による周期) に建物内外部、給排水機械設備、外構等について点検・記録を行い、不具合の発見、大事故の回避、営繕工事の計画策定に活用している。平成 16 年度は理科学学生実験棟・大学会館、平成 17 年度は附属図書館、平成 18 年度は 1 号館・5 号館の点検を実施した。 | 平成 16 年度に策定した「施設メンテナンス体制」に基づき、引き続き、定期巡回を行い予防的な点検・保守・修繕等を効果的に実施し、営繕計画に反映させる。 | |
| | | | (平成 19 年度の実施状況) 1 号館、3 号館、5 号館及び 7 号館の屋上防水状態並びに職員宿舎の屋上防水状態及び室内劣化状況について点検を実施した。 | | |
| | | | ウェイト小計 | | |

業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要事項
 安全管理に関する目標

| | |
|------|---------------------------------|
| 中期目標 | 安全衛生管理及び防災のために必要な体制の構築及び措置を講ずる。 |
|------|---------------------------------|

| 中期計画 | 平成19年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由（計画の実施状況等） | | ウェイト | |
|--|--|------|----|---|---|------|----|
| | | 中期 | 年度 | 平成19年度までの実施状況 | 平成20～21年度の実施予定 | 中期 | 年度 |
| 2 安全管理に関する目標を達成するための措置 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 安全衛生管理及び防災のための組織の機能を充実するとともに、継続的な点検・見直し等に努める。 安全確保のための手引き（マニュアル）の作成・更新を逐次行い、安全衛生のための教育・訓練を学内で計画的に実施するとともに、職員を学外の研修等に積極的に参加させ、安全衛生に対する教職員及び学生等の意識の向上と災害等の未然防止に努める。 | 労働安全衛生法に規定する「快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保する」ために、安全衛生委員会を中心とした職場の安全衛生管理体制をより一層充実させる。 | | | 7 3（平成 16～18 年度の実施状況概略） (1)事業場毎の安全衛生委員会を月 1 回開催するとともに、委員全員による職場巡視を行い、放射線管理区域等の適切な掲示の再点検、実験室等の安全管理にチェックリストを利用した点検等のシステムを作成した。 (2)健康管理対策として、健康診断の受診率向上、定時退庁の実施、ストレス測定器の設置、敷地内全面禁煙、アスベスト含有吹き付け材の除去工事を実施した。 (3)安全管理対策として、総合防災訓練を実施し、身体障害学生の避難支援や A E D（自動体外式助動器）の使用訓練も行った。また、学生寮での防災（火）訓練を毎年実施している。 (4)附属校園における安全管理については、6 3 頁 3 9 (7)参照。 | 安全委員会を中心とした職場の安全衛生管理を引き続き行う。 また、平成 1 9 年度に整備した、遺伝子組換え実験、動物実験及び毒物・劇物取扱いの規程等に基づき、安全衛生管理の徹底、これらを取り扱う実験室等の環境整備を継続的に行い、学生及び職員の危険防止、健康障害の防止及び災害発生を防止を図る。 | | |
| | | | | （平成 19 年度の実施状況） (1)安全管理対策では、青葉山キャンパスの総合防災訓練、上杉キャンパス附属学校の防災訓練等、学生寮の防災訓練を実施した。青葉山キャンパスの防災訓練では、留学生や身体に障害のある学生を含め、6 2 名の学生の参加を得て実施した。また、消防局の指導による普通救命講習を 3 回開催し、学生 1 2 名、教職員 3 7 名が受講した。 (2)安全衛生委員会の体制について見直しを行い、遺伝子 | | | |

| | | | | | |
|--|---|--|---|--|--|
| | <p>なお、放射線、エックス線及び有害物質等の取り扱いに伴う安全衛生管理の徹底、これらを取り扱う実験室等の環境整備を継続的に行い、学生及び職員の危険防止、健康障害の防止及び災害発生の防止を図る。</p> | | <p>組換え実験、動物実験及び毒物・劇物取扱いの教育研究に係る安全管理も所掌する組織として安全委員会に改正することとした。また薬品管理等の整備について検討を行い、毒物及び劇物取扱規程を制定し、学長の下に管理責任者を置くこととした。 (3)「はしか」の流行への対応に、抗体検査の検査料を大学負担で実施し、教育実習校等への感染拡大を防ぐための措置を講じた。 (4)附属校園における安全管理については、64頁39 (5)参照。</p> | | |
| | | | <p>ウェイト小計</p> | | |

(4) その他の業務運営に関する重要事項に関する特記事項

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

(1) 附属学校におけるいじめ対策

社会問題となっているいじめ対策は、全校集会・授業等で児童・生徒に「いじめをしてはならないこと」の指導徹底、懇談会等で保護者の意見を聴取し、必要な対応の検討、及び児童生徒の欠席・遅刻・早退状況を毎朝把握して学校全体で情報の共有化を図り、いじめの予防・拡大防止に努めている。

また、相談センター「ほっとルーム」にスクールカウンセラーを配置し、心の問題を抱える児童生徒・保護者・教員の相談体制を整備し、いじめの早期発見・心のケアにも万全を期しているが、保護者からの相談が多様化し、件数も急増しているため、平成18年度にカウンセラーを1名増員し週2日2名体制とした。

(2) 平成18年度に、アスベスト含有吹き付け材の除去工事を行った。青葉山団地10棟、上杉団地1棟、水の森団地1棟で講義・演習・実験室、研究室、設備室、階段室等合計約4,600㎡の除去工事を行い、安心な教育・研究環境とすることが出来た。特に、附属学校については、児童への影響を考慮して、アスベスト問題が浮上した直後に学内予算を捻出し実施した。

【平成19事業年度】

青葉山キャンパスの総合防災訓練を実施した。例年の訓練内容に加え、今年度は、昨年から実施した身体に障害のある学生等への支援のほか、留学生等日本語が不得手な学生に対する支援内容を加えて実施し、留学生や身体に障害のある学生を含む62名の学生と教職員あわせて110名が参加した。また、後日、総合訓練の一環として、消防局の指導による普通救命講習を3回開催し、学生12名、教職員37名が修了した。

2. 共通事項に係る取組状況

施設マネジメント等が適切に行われているか。

【平成16～18事業年度】

(1) 施設マネジメント実施体制及び活動状況

教員養成担当大学としての視点に立ち、施設設備の点検を行い、学校施設としての安全性、信頼性の確保及び今後、必要となる教育研究上の新たなニーズに対応したスペースの確保や教育研究施設等の整備を行い、知的創造活動の拠点としての良好なキャンパス環境の形成を図るため、財務担当理事の指示の下、財務・施設委員会と施設課が連携して行なう体制としている。

平成17年度には、国立学校長期計画書を作成した。同計画書は、前述の目的を基本方針として、施設の状況（経年別、用途別、法的指定別、授業関連別等の配置・面積）把握のうえ、将来5ヵ年整備計画を作成したものである。平成18年度には、平成17年度に作成した長期計画書を基本としながらも見直しを行い、第1期将来5ヵ年整備計画を作成した。

平成16年度には、「キャリアサポートセンター」、「特別支援教育総合研究センター」及び「国際理解教育研究センター」の新設にあたり既存施設を利用した改修工事による整備を行った。

平成17年度には、附属小学校体育館及び調理室の改修整備を行った。調理室改修においては、従来、床を水洗いしていたウエット式をドライ方式に変え、O-157等の大腸菌、雑菌などをおさえ、衛生的な環境を整え、ドライ方式に応じた炊飯器の増設、スチームコンベクションオーブンの設置、真空冷却器、中心温度計を設置するなど食の安全を確保した。

平成18年度には、附属小学校校舎改修（期目）、教育臨床総合研究センター改修、附属中学校体育館改修を行った。附属小学校校舎全面改修においては、部屋の再配置を行ったほか、廊下には作り付けのベンチ、特別教室棟の廊下が開放廊下で外部仕様であったものをカーテンウォールで覆い内部廊下仕様とし、外部からの進入を防ぎ、明るく、安全・安心な教育研究環境を確保した。また、附属中学校体育館改修にあたっては、開口部を増やし電動カーテンを備え付け、遠赤外線輻射ガス暖房機を8台導入するとともに、玄関にスロープを設け、内部には身障者トイレを設置し、バリアフリー対策も有した体育館にリニューアルした。

(2) 施設・設備の有効活用の取組状況

平成16年度に、施設整備を進めていくに当たり、限られた資源である施設やスペースを有効に利用していくための「施設の有効利用に関する調査」を実施した。同調査は、主に研究室や実験室の状況について講座単位に調査したもので、調査項目は、当該室についての使用人数、1人あたり面積、特別仕様、用途、利用状況、使用時間、具体的問題点、狭隘化、平面図（設備・機器類等を記入）、占有面積等で、結果を報告書として取りまとめた。調査結果を分析した結果、各講座内で単独使用でなく、共同利用されている部屋が多く有効利用の観点から望ましい状態であることが分かったが、室内環境の改善に対する要望も多く、全般的に劣化が進み改修整備が必要な状態であることが明らかにな

った。平成16年度以降に行った、キャリアサポートセンター、特別支援教育総合研究センター、国際理解教育研究センター、図書館多目的閲覧室の各施設は既存建物の部分改修により対応したものである。

(3)施設維持管理の実施状況

平成16年度に、施設の善良な維持管理と良好な教育環境の提供を行うため「施設メンテナンス体制」を策定した。これに基づき、毎年、定期的に建物内外を点検している。点検は「施設メンテナンス点検周期」により、各棟の全部屋を専門別に点検し、記録している。これを予防保全、不具合の発見に役立たせ、大事故の未然の回避や営繕工事の計画を策定する際に活用するとともに、施設整備や営繕工事の計画策定を行う際の基本的な資料としている。

平成17年度は、女子寮の暖房設備一式の改修と寮室の照明器具の改修、大学会館の配管の一部修繕、天井雨漏り、床下排気口の修繕、給湯器交換、一部カーテンの取り替え等を行い、福利厚生充実を図った。

平成18年度は、主に屋根防水改修4棟と大学会館の1・2階トイレの改修を行い、福利厚生環境の改善を行った。特に大学会館のトイレは和式であったものを、全て洋式、入口もドアレスとし、姿見鏡を備えるなど明るく使い易く安心できるトイレとした。

(4)ユニバーサルデザイン

平成17年12月に「キャンパス・ミュージアム構想プロジェクト」を設置し教員養成担当大学にふさわしい近未来的キャンパス整備計画を模索した。これは、学生・教職員及び来訪者、障害者に対し、快適なスペースを提供するとともに、教育研究活動の環境を整備し、本学独自のユニバーサルデザインを構築するものである。

【平成19事業年度】

(1)施設マネジメント実施体制及び活動状況

第 期将来5ヵ年整備計画に基づき、青葉山キャンパスの1号館、5号館の耐震補強改修、上杉キャンパスの附属小学校校舎改修整備（期目）を実施した。小学校は3年に亘り改修工事を行ってきており、今年度の改修により校舎及び体育館等、全体の改修整備を完了した。

営繕事業として、職員宿舍（1号棟）の外壁断熱改修、特別支援学校屋内運動場のバリアフリー対策として、既存トイレ改修・障害者用トイレの新設及びエレベーターの設置を行った。

また、学内経費による自助努力で、音楽棟前外部階段改修、大学会館厨房給湯管改修、理科学学生実験棟屋上防水改修、変電ボイラー室屋外重油管改修、附属幼稚園ファンコイルユニット交換、各講義室網戸取設、4号館・6号館講義室改修、5号館スロープ上屋取設、講堂両側ステージスロープ取設、人感センサー付き廊下照明取付、外部階段手すり取付等を行った。

(2)施設・設備の有効活用の取組状況

施設使用の再編及び全学共同利用のためのスペース確保のため、施設の有効活用に関する規程等を整備し、財務・施設委員会で施設管理を行う体制とした。

未利用資産となった課外活動施設の升沢セミナーハウスの処分を行ったほか、教職大学院の設置に伴う教員研究室、ゼミ室、院生共同研究室（自習室）等の整備に、既存施設を有効活用し整備した。

(3)施設維持管理の実施状況

「施設メンテナンス体制」に基づき、1号館、3号館、5号館及び7号館の屋上防水状態並びに職員宿舍の屋上防水状態及び室内劣化状況について点検を実施した。

(4)ユニバーサルデザイン

平成19年5月に設置した、第2次の「キャンパス・ミュージアム構想プロジェクト」において、現地調査、学生へのアンケート等を取り入れながら検討し、検討報告書を学長に提出した。これを受け、大学運営会議において予算の確保を見据え、随時できるところから開始することとし、自然教材ゾーンの整備及びキャンパスの教材化を一部実施した。

危機管理への対応策が適切にとられているか。

【平成16～18事業年度】

(1)災害対策

予想される宮城県沖地震や各種の災害等の対策のため「災害対策マニュアル」を作成し、体制を整えている。本学には青葉山地区と上杉地区があり、災害が発生した場合は、青葉山地区に災害対策総本部を、上杉地区に災害対策本部を設置することとしている。

マニュアルでは、発災直後の初動対応、避難誘導、安否確認・情報収集、救出措置・応急措置、対策本部の設置、非常参集について定めており、対策本部には総括班、職員安否確認班、物品被害・救援物資班、避難住民受入班、施設対策班、学生班、教務・留学生班、入学試験班、厚生班、医療・救護班を置き、状況に応じた対応を取ることをしている。

平成18年度は、教職員・学生による総合防災訓練を10月に実施した。10年以内に60%の確率で起こるといわれている宮城県沖地震を想定し、避難訓練・初期消火訓練・情報伝達訓練・災害対策本部設置訓練等を行った。

特に、災害時に要援護者となる身体障害学生の避難を、教職員及び学生が一体となって支援する訓練を行い、(独)日本学生支援機構から高く評価された。また、応急手当・救命救急訓練や、平成17年度に設置したAED(自動体外式除細動器)の使用訓練も行うなど、災害に対するリアリティを高めると同時に、一人ひとりが具体的に対応できるような内容とした。

(2)事件・事故対応

学生の事故、災害等に関しては、学務担当副学長を統括者とする学生生活委員会が担当している。事故、災害等の発生を想定して、「事件・事故対応マニュアル」を作成し、初動対応、状況把握・情報収集、迅速な判断、関係者・関係機関への連絡、対応、指導、報告等について規定し、事故、災害、盗難、事件、セクハラ等さまざまな状況に対応できるようにしている。特に多い交通事故の安全対策については、「構内交通規制実施要領」に基づき、指導を行っているほか、警務員が1日4回登下校時間帯に、正門前で指導を行っており、状況に応じては、学生生活委員会・財務施設委員会に連絡し、教員から指導することとしている。

平成17年度は、交通事故が15件、事件(当て逃げ等)が4件発生したが、マニュアルに沿って適正に対応し、大きな事故・事件とはならなかった。

平成18年度は、附属図書館において、全職員に対し、仙台市消防局の応急手当の救命講習を企画し、救命技能を習得し、図書館内での安全管理対策を講じた。

(3)附属学校

附属学校においては、特に登下校時の事件・事故に対する対策として、警察署・地域住民・保護者との連絡強化・情報収集、集団下校の実施、下校時の巡回、行事開催時のパトロール、警務員配備、監視カメラ・警報ブザー・インターホン等防犯設備の設置、通用門の限定、通用門での来訪者の確認、教職員の名札着用等の安全管理の徹底を行なっている。

平成17年度に、宮城県警察と協力して「みやぎセキュリティメール」の運用を開始した。これにより児童を緊急下校させる事態になった場合等、保護者の携帯電話に一齐メールする学校連絡網を整備した。

さらに、不審者の侵入を想定して、4校舎合同避難訓練を行った。訓練は発見、通報、不審者の取り押さえ(さすまた)、生徒の避難・誘導、事後処理まで、幼児、児童、生徒、教職員が全員参加して行い、緊急時の対応を確認した。

平成17年度は、6月に発生した「脅迫電話」について、登校の保護者同伴、集団下校、下校時の保護者の迎え、課外活動の中止、学校周辺のパトロール、警察への協力依頼等附属学校教職員に加え、大学職員も動員して2日間特別警戒態勢を敷き、その後1週間警戒態勢をとった。12月に発生した「脅迫状」に関して、ほぼ同様の対応をとり、児童・生徒の安全確保に万全を期した。また、相手の電話番号を確認し、即座に対応できるナンバーディスプレイシステムを導入した。

平成18年度には、埼玉県ふじみ野市の事故で問題となった水泳プール事故の対策として、専門業者にプール点検を依頼し、吸い込み防止金具を重点的に点検し、安全性を再確認した。また、危機意識の徹底及び危険箇所の確認を教員及び監視員が行い、児童生徒の安全指導の充実に努めた。

特に、附属小学校では、総合学習に防災教育を取り上げ、行政機関・消防署等

とも連携し、低学年から高学年の段階に合わせた活動を実施した。

(4)情報関連

平成18年度に個人情報保護対策として、「国立大学法人宮城教育大学個人情報保護法コンプライアンス(法令遵守)・プログラム」及び「宮城教育大学個人情報保護ポリシー」を策定し、ホームページ上で公表するとともに、リーフレットを作成し、職員への啓蒙を図った。また、情報処理センターにおいて各種研修会を実施しており、情報セキュリティについては、「著作権の基礎、情報モラル、サイバー犯罪の現状と対策、ネットワークセキュリティ」等の職員向け研修を開催し、啓蒙を行った。さらに、随時ウイルス対策の情報を発信し、学生にはテックサポーターが直接指導するなどセキュリティの保持に努めた。

(5)研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備状況

平成18年度に、教育者を養成することを任務とする教育界の指導者としてふさわしい教育研究活動に努めるため、自己研鑽、教育研究活動の推進、研究環境整備、法令遵守等を盛り込んだ「宮城教育大学学術研究行動規範」を策定するとともに、科学技術・学術審議会の「研究活動の不正行為の防止に関する対応のガイドライン」に基づき、「研究活動の不正行為の防止に関する規程」及びフローチャートを策定しホームページに掲載した。

【平成19事業年度】

(1)災害対策

青葉山キャンパスの総合防災訓練(上述特記事項参照)、上杉キャンパス附属学校、学生寮の防災訓練を実施した。

(2)事件・事故対応

従来、法人化前に策定していた「毒物及び劇物取扱要項」を見直し、「宮城教育大学毒物及び劇物の取扱いに関する規程」を制定した。これに併せ、動物実験及び遺伝子組み換え実験に関する規程を整備するとともに、安全委員会の体制の整備を行った。

(3)情報関連

全学的な視野に立った効率的な情報化の推進計画、情報セキュリティ等についての検討・実施体制を検討し、平成20年4月に、法人室の中に情報化推進担当(CIO)を室長とする情報化推進室を設置し、同室に具体的な実施方策等を担当する部会を置くこととした。

(4)研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備状況

「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)」に基づき、見直しを行った。

| | |
|---|--|
| <p>従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。</p> <p>【平成 16～18 事業年度】</p> <p>(1)平成 17 年度の国立大学法人評価における指摘事項 安全管理体制について「なお、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が期待される。」という指摘があり、毒物・劇物の取扱いについての検討を行った。</p> <p>【平成 19 事業年度】</p> <p>(1)平成 17 年度の国立大学法人評価における指摘事項 安全管理体制について「なお、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が期待される。」という指摘があり、平成 18 年度から引き続き検討を重ね、従来、法人化前に策定していた「毒物及び劇物取扱要項」を見直し、「宮城教育大学毒物及び劇物の取扱いに関する規程」を制定した。これに併せ、動物実験程及び遺伝子組み換え実験に関する規程を整備するとともに、安全委員会の体制の整備を行った。</p> | |
|---|--|

教育研究等の質の向上の状況
(1) 教育に関する目標
教育の成果に関する目標

| | |
|-------------|---|
| 中期目標 | <p>学士課程 本学は教員養成に責任を負う大学として、義務教育を中心とした諸学校における優れた資質・能力をもった教員を養成することを目標とする。さらに「学校における教育」から「学校外における教育」に視点を広げ、時代や地域社会の要請に応え、生涯学習社会の中で指導的役割を果たし得る、高度の専門性と実践的な教育能力・指導力をもった人材を養成することをも目標とする。</p> <p>大学院課程 大学院において、教員は生涯学習が必要不可欠であるという視点から、学部からの継続教育を行うとともに、現職教員の再教育を重点的に行うことを目標とする。</p> |
|-------------|---|

| 中期計画 | 年度計画 | 計画の進捗状況 |
|---|---|--|
| <p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1)教育の成果に関する目標を達成するための措置 学士課程 教養教育の成果に関する具体的目標の設定 教養教育科目を教員養成の視点から再構成し、教育課程の中に適切に位置付けていく。</p> | <p>平成19年4月に教育学部の「学校教育教員養成課程」、「障害児教育教員養成課程」、「生涯教育総合課程」を廃止し、「初等教育教員養成課程」、「中等教育教員養成課程」、「特別支援教育教員養成課程」を設置することに伴い策定された教育課程に設けられた「基礎教育科目」及び「教養教育科目」を、教員養成の視点から点検・評価し、運営していく。</p> | <p>1 (1)平成19年4月に設置した「初等教育教員養成課程」「中等教育教員養成課程」「特別支援教育教員養成課程」のそれぞれの教育課程に基づき、基礎教育科目では全課程共通の必修科目として新設した「特別支援教育概論」及び「環境教育概論」を開講した。 また、単一の教科にとどまることなく、教育現場で必要とされる学際的な知識・技能の修得のため新設した「現代的課題科目(カレント科目)」を、1年次後期から開講した。 (2)教育課程の検証及び改善を行うため、学長を委員長とする常設の「カリキュラム委員会」を設置するとともに、教職課程の事後評価として、教職課程を修了した学生の受け入れ先である13都市の教育委員会、実際に配属された74校の学校長等、過去3年間の教職に就いた卒業生に対する調査を実施し、報告書にまとめた。</p> |
| <p>専門教育の成果に関する具体的目標の設定 教員に必要とされる専門性及び指導力をもった人材を養成するため、専門教科の指導力と、環境・情報・国際化等、現代社会に特徴的な諸課題に対する学問的な裏付けと深い見識をもった人材を養成する。</p> | <p>平成19年4月に教育学部の「学校教育教員養成課程」、「障害児教育教員養成課程」、「生涯教育総合課程」を廃止し、「初等教育教員養成課程」、「中等教育教員養成課程」、「特別支援教育教員養成課程」を設置することに伴い策定された教育課程に設けられた専門教育科目を、教員養成の視点から点検・評価し、運営していくことにより、教員に必要とされる専門性及び指導力を</p> | <p>2 (1)平成19年度の学部改革に際し、専門科目について、校種に応じて、免許法で定める最低取得単位数を大きく上回る必修科目を設定するとともに、初等教育教員養成課程に独自のコース専門科目を新設した。また、教育実習は1つの重要な科目との認識に立って、教育実習が他の授業と密接に関連し合って有効に機能するような1年次から4年次まで継続した授業体系を構築した。 一方、現代社会に特徴的な課題にも対応できる人材を育成するた</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | もった人材を育成する。 | め、「現代的課題科目(カレント科目)群」を設置し、総合演習によって総括する体系とした。この科目群は第2の得意分野づくりを目指すもので、教養的科目から専門的科目までの一連の科目群とし、生涯教育総合課程において講座横断型で出講した独自の授業の成果を生かしたものである。 (2)専門教育科目の点検・評価については、44頁1(2)参照。 |
| 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 教育内容の充実や就職指導の充実を図り、教員採用試験合格率を高めるとともに、教員以外の就職の場の開拓も行う。 | キャリアサポートセンターを活用し、教員採用試験の合格率を高めるための方策を検討し実行する。また、同センターにおいて宮城県以外の教員採用の情報を提供するなどして教員としてより広い地域に送り出すための支援を積極的に行う。 | 3 新しい取り組みとして次の3点を実施した。首都圏受験者の宿泊先の確保や交通機関の手配を旅行業者と連携して行い、学生の負担軽減を図った。教育委員会の説明会は、従来募集要項発表後に行っていたが、受験準備の早い段階に情報収集の機会を提供するため、受験前年にも実施した。職業としての教員への意識の向上と早期に受験対策を講じることを目的として、1年次からの体系的キャリア教育を始めた。1年次：教職への意識向上、2年次：体験及びケース研究、3年次：試験種別の対策講座、4年次：直前対策講座及びフォローアップ講座となっている。 平成20年3月に教員養成課程を卒業した学生の教員就職率は、53.7%となっている。 |
| 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 教育現場からの意見や、企業等、広く学外からの意見を聴取し、教育課程及び教育指導の改善に結びつける体制をつくる。 | 引き続き、連携推進協議会等を利用して卒業生及び教育現場から本学の教育の成果に関する意見を聞き、教育課程及び教育指導の改善に努めるほか、学外関係者との懇談の場を積極的に活用する。 | 4 本学の教育の成果に関する意見交換及び連携事業の検証の場である連携推進協議会は、宮城県・仙台市両教育委員会との協議会から、平成17年度は気仙沼市教育委員会、平成18年度は岩沼市教育委員会及び登米市、平成19年度は栗原市教育委員会へと拡充し、様々な地域の意見を取り入れる体制を構築した。この協議会における意見聴取により、特別支援教育及び環境教育に関する教養科目を学部全課程共通の必修科目として新設した。 また、国土交通省との連携による意見交換会を設置した他、平成18年度に設置した「法人支援アドバイザー」会議を開催し、企業等広く学外からの意見を取り入れる体制を構築した。 |
| 大学院課程 専門教育の成果に関する具体的目標の設定 専修免許状を取得した教員に求められる専門性(得意分野)について、高度な教育・研究能力をもち、併せて実践的指導力を発揮できる人材を養成する。 | 教職大学院の設置に向け検討を進めるとともに、専修免許状を取得した教員に求められる専門性(得意分野)について、高度な教育・研究能力をもち、併せて実践的指導力を発揮できる人材を養成するための方策を検討する。 | 5 教職大学院の平成20年度開設を目指し検討を重ね、専門職学位課程高度教職実践専攻の設置申請を行い、設置が認可された。 本学の教職大学院は、宮城県・仙台市両教育委員会等との協働の下で、教職大学院の学生の研究テーマを大学院に入学する前に明確にするために、現職派遣教員に対して入学前オリエンテーション・ガイダンス機能を持たせた「AO入試」を行い(学部卒業生等には、入試合格発表後)、その研究テーマの指導を実効あるものにす |

| | | |
|--|---|---|
| | | <p>るため、研究テーマに沿った大学側の教員組織の編成を行うこと。 教職大学院の学生や教育現場の現実的課題に対応した「オーダーメイド型カリキュラム」を編成すること。 教職大学院の学生の研究・研修拠点となる学校現場との「連携協力」を強めること。を特色としており、研究テーマに基づいて、専任教員の指導のもとに、共通5科目と教科・領域専門バックグラウンド科目とを組み合わせ、個々の大学院生の研究テーマに適したカリキュラムを編成することとした。</p> |
| <p>修了後の進路等に関する具体的目標の設定 学部からの継続教育の院生に対しては、より広い地域へ教員として送り出していく体制をつくる。現職教員の院生については、大学院における研究の成果を教育実践に生かし、教育現場の活性化に資することができるよう資質の向上を図る。</p> | <p>キャリアサポートセンターを活用し、教員採用試験の合格率を高めるための方策を検討し実行する。また、同センターにおいて宮城県以外の教員採用の情報を提供するなどして教員としてより広い地域に送り出すための支援を積極的に行う。また、教育委員会から派遣された現職教員や夜間主コースに入学した現職教員については、教育現場において大学院における研究の成果を教育実践に生かすとともに、教育現場の活性化に資することができるよう資質の向上を図る。</p> | <p>6 (1)学部からの継続教育の院生に対する就職支援については、学部学生への就職支援(45頁3参照)と同様に積極的に行い、採用者が多く受験者も多い首都圏教育委員会への受験に際し、宿泊先の確保や交通機関の手配のわずらわしさを解消し受験対策に集中できる環境を整えた。 (2)現職教員の資質向上については、平成18年度資質の高い教員養成推進プログラム(教員養成GP)が採択され、実践的・専門的力量をもったスクールリーダーとなり得る現職教員のための課題解決型大学院のシステムを宮城県・仙台市両教育委員会と協働で開発することを目的とした「課題解決型オーダーメイド大学院プログラム」を、平成18・19年度実施した。このプログラムにより、 大学院での教育研究は、教科専門、教職専門は、教育現場の実践上の課題意識に基づいて、ある場合には狭く先鋭的に、ある場合には広く総合的に研究される柔軟性が必要であること。教科専門(教科の背景となる諸学芸)と教職専門(教育学・教育科学)の総合化と教育実践への応用は、これまでのように大学院生側へのみ任せられるのではなく、大学院での教育研究指導の中で、大学院生と大学教員に共有され、共同作業とすべきであること。教職大学院における教育課程の中軸は、教育現場の実践に立脚し、教育実践と教育に関する諸学芸との往還、教育実践の省察的研究を通じて再構築(理論と実践の統一)されるべきこと。が明らかとなり、教職大学院における研究・研修の仕組みとして、オーダーメイド型カリキュラムによる大学院構想が有効であることが確認され、「教職大学院」の設置計画に活かしている。</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 修士課程における研究の成果について、それがどのように教育現場に活かされているか常に点検を行い、広く学外からの意見を聞いて改善に結びつける体制をつくる。</p> | <p>宮城県・仙台市の教育委員会等の専門家を交えた教職大学院構想検討連絡協議会において、意見交換を重ね、実践的指導力を有する人材を養成しうる教職大学院の設置に向けた検討を進める。</p> | <p>7 「連携推進協議会」(45頁4参照)において、本学の教育の成果に関する意見交換並びに教育委員会との連携事業の検証を実施している。 宮城県・仙台市両教育委員会と共同で設置した教職大学院構想連絡協議会での意見・ニーズを踏まえ、養成する人材像、教育課程・教育方法、履修形態、教員組織、連携協力校の在り方、実習の在り方、管理運営体制等を教職大学院の設置計画に反映させている。</p> |
|--|---|---|

教育研究等の質の向上の状況
(1) 教育に関する目標
教育内容等に関する目標

| | |
|----------------------------|---|
| <p>中 期 目 標</p> | <p>学士課程 入学者受入れ方針：教育職への強い熱意をもち、かつ、本学の教育課程のもとで教育を受けるにふさわしい優れた基礎学力を有する者を受け入れる。 教育課程：豊かな教養に基づく、均衡のとれた深い人間観・世界観を養い、併せて教員の職務から必然的に求められる資質能力、地球的視野に立って行動するための資質能力、及び変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力を有し、優れた専門性を有する個性豊かな教員を養成する教育課程を構築する。 教育方法：教員の養成にふさわしい授業形態と学習指導法を構築する。 成績評価：学生の真摯な学問的要求と努力に正当に報いるべく、成績評価を公正・適切に行う体系を構築する。</p> <p>大学院課程 入学者受入れ方針：学校教育の現場、一般社会からの要望に応え、教育の質を更に向上させ、教育現場を活性化するために、本学大学院で学ぶ意欲をもつ学生及び現職教員を中心とした社会人を積極的に受け入れる。 教育課程：学部から進学した学生も現職教員の学生も共に、教員としての更なる資質・能力の向上を目標とし、教育実践面、教科の専門性、現代的課題など教育現場の様々な要求に柔軟に応え得るような教育課程を構築する。 教育方法：専修免許状取得にふさわしい教員としての優れた資質・能力の獲得を目指した少人数指導・個別指導を行い、高度な講義・演習等を用意するとともに、専門分野の研究と、実践的指導力を培う研究を充実させる。 成績評価：学生の真摯な学問的要求と努力に正当に報いるべく、成績評価を公正・適切に行う体系を構築し、併せて厳密な修士論文審査を行う。</p> |
|----------------------------|---|

| 中期計画 | 年度計画 | 計画の進捗状況 |
|--|--|--|
| <p>(2)教育内容に関する目標を達成するための措置 学士課程 入学者受入れ方針に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 教員を目指す者を積極的に受け入れる</p> | <p>3課程の再編に伴う、適切な選抜方法・実施体制を検証し実施する。また、新しい3課程の入学者受入れ方針を明確にし、入学希望者に本学の理念及び教育研究活動の広報を積極的に推進する。</p> | <p>8 (1)平成18年度に策定した課程改組後の新たなアドミッション・ポリシーを入学者選抜要項、学生募集要項、大学案内等に掲載するとともに、大学運営会議の下に「総合広報プロジェクトチーム」を設置し広報活動を行った。主な広報活動としては、学都仙台の魅力のアピールする「仙台学都マップ」、現職教員として活躍してい</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>ため、受け入れるべき学生像を明確にし、併せて専攻等の個々の教育課程に連動した入学者の受入れ方針を積極的に公表する。 推薦入学試験のこれまでの成果を生かす。</p> | | <p>る本学出身の若手教員によるメッセージを載せた「教員の魅力」、学部課程改革の概要リーフレットを作成し、入学者募集要項等とともに東北地区及び関東地区の主要都市にある予備校（約120校）、図書館（約80館）、書店（約80店）への訪問。過去3年間に 出願実績のある東北地区（約300校）、関東地区（約220校）及び新潟県（約40校）の主要な高校への訪問や送付。東北6県の進学指導担当教諭を対象とした本学独自の大学説明会の開催。 高校側からの要請による高校での入試説明会の対応。 (2)私費外国人留学生特別試験のアドミッション・ポリシーを新たに策定し、入学者選抜要項等に掲載し広報活動を行った。 (3)入学者選抜方法及び実施体制について、入学者選抜方法研究会において検討を続けた。</p> |
| <p>教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 本学の教育理念を達成するため、教育課程の見直しを行う。 教育現場における現代的諸課題に対応するため、教養教育の抜本的な見直しを図る。 初等・中等教育、障害児教育の各校種に応じた専門性と実践的指導力を養成する新しい教育課程を検討する。 小学校教員養成のモデルカリキュラムの開発を検討する。 実践的指導力のある教員を養成する観点から、1年次から4年次までの体系的な教育実習を推進する。</p> | <p>平成19年4月に教育学部の「学校教員養成課程」、「障害児教育教員養成課程」、「生涯教育総合課程」を廃止し、「初等教育教員養成課程」、「中等教育教員養成課程」、「特別支援教育教員養成課程」を設置することに伴い策定された教育課程を確実に実施することにより、初等教育、中等教育、特別支援教育の専門性をもった人材を育成する。また、実践的指導力を有する教員を養成する観点から設けられた、1年次から4年次までの体系的な教育実習の具体的な実施方法を関係機関と協議していく。</p> | <p>9 新たな教育課程で、教養教育科目に特別支援を要する者との共生を目指す社会を実現し、ノーマライゼーションの思想のもとに、多様なニーズに応じた適切な支援についての基礎知識修得のため「特別支援教育概論」を、21世紀の人類に課せられた重要課題である環境に関する基礎知識修得のため「環境教育概論」をそれぞれ新設し実施した。 専門教育科目では教職科目に、学問体系に基づいた学修と教育現場での体験的な学修を有機的に結びつけるため、「教育実習とそれに直接関連した科目」として1年次の「教育実践体験演習」、2年次の「実践研究A」、3年次の「実践研究B」を設置し、附属校園と具体的な実施方法について協議し、1年次の「教育実践体験演習」を実施した。 また、教育現場で求められていながら従来の教科や学問領域には収まりきれない内容を多面的に学ぶことによって、所属するコース・専攻の専門性のほかに、もう一つの専門性（得意分野）を培うことを目的とした「現代的課題科目（カレント科目）群」を総合演習によって総括する体系として設置し、1年次後期から実施した。</p> |
| <p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 教育効果をより高めるため、少人数教育の比重を増加させ情報機器等を利用した授業や双方向的な授業を展開する。 より実践的能力の涵養に努めるため、教育実習については事前事後指導を充実し、</p> | <p>少人数教育の方向性を維持するとともに、個々の講義における必要性に応じて、さまざまな情報機器の充実を図り、これら機器を有効活用した授業、双方向的な授業の充実を図り、フレンドシップ事業など多彩な学外実習を行う。また、新しい教育課程に教育実習の導入科目として設けられた各コース・専攻ごとの「教育実践体験演習」が</p> | <p>10 (1)新たな教育課程においても、平成19年度の1年次対象授業で30人以下の授業科目が約60%を占めており、また、新設の「教育実践体験演習」においても少人数で学校現場に向向いての観察等を行う等、体系的な教育実習を開始した。 (2)情報機器等を使用する授業の増加に対応するため、教室への液晶プロジェクター等の計画的な配置を検討し、平成19年度4教室</p> |

| | | |
|--|---|--|
| <p>また、フレンドシップ事業など多彩な授業形態を導入すべく検討を行う。</p> | <p>ら体系的な教育実習を開始する。</p> | <p>に配置した。 (3)多彩な授業形態として直接子どもたちとふれ合う「フレンドシップ事業」を平成19年度も実施したほか、教育現場での学習指導や様々な活動を支援し、学生の人間的な成長や地域社会への奉仕精神を促す一環として、学生ボランティアの派遣事業を行っており、仙台市教育委員会等との連携により多くの学生を派遣した。</p> |
| <p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 授業全般についての全学共通の成績評価の基準を明確にし、その基準をシラバスに明示するなど、公正・厳密性を維持するように図る。更に、成績評価の在り方についての研究及び成績評価の現状調査等を行い、改善に結びつける。</p> | <p>授業全般について、全学共通理解に立った成績評価基準に基づき実施するとともに、引き続き評価方法のさらなる改善について検討する。</p> | <p>1 1 学生への「総合的な支援システム」開発の一環として、成績評価の現状調査のため、平成16年度に教員向けアンケート調査を実施し、評価基準、基準の明確化、履修放棄の扱い、分担・共同授業科目の扱い等について現状を把握した。このアンケート調査の分析をもとに、さらに具体的な成績評価方法・基準等について各教員の実態調査を行い、平成19年度からGPA制による成績評価方法を実施した。なおGPA制の評価方法を実施するにあたり、シラバス上に「評価の観点と評価の方法」を明示することとした。 また、単位制度の実質化を図るためCAP制の導入について検討を重ね、履修登録単位数の上限を半期28単位とすることとし、平成20年度入学者から適用することとした。</p> |
| <p>大学院課程 入学者受入方針に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 様々な媒体を通じて、現職教員の再教育を重視する旨の広報を積極的に行う。 現職教員の受入れを推進するため、独自の入学者選抜方法を検討する。 社会人、他大学の卒業生、留学生の受入れ方策について検討する。 現職教員等を対象とした教育を充実・発展させ、さらに、現代的な課題に応えるべき新しい形の夜間大学院の創設を検討する。</p> | <p>教職大学院の設置計画に併せ受入方針等の検討を進めるとともに、派遣現職教員を積極的に受け入れ、派遣以外の現職教員の受入れを推進するために、現職教員のための独自の入学者選抜方法を引き続き検討する。また、連携推進協議会等を利用して教育現場等に対して現職教員の再教育を重視する旨の広報を積極的に推進する。</p> | <p>1 2 教職大学院の入学者受入方針を新たに策定するとともに、修士課程の入学者受入方針を改定した。また教職大学院の入学者選抜方法等について検討を行い、現職派遣教員についてはAO入試により、研究テーマと研究内容に関するレポート、及び研究テーマと研究方法に関する口述試験を実施することとし、学部卒業生等については教職への志向性と適正を評価、並びに学術専門性に関する知識技能を評価する論述・口述による選抜試験を実施することとした。平成20年度選抜試験の結果は、現職教員28名、学部卒業生等5名、合計33名であった。 教職大学院の広報について、宮城県・仙台市両教育委員会との連携のほか、現職派遣教員の志願者確保のため、次の広報活動を行った。宮城県を除く東北5県の教育委員会の訪問と各県内の学校に資料の送付。本学学部4年生への説明会の開催。東北地区国立大学等への資料の送付。 修士課程の入学者選抜方法について、外国語試験の在り方について検討を行った。</p> |
| <p>教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p> | <p>教職大学院の設置に向け検討を進め、科学・芸術についてのより高度な専門内容、児童・生徒の</p> | <p>1 3 4 5 頁 5 参照。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>科学・芸術についてのより高度な専門内容、児童・生徒の発達と学習についての専門的知見、教育の臨床的・実践的な研究から得られる知見を提供する教育課程の開発に努める。</p> <p>教員の資質向上のためにカリキュラムの研究・開発を推進し、広い視野に立った学校教育の理論及び実践に関わる研究能力を高めるための教育内容の開発に努める。</p> | <p>発達と学習についての専門的知見、教育の臨床的・実践的な研究から得られる知見を提供する教育課程を構築し、学校教育現場における今日の課題に応え、指導的な役割を果たし得る力量ある教員を養成する。</p> | |
| <p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p> <p>少人数指導を中心とし、高度な専門の教育、研究指導を行うとともに、教育現場における教育課題との連携を図る。</p> <p>現職教員に対しては、夜間、週末、長期休業期間中に教育、研究指導等を行うほか、大学以外の場での授業の開設、情報機器を活用した遠隔地指導など、履修形態の多様化を図る。</p> | <p>少人数指導を中心とし、より高度な専門の教育・研究指導を行うとともに、必要に応じて教育現場での実践等も取り入れていく。特に現職教員に対しては、夜間、週末、長期休業期間中に講義、指導等を行うほか、大学以外の場での授業の開設、情報機器を活用した遠隔地指導など、履修形態の多様化を引き続き検討する。</p> | <p>14</p> <p>教育現場の具体的課題を取り上げ、しばしば学外の教育現場に向いて、教育課題について学生と教員が共同して研究を行う「臨床教育研究」は本学の特色であり、その成果は、報告書『臨床教育研究』として毎年刊行しており、今後も継続して実施する。</p> <p>平成18年度の教員養成GPに採択された「課題解決型オーダーメイド大学院プログラム」を実施し、インターネットの双方向通信システムを介した指導・支援方法について先行的研究・実践を行い、教職大学院の2年次において、大学を離れて研究・研修を行う際の学生指導の補完的な手段として、eラーニング形式の双方向通信システムを利用しての直接の会話とデータ等の交換による指導を行うこととしている。</p> |
| <p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策</p> <p>授業全般についての全学共通の成績評価の基準を明確にする。</p> <p>修士論文について、適切な研究指導と厳格な評価が行われるような体系を検討する。</p> | <p>授業全般について、全学共通理解に立った成績評価基準に基づき実施するとともに、引き続き評価方法のさらなる改善について検討する。また、修士論文の指導及び評価について、適切な指導と厳格な評価が行われるシステムを引き続き検討する。</p> | <p>15</p> <p>平成16年度に実施した成績評価の現況調査の分析を基に、全学共通の成績評価の基準について、修士課程及び教職大学院の成績評価の基準をそれぞれ作成した。</p> |

教育研究等の質の向上の状況
(1) 教育に関する目標
教育の実施体制等に関する目標

中期目標 これまで果たしてきた本学の実績を継承しつつ、学校教育を中心としつつも、生涯学習社会を含む教育現場において力量を発揮し得る人材を養成し、社会の変化や学術研究の進展に応じた先導的な教育を実施するための必要な体制を整えるとともに、社会の要請や課題に柔軟に対応できるよう、弾力的な組織の編成や教育環境の整備に努める。

| 中期計画 | 年度計画 | 計画の進捗状況 |
|---|--|---|
| <p>(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 教職員の適切な配置等に関する具体的方策 社会の要請や教育現場の動向等に即応するため、センターの活用及び講座等を横断する教育組織の編成について検討する。</p> | <p>社会の要請や教育現場の動向等に即応するため、センターの活用及び講座等を横断する教育組織の編成・配置について引き続き検討する。</p> | <p>1 6 平成19年度からの新しい教育課程において、第2の得意分野づくりを目指し、実践的、体験的な科目を取り入れ、現代的な諸課題に柔軟に対応できる資質と能力を涵養するため「現代的課題科目（カレント科目）群」を設置し、この科目群をセンターまたは講座横断型の教員組織を編成し、平成19年度後期から実施している。</p> |
| <p>教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 教室・図書館・情報処理センター等教育施設の整備・改善を行い、それらの有効利用を図る。さらに附属校園や教育委員会との連携のもとで、教育実習に関連した環境整備を行う。</p> | <p>教室・図書館・情報処理センター等教育施設の整備・改善及びそれらの有効利用について引き続き検討するとともに、順次対応する。さらに附属校園や教育委員会との連携のもとで、教育実習に関連した環境整備を行う。</p> | <p>1 7 設備整備に関するマスタープランを策定し、特別教育研究経費で整備しているほか、平成19年度から学内予算で設備充実（整備）経費を新設し、計画的に整備を行っている。 附属小学校の校舎改修においては、教育実習のための整備及び教職大学院における附属校園の活用のための整備を組み合わせて行った。</p> |
| <p>教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 学内の点検評価組織が中心になって学生による授業評価を行い、講座、専攻及び各教員個々の教育活動の改善に結びつける。 学内の点検評価組織において、教員の教育研究活動全般について点検評価を不断に行い、改善のための具体的方策を示し、それを実行に移す体制を構築する。</p> | <p>学生による授業評価を行い、教育活動の改善に結びつけるための方策を検討する。また、平成18年度に行った「教員評価」により、教員の教育活動状況等を把握し、教育研究活動の活性化を図る。</p> | <p>1 8 (1)学生による授業評価については、31頁67(2)参照。 (2)教員評価については、13頁54(1)参照。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 附属校園、教育委員会との連携のもとで、教材開発、学習指導法の研究を行い、教員養成大学独自の研究開発を推進し、それを学部教育に還元する。 大学全体のFD活動を体系化するとともに、個々の教員の授業の改善を図る。</p> | <p>附属校園、教育委員会との連携のもとで、教材開発、学習指導法について、教員養成大学独自の研究開発を推進するための検討を引き続き行う。また、引き続き「今後の活動計画(アクションプラン)」により実施し、授業改善に取り組む。</p> | <p>19 (1)新たに教員養成大学独自の研究開発を推進し、教育現場を含む地域社会等への貢献を目的に、平成16年度に教科横断型プロジェクト研究事業を創設し、平成18年度まで17のプロジェクト研究を実施している。事業費は年間600万円で、附属校園教員はもとより学外者も共同研究者として加わることができるようにしている。 (2)大学全体のFD活動の体系化については、31頁67(3)参照。</p> |
| <p>学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項 宮城県・仙台市の教育委員会との連携をさらに強化することで教育研究の充実を図る。</p> | <p>連携推進協議会において、引き続き連携の状況把握、検証及び意見交換を図るとともに、共同で連携事業を実施するなど、教員の資質能力の向上及び教育上の諸課題に対応する。</p> | <p>20 平成14年3月に宮城県・仙台市両教育委員会と「連携協力に関する覚書」を取り交わし、各種連携事業、共同研究等を実施している。その成果を生かして、平成17年度は気仙沼市教育委員会と、平成18年度は岩沼市教育委員会及び登米市と、平成19年度は栗原市教育委員会と覚書を取り交わし、年々強化・拡充を図っている。連携事業等の概要については、毎年度連携事業報告書「絆」を作成し、ホームページでも公表している。 連携協力関係の強化は外部資金の獲得にも繋がり、教員養成GPを平成17・18年度に連続獲得し、その成果は学部課程改革や大学院改革、教職大学院の設置に結実している。 この他にも、文部科学省の「英語指導力開発ワークショップ」事業が平成17～19年度の3カ年にわたり連続採択を受けた他、平成18～19年度は「新教育システム開発事業」、平成19年度は「教員養成改革モデル事業」、「課程認定後の事後評価に関する調査研究事業」の採択を受けた。また独立行政法人教員研修センターからも、平成18～19年度の2カ年連続で「教員研修モデル開発プログラム」の採択を受けた。 文部科学省及び教員研修センターとも申請要件として、教育委員会との連携関係による立案、運営、検証が義務化されており、連携関係の強化を裏付けるものである。</p> |

教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 学生への支援に関する目標

| | |
|------|--|
| 中期目標 | 学習支援：学生の専門的力量形成を支援するため、事務組織を整備し図書館及び各センターの整備・充実・改善を行う。 生活支援：学生への総合的支援を行うため、学生支援体制の充実と関連施設の整備・充実・改善を行う。 就職指導：就職支援・就職指導を全学的重要課題とし、教職員の意識向上を図り就職指導体制の充実を図る。 |
|------|--|

| 中期計画 | 年度計画 | 計画の進捗状況 |
|--|--|---|
| <p>(4)学生への支援に関する目標を達成するための措置 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 学務関係を中心とした事務組織を整備し、学生の要望を受け止める体制を構築する。 図書館及び各センターの利用者サービスの改善を図り、併せて施設・設備の整備・充実・改善を図る。</p> | <p>現状の学生支援について見直し、入学から卒業までの過程における総合的な学生支援システムを構築する。 また、キャリアサポートセンターの活用を促進し、就職支援業務を充実させる。図書館及びセンターの利用者に関して、引き続きサービスの向上を図る。</p> | <p>2 1 (1)事務組織の抜本的な見直しを行い、平成19年度から段階的に組織再編を実施している。学務関係では、学務課、就職・連携課、入試課の体制を見直し、入学から卒業までの連携を持った支援体制を構築するため、平成20年度から入学・教務主幹、学生・就職主幹、連携主幹に整備することとした。 (2)学生支援の中で、とりわけ障害学生への支援について、新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラムに平成19年度「障害学生も共に学べる総合的支援」事業が選定された。教員、障害学生による聴覚障害、肢体不自由、視覚障害の各グループ及び関係委員会等が連携した障害学生支援プロジェクトを組織し、ボランティア学生と協力して、ノートテイク、手話通訳等の修学支援、肢体不自由学生への学習・生活支援、環境整備等に積極的に取り組み、障害学生のための支援強化に努めた。 また、日本学生支援機構「障害学生修学支援ネットワーク」の拠点校としても位置付けられ、他大学等の障害学生支援担当者の相談にも対応している。 (3)就職支援業務については、45頁3参照 (4)図書館については、昨年度同様夜間・休日の開館、教育実習期間の休日特別開館、利用者別の講習会(「資料の探し方講習会」、「情報リテラシー教育指導講習会」)を継続実施したほか、平成19年度は業者による電子ジャーナル利用説明会を2回開催し、情報リテラシー教育の充実を図った。 (5)情報処理センターについては、昨年同様自主学習に使用できる</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | | <p>よう授業に支障のない範囲で演習室を平日20時30分まで開放するとともに、学生相談員のサポート体制も整えている。</p> |
| <p>課外活動・生活相談等に関する具体的方策 学生支援体制を充実させ、学生相談室（カウンセリング）、学生会館、学生寮等の施設・設備の整備・充実・改修等を行う。 課外活動施設を整備し、課外活動の活性化を支援する。 専門のカウンセラーを配置し、学生相談室との連携による学生相談体制の強化を図る。</p> | <p>課外活動施設、学生会館等の未改修施設等について、改修計画を策定し、緊急を要し改修可能なものから実施する。また、学生会館の福利厚生の見直しや学生寮の建設、改修等を含めた業務委託に伴うPFI方式の導入について検討する。学生相談に関しては、保健管理センター、学生相談室で対応しながら総合的な学生支援システムの中で、体制・内容の充実を図るべく検討する。</p> | <p>2 2 (1)課外活動施設、学生会館等の施設の調査・分析結果に基づき改修計画を策定し、課外活動施設についてはテニスコートのネット用の支柱取替、第二体育館の照明器具交換、学生会館については玄関前柱の補修、合宿施設については什器等の補充を行った。学外にある合宿施設については室内全面ダストクリーニング及び樹木の剪定等を行い、福利厚生施設の整備・充実を行った。また同施設の有効利用を図るため、地元地域住民等への開放、個室化への変更等の「施設整備・改修計画の見直し案」を策定した。学生会館については、飲食業者等の新規業者の公募活動や昼食時の混雑解消の改善策について業者に働きかけた。 (2)学生寮については既設寮の部分改修を行うとともに、事務局長の下に設置した「学生居住施設構想プロジェクト」でPFI方式の導入を検討し、試算上年間の返済金額が大きくなったことから、PFI方式を含めた新築、既設寮の改修、民間業者への委託の3案について取りまとめ、今後最終案を決定することとしている。 (3)学生相談体制については、昨年同様非常勤インテーカーを配置して対応しており専門的な相談に関しては非常勤精神科医によるカウンセリングを続けている。</p> |
| <p>経済的支援に関する具体的方策 各種奨学金制度の紹介を行うなど、経済的支援を検討し、充実を図る。</p> | <p>平成17年度に策定した授業料免除の規程・基準に基づいて、免除を適正に行うとともに、多くの奨学金制度についての情報を収集し、さまざまな方法により学生に広く周知して、応募の機会拡大を図る。</p> | <p>2 3 (1)入学料免除・授業料免除については、関連規程等に基づき入学料免除（学部学生が収入予定額の0.5%、大学院学生・専攻科学生4%）及び授業料免除（学部・大学院学生、専攻科学生が収入予定額の5.8%）を適正に実施した。 (2)日本学生支援機構の奨学生については、第一種81名、第二種108名が採用され、大学院修了者のうち、特に優れた業績を挙げたと認められる者に対する返還免除者4名を選考した。 (3)奨学金については、各地方自治体及び各種奨学財団等に係る多くの奨学金制度を事務部で常に把握し、情報収集とその周知に努め「奨学金ガイドブック」の配布や掲示板及びホームページに掲載し学生に広く周知している。</p> |
| <p>就職支援等に関する具体的方策 就職対策を日常的に行うため、就職相談員を配置し就職相談体制の強化を図る。</p> | <p>キャリアサポートセンターに配置した就職支援インストラクターを中心に、各種就職情報の提供、日常的な個別指導・就職（進路）相談等の業</p> | <p>2 4 就職支援インストラクター3名のうち1名を、平成19年度から女性に交代し、女子学生が相談しやすい体制に変更した。</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>学生のための就職ガイダンス等を強化し改善充実を図る。</p> | <p>務を行い、就職を支援する。また、教員採用試験対策、公務員試験対策、企業等採用試験等の各目的に応じたガイダンスを数多く実施する。</p> | <p>就職支援業務における新しい取り組みとしては、45頁3に記載したほか、講師をしながら次の教員採用試験を目指す学生のための「ステップアップ講座」を、学生の要望に応じ、教員採用試験合格者と同じ「フォローアップ講座」に統合実施することとした。</p> |
| <p>社会人・留学生等に関する配慮 窓口業務、図書館のサービス向上に努めるとともに、講座等における個別支援体制を構築する。 留学生への学習支援・生活支援をあわせた総合的支援体制を構築する。</p> | <p>引き続き、社会人・現職教員・留学生に対して、窓口業務及び図書館の夜間や土・日曜日の開館など利用しやすい体制を組み、サービスを向上させる。</p> | <p>25 (1)昨年度に引き続き、学務系の窓口対応時間の延長、窓口案内の掲示を行い、利用者の利便性を図っている。 (2)図書館については53頁21(4)のほか、社会人・現職教員の多目的閲覧室の使用及び持ち込みパソコンによる電子情報の利用を可能とした。 (3)留学生への支援においても昨年度同様、英語に堪能な職員の学務系窓口への配置、図書館利用案内(リーフレット)の英語版の作成、学生相談室のパンフレットを英語、中国語、韓国語版を作成しサービス向上を図っている。</p> |

教育研究等の質の向上の状況
(2) 研究に関する目標
研究水準及び研究の成果等に関する目標

| | |
|-------------|--|
| <p>中期目標</p> | <p>教員それぞれが専門分野について行う研究の水準を高め、大学全体として教育活動に反映することを目指す。 また、その研究成果を広く社会に還元すべく、教育界を中心として、広く地域社会との連携を図る。</p> |
|-------------|--|

| <p>中期計画</p> | <p>年度計画</p> | <p>計画の進捗状況</p> |
|--|--|--|
| <p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 目指すべき研究の方向性 それぞれの専門研究を本学の目標である有為な教育者の養成に向け、教育活動に反映する方向で取り組む。</p> | <p>各専門分野の研究を遂行し、その成果を「有為な教育者」を養成するために、講義、演習、実習、卒業研究指導等に反映させるのみならず、現職教員の再教育・研修・資質向上等に努める。</p> | <p>26 各教員が「有為な教育者」を養成するため、専門分野について日常的に研究を実施し、その成果を学部課程においては平成19年度からの新しい教育課程、平成20年度からの教職大学院の開設に反映させている。 また、現職教員の研修・資質向上を目的に、「現職教育講座」や「公開講座」のほか、地域の教育現場における各種公開研究会や研修会での講演・助言等を積極的に推進し、研究成果の還元を努めた。特に宮城県教育委員会と連携し「授業分析会」の継続開催、地方での公開講座や免許法認定公開講座の継続開催、平成18年度からは独立行政法人教員研修センターの教員研修モデル開発プログラム</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | により、拠点校型の研修システムの構築事業「学校まるごと研修プロジェクト」を実施し、現職教員の資質向上等に努めた。 この他、平成21年度からの教員免許更新講習について検討を重ね、平成20年度に予備講習を実施することとした。 |
| 大学として重点的に取り組む領域 専門的な力量、実践的な指導力のある教員の養成に寄与する研究と今日的な課題である国際理解教育、特別支援教育、環境教育、情報ものづくり教育等を教育課程上に位置づけることを視野に入れた研究を重点的に推進する。 | 3課程の再編に伴い、専門的な力量、実践的な指導力のある教員の養成のため現代的課題科目として「多文化理解」「特別支援教育」「環境教育」等の10群を教育課程に位置づけ、それらの実践を通してさらに研究を推進していく。また、「特別支援教育総合研究センター」において、学校および教師に対する支援強化を図り、LD、ADHD、高機能自閉症を含めた特別支援領域及び「いじめ」「不登校」等適応支援領域の教育研究を推進する。「国際理解教育研究センター」においては、学校現場など地域社会との緊密な連携のもと早期英語教育、外国人籍子女支援等の取り組みを通して「国際理解教育」の研究を推進する。 | 27 (1)現代的課題科目については、48頁9参照。 (2)特別支援教育総合研究センターの活動については、71頁44の2参照。 (3)国際理解教育研究センターの活動については、72頁44の3参照。 |
| 成果の社会への還元に関する具体的方策 公開講座、現職教員講座の広報活動を強化し、一般社会人の文化要求及び現職教員の研修要求に応えるとともに、広く社会へ成果を還元する方法について企画・立案する。 | 一般社会人の生涯学習意欲及び現職教員の研修ニーズに応えるとともに、広く社会へ研究成果を還元するため、「大学公開講座」や「現職教員講座」を引き続き積極的に開設する。また、平成18年度発足した仙台圏24機関による「学都仙台コンソーシアム」に積極的に参加し、「サテライトキャンパス」で公開講座等を実施し、これらの活動について、広報誌、ホームページ等広報活動を行なう。 | 28 (1)大学公開講座等については、25頁64参照。 (2)これら公開講座の広報については、専用パンフレット、ホームページ、広報チラシにより広報を実施した。 (3)平成21年度からの教員免許状更新講習の実施を視野に検討組織を立ち上げ、講習内容の他、これまでの公開講座等の実績や教育委員会との連携関係を生かし、積極的な対応をすべく検討を行っている。 |
| 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 学内の点検評価組織を中心に、研究活動の自己点検・評価を公正かつ厳正に行うとともに、研究の水準・成果の検証が確実に実施できる具体的な方法について検討する。 | 「教員の活動状況の点検・評価」に関する基本方針・基準等に基づいて平成18年度に行った「教員評価」により、教員の教育活動状況等を把握し、教育研究活動の活性化を図る。 | 29 教員の教育活動状況等を把握については、14頁54(1)参照。 |

教育研究等の質の向上の状況
(2) 研究に関する目標
研究実施体制等の整備に関する目標

| | |
|-------------|--|
| 中期目標 | 力量ある教育者の養成等、本学の目的を達成するために必要な研究体制を整える。 特に大学として取り組む研究教育課題を明確化し、その推進のためのシステムを構築する。 |
|-------------|--|

| 中期計画 | 年度計画 | 計画の進捗状況 |
|--|---|---|
| (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 研究者等の適切な配置に関する具体的方策 教育現場に生起する困難な課題の解決に資するため、センターを中核に、講座・附属学校と連携し横断型の研究プロジェクトを組織するなど弾力的な運用を図る。また、今日的な教育現場・社会的要請に応えるため、特別支援教育研究関連、国際理解教育研究関連について、専門的人材の配置について検討する。 | 教育現場に生起する諸課題に対応し、領域を超えた横断的な研究をさらに推進するため、「環境教育実践研究センター」「教育臨床総合研究センター」「特別支援教育総合研究センター」「国際理解教育研究センター」を改組し、教員等を適切に配置する。 | 3 0 4センターの改組について、総人件費削減の対応の中、社会的・今日的なニーズに応えていけるよう、全学的な観点に立ちセンターの機能強化を図るための人的資源の有効的な活用を検討し、「環境教育実践研究センター」及び「教育臨床総合研究センター」の定員を削減し、新たに「特別支援教育総合研究センター」及び「国際理解教育研究センター」にそれぞれ専任教員を配置した。 |
| 研究資金の配分システムに関する具体的方策 基本的な研究費を保証するとともに、大学の研究教育を活性化するための研究に関して重点的に研究費を配分するシステムの在り方について検討する。 | 「経営方針」に基づき、基本的な研究費を保証するとともに、大学の教育研究を活性化するための研究に関して、重点的に研究費を配分するとともに、教員研究費については、インセンティブを導入する。 | 3 1 (1)重点的な研究費の配分については、8頁48参照。 (2)教員研究費について、平成19年度からインセンティブを導入し、基本的な研究費を保証する基礎額と積極的な研究活動(科学研究費補助金等競争的資金の獲得を目指す等)の基盤的整備を目的とした加算額並びに学長裁量経費により構成し、配分については学長へ申請を行い企画推進室で検討の上、学長が決定することとした。 |
| 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 研究設備の活用において、学内共同利用を積極的に推進する方策を検討し、老朽化した研究設備の更新や新たな研究設備の導入については計画的に整備する。 | 老朽化した研究設備や新たな研究設備の導入について、また学内の設備等の活用状況等を調査分析した改修計画に基づき、設備の更新を図る。 | 3 2 (1)本学の研究に必要な設備等のより効果的・効率的な導入や管理のあり方について検討するため、設備等の共同利用等に関する調査を行った。また、設備等の共同利用・更新を図る上で、より効率的な管理を行うためには、その設置場所等についても検討する必要があることから、全学の施設等の使用実績に関する調査を行い、その有効活用状況の点検評価を行うシステムの構築を図ることとして |

| | | |
|--|---|--|
| | | <p>おり、平成19年度においても主に研究室や実験室について講座単 位に調査を実施した。これらの調査結果を基に点検評価を行い、施 設・設備共にマスタープランの策定・更新を行った。 (2)設備の更新については、平成19年度から重点事業経費に新設 した設備充実（整備）経費及び科学研究費補助金間接経費により、 18件（総額13,844千円）の更新を図った。</p> |
| <p>研究活動の評価及び評価結果を質の向 上につなげるための具体的方策 自己点検評価組織を中心にして、教員 それぞれの研究活動と教育活動を含む 諸活動を評価し、質の向上に結びつける 体制を構築する。</p> | <p>「教員の活動状況の点検・評価」に関する基本 方針・基準等に基づいて平成18年度に行った 「教員評価」により、教員の教育活動状況等を把 握し、教育研究活動の活性化を図る。</p> | <p>33 14頁54(1)参照。</p> |
| <p>学部・研究科・附置研究所等の研究体制 等に関する特記事項 教育現場の今日的課題である特別支 援教育に関連する研究開発並びに留学 生指導に加えて公私立諸学校や自治体 等の要請に対応する異文化理解・日本語 指導等について研究開発を行う研究体 制の構築を検討する。</p> | <p>「特別支援教育総合研究センター」及び「国際 理解教育研究センター」を広く地域社会に開放 し、学校現場、地域社会などと連携し、「特別支 援教育」「国際理解教育」の研究を推進する。</p> | <p>34 (1)両センターに専任教員各2名を配置した。 (2)特別支援教育総合研究センターの活動については、71頁44 の2参照。 (3)国際理解教育研究センターの活動については、72頁44の3 参照。</p> |

教育研究等の質の向上の状況
 (3) その他の目標
 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標 県・市教育委員会などの教育界、文化団体など地域の団体・自治体等との連携・協力を推進する。
 学術交流協定を締結している海外の大学との短期・長期の留学生交換を進め、双方の教育研究に関する各種刊行物等の交換を行い、双方が共通に関心をもつ課題について共同研究を行う。また開発途上国への教育協力について、本学の教育研究のポテンシャルティを活用する方向で推進する。

| 中期計画 | 年度計画 | 計画の進捗状況 |
|--|---|---|
| <p>3 その他の目標を達成するための措置 (1)社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策 県・市教育委員会等との連携・協力を積極的に推進するとともに、本学のもつ教育・研究資源について社会還元する方法を検討する。</p> | <p>連携推進協議会を活用して、教育現場のニーズの把握を充分に行い、「出前授業」「学校の研究支援」「学生ボランティアの学校派遣」等、ニーズに応じた事業を実施し、本学のもつ教育・研究資源を社会に積極的に還元する。</p> | <p>3 5 (1)「連携推進協議会」(4 5 頁 4 参照)において、本学の教育の成果に関する意見聴取及び教育委員会との連携事業の状況把握・検証を実施し、連携事業が双方にとって大きなメリットがあること、連携事業に学生を活用することにより学生の教育にも資することなど、活発な意見交換が行われ、連携の状況については高く評価するものの、今後更に工夫改善していくこととした。 (2)平成19年度において積極的に連携事業を展開し、下記のとおり事業を実施した。これらの成果は「絆2007」に掲載し、ホームページでも公開した。 フォーラム等：「教員養成GPフォーラム」「環境教育ライブラリー“えるふえ”シンポジウム」「気仙沼RC E環境教育推進会議2007」「国際理解教育フォーラム2007 Summer」「心の教育フォーラム」「国際理解教育シンポジウム in Miyagi」「国際協力イニシアティブセミナー」「仙台市学力・学習改善フォーラム」「特別支援教育フォーラム」 学校対象事業：「出前事業」「校内研究支援事業」「小学校英語活動支援事業」「地域学習センター設置事業」「絶滅危惧種「アカヒレタビラ」の放流会」「迫桜高校冬季湛水田公開事業」「高大連携事業地域開催公開講座」「ふれあいオーケストラ」「夜空のオーケストラ in 荒町」「学生サポートスタッフ等ボランティア派遣事業」 児童対象事業：「フレンドシップ事業(理科)Let'sサイエンス2007」「仙台湾南部海岸環境学習」「サイエンス・スクール」 学生対象事業：「フォローアップ講座」「岩沼市教育長特別講演」「元気アップ宮教大」</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | | <p>共同研究事業：「教員研修モデルカリキュラム開発プログラム」 「学校改善支援プラン作成事業、学校改善支援促進事業」「不登校支援ネットワーク」「教職課程の課程認定後の事後評価の在り方に関する調査研究」「いわぬまの自然」発行「岩沼市青少年海外派遣事業支援研究」 研修関係事業：「英語指導力開発ワークショップ、同フォローアップ研修」「気仙沼市サテライト公開講座」「サイエンスワークショップ in 気仙沼」「環境教育実践研究センター教員研修会 in 気仙沼」「環境教育研修セミナー in 岩沼」「大学の教育力を活用した教員研修事業」「産業技術・情報技術等に関する指導者の要請を目的とした研修」「登米市環境教育指導者研修会ステップアップ研修」「広域大学間教員養成・研修コンソーシアム」 生涯学習事業：「みやぎ県民大学」「講座仙台学」 (3)平成18年度に創設した「教育実践・宮城教育大学賞」の第2回の募集を実施し、全国公募により1名を表彰した。</p> |
| <p>地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策 仙台圏の大学間の単位互換ネットワークを通じて他大学学生にも受講機会を提供し、学習を支援する。</p> | <p>「学都仙台単位互換ネットワークに関する協定」に基づき、受け入れの体制を充実させるとともにサテライトキャンパスの有効利用を図り、学生の学習を支援する。 さらに、平成18年度発足した仙台圏24機関による「学都仙台コンソーシアム」に積極的に参加する。</p> | <p>36 学都仙台単位互換ネットワークに関する協定により、平成19年度の受入学生は3名、派遣学生は1名である。単位互換ネットワークに提供している科目のうち2科目をサテライトキャンパスで開講した。この他サテライトキャンパスでは、市民を対象として、本学主催の「大学公開講座」、複数大学連携講座「講座仙台学」を開講するなど有効利用を図った。</p> |
| <p>留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 諸外国の大学等との教育研究上の連携交流を促進し、国際的な知的貢献を目指すとともに、その成果を大学や地域社会に還元する。 留学生の受け入れ及び派遣を積極的に推進し、その指導体制・支援体制を充実させるとともに、留学生が教育現場等、地域社会と交流できる機会を増やす。</p> | <p>諸外国の大学等との教育研究上の連携交流を促進する。また、留学生の受け入れを積極的に推進し、その指導体制・支援体制を充実させ、「留学生を活用した国際理解教育支援事業」を、さらに拡充し、留学生の教育現場、地域社会等との交流の機会を増やし、友好交流と相互理解のための場を積極的に設ける。</p> | <p>37 (1)本学における教育研究活動の国際的な連携及び交流活動に関して、平成19年度「国際交流に関する基本方針」を策定し、国際交流活動の基本方針、国際交流協定の基本方針、手続き等について整備を行った。 (2)新たな協定校として、大学の規模や教育研究内容の似ているウェスレー大学(米国)との協定について検討し、現在協定内容について確認作業を行っている。 (3)留学生受け入れに関して、短期留学生受け入れ実施要項に基づく「日本語・日本文化研修プログラム」を実施した。平成19年4月には協定校である大邱教育大学から2名、10月にはペルージャ外国人大学から3名、フロリダ州立大学から3名、大邱教育大学、東北師範大学、セントラル・クイーンズランド大学から各1名、合計11名受け入れ、それぞれ単位を修得した。 また、平成19年度は、国費留学生制度による「教員研修留学生」</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | | <p>をインドネシア、中国、マーシャル、ブラジル、フィリピンからの留学生各1名、合計5名を受け入れた。 (3)国際理解教育支援事業として、仙台市及び宮城県内の小学校に計14校、延べ25回・114名の留学生を派遣した。</p> |
| <p>教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 開発途上国への教育支援について、国際教育協力推進プロジェクトを中心に推進する。</p> | <p>開発途上国への教育支援について、国際教育協力推進プロジェクトを中心にこれまでの成果の上にさらに活動を進める。</p> | <p>38 国際協力機構（JICA）を通じた国際教育協力事業の一つ「コロンビア自然科学及び数学教員養成システム強化」の研修を行った。この研修は、平成15年度から5年間のプログラムで、5年目である平成19年度は、コロンビア共和国から自然科学8名、数学5名の教員を約1ヶ月半受け入れた。 また、JICAから「ミャンマー国児童中心型教育実践」への参加要請があり、平成17年度から3年間の計画で研修を行っており、平成19年度は研修員10名を10日間受け入れた。両事業とも平成19年度が最終年度であり、事業の内容、実績については報告書にまとめられた。</p> |

教育研究等の質の向上の状況
(3) その他の目標
附属学校に関する目標

中期目標 附属校園を、教育に関する教育・研究を行う大学機能の実践的研究面を担う重要機関として積極的に位置づけ、その充実発展を図る。すなわち、現代社会が要請する教育の課題を受け止め、その在り方を実践的・創造的に深く研究するとともに、優れた資質を備えた教員の養成及び現職教員の研修に、大学との共同のもとに当たる。また、そうした成果を地域社会にも積極的に還元し、貢献を図る。

| 中期計画 | 平成19年度計画 | 進捗状況 | | 判断理由（計画の実施状況等） | | ウェイト | |
|---|----------|------|----|---|---|------|----|
| | | 中期 | 年度 | 平成19年度までの実施状況 | 平成20～21年度の実施予定 | 中期 | 年度 |
| <p>(2)附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <p>各附属校園における保育・教育の充実を図るため、少子化という社会状況と教育に対する社会の要請及び学部の教育研究・教育実習の計画等を考慮し、カリキュラムの検討及び各校園の規模や学級定数を検討する。さらに、各附属校園における教育指導の充実を図るため、教員の資質向上策を明確にし取り組む。</p> <p>大学組織における附属校園の位置づけの明確化とそのシステム化の充実を図り、大学における附属校園の果たすべき役割とその重要性を確かなものにする。そのなかで、特に大学と附属校園の連携の在り方を具体化する。</p> <p>大学との共同研究におい</p> | | | | <p>3.9（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>(1)平成16年度に附属校園連携室を設置し、重点事業経費により学部及び4校園連携の下に、教育カリキュラムの調査研究に着手した。平成17年度に新たに「附属学校部長」を置き、「附属学校運営委員会」を立ち上げ、「連携室」が主体となり大学学部との連携をさらに強力に推進する体制を構築し、一貫教育や特別支援教育の在り方など、教育カリキュラムの調査研究を行った。</p> <p>これらの成果は、毎年、附属校園連携事業による公開研究会（「かかわり合う力」をはぐくむ）で公開し、広く社会の批評を得て、今後の調査研究の課題と方向性を確認した。さらに研究成果報告書「研究のまとめ」を作成し、地域の諸学校等へ公表した。</p> <p>(2)学級数・学級定数の見直しについては、平成16年度に教育的効果の見地から現状と課題を整理するとともに、近隣の幼児・児童・生徒数の推移等社会的動向を調査し、平成17年度に「学校規模・学級定数検討委員会」を立ち上げ、引き続き現状と課題を整理するとともに教育学部改革及び教職大学院設置に伴う教育実習生受入れの課題等の検討を行った。また、附属学校の明確な理念の策定及び一貫教育カリキュラム開発の検討を行い、「平成17年度学校規模・学級定数検討委員会報告」としてまとめた。</p> <p>(3)軽度発達障害や心の発達課題をもった幼児・児童・生</p> | <p>平成17年度に構築した、附属学校部の組織体制をより有効に機能させ、引き続き、普通教育及び特別支援教育の提供、大学とともに教育に関する研究の推進、教育実習生を受け入れ適切な指導の推進のための検討を行なう。また、大学や教育委員会との連携方策の検討と内容の質的な向上を図るとともに、さらに附属校園の教員の資質向上を推進し、教育研究の充実をはかりつつ、その成果を公開研究会等で地域社会に積極的に還元する。</p> <p>引き続き、各校園における適切な学校規模等を検討するとともに、カリキュラム、接続期の教育の充実、附属校園の将来像の検討を行なう。</p> <p>大学、特別支援教育総合研究センター及び附属特別支援学校との連携のもとでの児童生徒への支援のあり方や学部及び大学</p> | | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| <p>て、実践的な授業研究や教育活動を充実・発展させ、附属校園の研究機関としての位置づけを一層明確にする。</p> <p>附属校園のこれからの重要な研究課題として、軽度発達障害や心の発達課題をもった児童生徒への支援の在り方や幼・小・中の一貫教育の在り方を具体的に研究する。</p> <p>教育実習等の指導を、学部と附属校園とが共同で企画実践し、学部と附属校園との共同教育の一層の充実に図る。</p> <p>大学院修士課程の充実化に伴い、附属校園として院生の実践的な教育研究に積極的にかかわり貢献する。</p> <p>これまで長期にわたって果たしてきた地域の諸学校の先導役としての機能を評価し、さらに今後の役割を明確にする。さらに、附属校園に求められる特色ある教育活動の成果を広く公開し、社会に還元する。また、現職教員の研修、再教育についても、今までに蓄積してきた方策を生かし、一層推進する。</p> <p>各附属校園で行われている教育活動の評価が、附属校園相互、大学、そして学外に向けて適正に公開され</p> | | <p>徒への特別支援教育・保育について、実態把握と指導記録の分析・考察等により支援・指導の方向性を追究した。また、地域の現職教員の研修・再教育の充実のための方策を宮城県教育委員会との連携の上、実施の可能性を探った。特に平成18年度においては附属養護学校が4校園の中核となって、他の附属校園を対象に特別な教育的支援を必要とする児童生徒についてケースカンファレンスを実施するとともに、上杉地区特別支援委員会及び4校園特別支援教育講演会を開催し、その充実に図った。</p> <p>(4)自己点検・評価については、平成17年度は14項目、平成18年度は3項目について自己点検を実施し、報告書を作成して地域の諸学校等へ公表した。</p> <p>(5)教育実習等の指導については、学部担当教員と附属学校担当教員で構成する「附属校園教育実習連絡調整会議」において実施上の課題とその対応策等を協議し、円滑かつ効果的な実施に努めた。なお、教育学部課程改革実施委員会ワーキンググループに附属学校も委員として参加するなど積極的に関わり、学部教育への附属学校の関わり方等を検討した。</p> <p>(6)学部及び宮城県と協力して文部科学省の「放課後学習チューターの配置等に係る調査研究事業」に参加し、放課後学習相談の在り方や学部学生の学校教育における活用方法等実践的な調査研究を行った。</p> <p>(7)安全管理については、宮城県警運用の「宮城セキュリティメール」を活用した情報収集、携帯電話を利用した学校連絡網への一斉メールによる情報発信、学校行事開催時における警察へのパトロール要請、文書による地域住民への注意喚起等を実施し、警察署・地域住民・保護者との連携強化を進めている。また、監視カメラ・警報ブザー・インターホン等の防犯設備、通用門の限定、警備員による巡視及び通用門での来訪者確認、教職員の名札着用の徹底、避難訓練、ナンバーディスプレイシステム利用による不審電話対策、事故発生時の集団下校及び教員による巡回の実施系統の徹底を行っている。</p> <p>この他、水泳プールの事故対策の実施、いじめ対策ではスクールカウンセラーを相談センターに配置し、心の問題を抱える児童生徒・保護者・教員の相談体制を整備</p> | <p>院学生の実践教育の指導環境について引き続き検討し、整備していく。</p> <p>附属校園の安全管理システムや青葉山キャンパスと上杉キャンパス間の情報システム強化策を引き続き検討し、環境整備の充実にをはかる。</p> |
|--|--|---|--|

| | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|
| <p>るシステムの構築とその活用を目指す。 各附属校園の安全管理システムを構築し、環境整備を図る。</p> | | | <p>した。 また、附属小学校の総合学習に防災教育を取り上げ、行政機関・消防署等とも連携し、低学年から高学年の段階に合わせた活動を実施した。</p> | | |
| | <p>教育に対する社会の要請を考慮し、学部課程改革や教職大学院設置に伴う、附属学校の果たすべき役割を検討し、主体的に対応・準備する。また、これまで進めてきた附属4校園相互の連携を継続し、連携内容の質的な向上をはかる。さらに、各附属校園の教育研究の充実をはかり、教員の質的向上を推進するとともに、その成果を、今年度は各校園の公開研究会を通じて、地域社会に還元する。</p> <p>引き続き各校園の適切な学校規模等の検討を進め、接続期の教育や一貫教育を視野に入れた教育理念や附属校園全体のあるべき姿を研究・模索する。この過程で、各学校園間をつなぐカリキュラム、入試制度、公開研究会の持ち方などを策定する。また、この中で、大学、特別支援教育総合研究センター及び附属特別支援学校との連携のもとでの幼・小・中の特別支援教育のあり方や学部及び大学院学生の実践教育の指導環境</p> | | <p>(平成19年度の実施状況) (1)学部課程改革への対応として、小学校に多目的教室を設け、小学校と大学を結ぶ双方向のマルチメディアシステムを整備した。また、教職大学院設置に伴う対応については、ミーティング室等のスペースを整備した。 (2)附属校園連携研究テーマ「『かかわり合う力』をはぐくむ」のもと、幼稚園は「自然を感じる心を育てる」、小学校は「子どもが確かに分かる授業の探求と創造」、中学校は「『考える力』をはぐくむために」、特別支援学校は「一人一人のニーズに応じた教育をめざして」を研究主題に、大学学部との共同研究、宮城県・仙台市両教育委員会との連携により研究実践に取り組み、教員の資質向上を図った。これらの研究成果は、公開研究会で公開するとともに研究成果報告書を作成した。この他教員の資質向上について、5年研修、10年研修の計画的な実施及び校内校外の各種研究会への参加を積極的に推進した。 (3)平成18年度に引き続き、学校規模学級定数検討委員会を開催し、接続期の教育や一貫教育を視野に入れ、かつ附属校園全体のあるべき方向性について検討を続け、入学選考に関しては連絡進学を維持しつつも、一次選考の見直しを行い幼・中で学区を拡大した。また公開研究会の持ち方について、連携を継続発展させることとした。 (4)特別支援教育・保育については、上杉地区特別支援委員会を改組し、特別支援学校を中心に特別支援教育総合研究センターの教員も加わり附属校園特別支援委員会に体制整備を行った。 (5)安全管理システムについては、附属4校園全てで緊急メールシステムの導入が完了し、また上杉地区全体(幼・小・中)で協力・連携した防災訓練を実施した。</p> | | |

| | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|
| | <p>について検討し、できるところから整備していく。</p> <p>附属4校園の安全管理システムや青葉山キャンパスと上杉キャンパス間の情報システム強化策を検討し、環境整備の充実をはかる。</p> | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|

教育研究等の質の向上の状況
(3) その他の目標
附属図書館・センター等に関する目標

| | |
|-------------|---|
| <p>中期目標</p> | <p>附属図書館は、大学における学術情報の収集及び発信の拠点として、教育研究及び学習の支援を行うとともに、地域への積極的な開放を図る。保健管理センターは、本学の保健管理に関する業務を一体的に行い、学生、教職員の心身の健康保持と増進に関する支援、教育、研究に努める。情報処理センターは、情報ネットワークの管理運用を担い、情報教育及び研究を支援するため、情報システムの利用サービス向上を図る。環境教育実践研究センターは学校教育における環境教育の理論及び実践に関わる研究を推進し、環境教育学の創設に努め、環境教育の分野における教員養成教育の支援を行い、地域社会と連携しながら、地球規模で環境教育に関わる現状と動向を把握し、地域における環境教育の普及に努め、社会に貢献する。教育臨床総合研究センターは、学内外の教育研究機関と連携し、教師教育の側面と地域支援の側面とにおいて実践的研究に取り組み、「教育における臨床の学」の創出を目指す。</p> |
|-------------|---|

| 中期計画 | 年度計画 | 計画の進捗状況 |
|---|---|---|
| <p>(3)附属図書館・センター等に関する目標を達成するための措置</p> <p>附属図書館 教育、学習に必要な図書館資料の収集・充実を図る。 利用環境の整備・充実と利用者サービスの向上に努める。 蔵書データベースの構築や電子ジャーナルの拡大等により、電子図書館的機能の整備充実を図る。 生涯学習社会に対応するため、地域への開放を充実する。</p> | <p>附属図書館 学生、教員に対する教育支援機能を向上させるため、学術情報の整備と情報リテラシー教育の促進に取り組む等、利用環境の整備・強化を図る。また、教員養成系大学の特性を踏まえた図書館資料の収集、電子図書館的機能の充実など、図書館から学内外へ情報発信し利用者サービスの拡大に努める。また、一般市民に対する図書館の開放や貴重資料の公開等地域との連携強化を図る。</p> | <p>40</p> <p>(1)図書館資料の収集について、図書館員によるブックフェアでの購入候補図書を選定等を行い、教員養成大学ならではのユニークな図書(教科書、指導書、児童書等)を、平成19年度約6,500冊受け入れた。</p> <p>(2)利用環境の整備・利用者サービスの向上について、緊急時対応マニュアルの作成、多目的閲覧室使用要項の改正、児童図書推薦委員会への附属校園教員の参加、附属校園への学内便による図書貸出返却等を実施した。</p> <p>(3)電子図書館的機能の整備について、資料の探し方講習会(2回)、情報リテラシー教育指導者講習会、業者による電子ジャーナル利用説明会を実施した。また「国立情報学研究所が電子化する紀要」へ</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>施設・設備の老朽化・狭隘化の改善に努める。</p> | | <p>本学紀要40巻・41巻を申請した。 (4)生涯学習社会への対応について、常設展は「家庭科教科書をさかのぼる」、「絵はがきと資料でたどる郷土の歴史」、「教科書で習う百人一首」を開催し、また「教科書企画展(理科)」では記念講演会を併せて開催し入館者は1,100名を超えた。この他、職場体験学生の受け入れも実施した。 (5)施設・設備の改善について、リフレッシュコーナーの設置、児童図書コーナーの設置、AVコーナーの整備を行い、不用図書の再利用促進・WEB版の活用による官報の保存廃止により狭隘化の改善・製本経費の削減を行った。</p> |
| <p>保健管理センター 健康診断やその事後措置などの業務を点検し、保健管理計画を随時見直し、その充実を図る。 健康教育、保健指導及び学生相談室との連携による心身の健康に関する相談業務の充実を図る。 心身の健康や労働衛生など医学研究を充実させ、情報の社会還元を図る。</p> | <p>健康診断業務の効率を高めるため、実施内容や方法を見直して受診率の向上を図る。健康教育や保健指導は個別に行い、疾病の一次予防も目指す。応急処置や応急治療を充実させるため、汚水槽や外傷時の洗浄場など設備を充実させる。衛生活動の一環として、感染予防のための備品の充実を図る。また、学生相談室との連携を進め、心の病の早期発見と予防を充実させる。精神科医のカウンセリングも含めて、早期対処による心身の健康管理と相談業務の充実を図る。</p> | <p>41 (1)学生の健康診断 胸部レントゲン間接撮影にレントゲン車を2台準備し、健診業務の迅速化を図った。受検率は学部生1年100%、2年96%、3年95%、4年88%、大学院1年65%、2年55%であった。事後措置として、個人に健康診断結果表を配布し、個別指導と紹介状の作成を含む健康指導を行った。また学部1年生のみツベルクリン反応検査も実施した。体育系サークル所属学生特別健康診断も実施し、同診断の際には「喫煙対策アンケート」(対象者131名、回答者131名)を実施した。検査項目は、昨年度と同様で、心不全発見の指標である血中BNP検査を本年度も測定した。 (2)教職員の健康管理 教職員定期健康診断も支援し、教職員の健康管理も行った。また、労働安全衛生法に定められているRI・X線、有害物質、鉛など特殊健康診断支援も行い、事後措置としての指導も行った。必要な場合には各種医療機関の紹介を行い、退職者には主治医と連携して、保健指導とカウンセリングも実施した。 (3)はしかの緊急対応措置 教育実習をする学生は、必ず、抗体の有無又はワクチン接種の証明が求められるため、学内で抗体検査を5回に分けて全学生を対象に実施し、陰性の学生については、ワクチン接種の指導を行った。 (4)日常業務 青葉山地区及び上杉地区の産業医や衛生管理者として、安全衛生委員会への参加や職場巡視なども行った他、自動体外式除細動器(AED)を守衛室に設置した。 日常業務として、けがや外傷の応急手当にあたった。急病患者に対応するため軽量担架を複数購入して学内に配備し、急病患者やケ</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>ガの患者の搬送体制を整えた。また、非常勤看護師を依頼し、大学祭や常勤看護師の出張時にも診療を行い、開設日時を充実させた。</p> <p>(5)各種健康測定機器等について 当センターが所有する各種の健康測定、健康増進器具を開放し、学生や教職員の利用を促して、健康に関する意識の向上、健康増進ならびに健康や疾患の自己管理を積極的に推進した。</p> <p>(6)その他 学内の行事に伴う救護活動、救急医薬品（カバン）、その他備品の貸出、健康診断書の発行を行った。心の健康を保つ活動として、入学時調査により、心の悩みの早期発見に努め、学生相談室と連携して対応した。非常勤精神科医を継続して依頼し、学生相談室のカウンセリング体制を支援した。</p> |
| <p>情報処理センター 情報教育及び研究を支援するためのシステムの開発と利用サービス向上に取り組む。 学内ネットワークの管理運用を遂行し、情報セキュリティと利用モラル向上に努める。 情報インフラの整備を図ることによって、大学からの様々な情報発信や地域に対する情報教育サービスの提供を支援する。</p> | <p>新システム導入の3年度目にあたり、システムの運用と利用サービスの評価をおこなうとともに、新カリキュラムの発足に合わせ、演習室およびサテライト型教室のソフトウェアの改善に努める。また、情報教育及び研究の推進を学内の諸組織と連携して図る。</p> | <p>4 2 昨年度に引き続き、学術研究と多様な教育環境への対応、セキュリティ面の配慮、利用環境や管理の統一的な運用に資するため導入した新研究教育支援用電子計算機システムを運用・改善し、利用サービスの向上に取り組み、情報教育、研究の推進を支援した。</p> <p>(1) メール配信 迷惑メール対策の改善を求める利用者からの要望に答え、本学のメールサーバにおけるメールのチェック機能を強化し、迷惑メール対策の有効性を改善した。さらに、発信元のコンピュータのホスト名と IP アドレスの整合性を調べる機能も追加し、メール受信のセキュリティを高めた。</p> <p>(2) Web ホスティング Web ホスティングサービスは、利用者の認知度も高まり、昨年にも増して、利用が増えてきた。これまでの講座や研究室単位の申請以外に、研究会のための広報的な Web ページの開設も見られるようになり、本学における諸活動の社会的な広報に貢献していると評価できる。</p> <p>(3) 利用サービスの向上 昨年に引き続き、各種講習会を開催し、それらのドキュメント類は、情報処理センターのマニュアルとして公開した。特に、一部の講習会は、受講者が遠隔地から自由に参画できるオンライン講習の形態を採用し、受講者から好評であった。</p> <p>(4) 新カリキュラム発足に伴う情報処理センターシステムの検討 関連講座、委員会と相談し、現代的科目の「メディア情報教育」中の科目群を開講するために必要なソフトウェアや周辺機器の見</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | | <p>直しを行い、一部については、学長裁量経費等への申請を行った。</p> <p>(5) キャンパスネットワーク整備 学内高速ネットワークは、導入後8年が過ぎ、経年疲労に伴う通信エラーが見られ、個々の機器の応急処置ではなく、抜本的な対策が急がれていた。本年度に、キャンパスネットワークの幹線部分をリース契約で更新することができた。これにより、ギガビット帯域の学内通信網の安定な運用が図られることとなった。 リース契約によるキャンパスネットワーク整備は、国内の教育系大学において、本学が最初の事例になると思われる。これは大いに評価すべきことである。</p> <p>(6) 次期システム検討ワーキンググループ 次期「研究教育支援用電子計算機システム」の更新を平成21年2月に予定している。そのシステム設計に学内の利用者の意見を反映させるべく、情報処理センター運営委員会の元に「次期システム検討ワーキンググループ」を組織し、学内の利用者へのアンケート調査を実施し、システム設計に関わる事項をまとめて、仕様策定委員会へ答申を行った。</p> |
| <p>環境教育実践研究センター 関係諸機関との連携の確立・強化を行う。</p> <p>学部教育における環境教育指導者の養成を行う。</p> <p>環境教育指導者の再教育を行う。</p> <p>環境教育指導者養成・再教育のための教材開発を行う。</p> <p>事業実施の基点となるフィールドミュージアム事業を推進する。</p> <p>環境教育情報の電子化と公開の促進、維持管理を行う。</p> | <p>環境教育の普及充実に目的として、学校及び関連諸機関との連携強化を図る。学部及び大学院教育においては、環境教育指導者養成を行う。フィールドミュージアム事業の推進と教材開発研究を進め、研究成果を環境教育指導者養成・再教育に活用する。環境教育情報からなるデータベースの電子化と公開を促進し、環境教育資源としての有効利用を図る。</p> | <p>43</p> <p>(1)関係諸機関との連携確立及び強化 機関連携による環境教育支援は、仙台市(4件)、気仙沼市教育委員会(1件)、登米市(9件)、岩沼市教育委員会(3件)、国土交通省仙台河川国道事務所(6件)、文部科学省(2件)、日本土壤動物学会(1件)と実施し、平成18年度の連携実績を背景に、大幅な教育支援が進められた。</p> <p>(2)学部教育における環境教育指導者の養成 学部教育においては、環境教育概論(1年次全学必修の基礎教育科目)を担当し、本学学生を対象に環境教育の基礎講義を行った。教養教育科目においては、「環境の科学」を担当、現代的課題科目群「環境教育」については、「物質環境科学」等を担当した。また、平成19年度は、旧教育課程科目である環境教育A、環境科学(自然環境コース共通科目)自然史・自然論を担当した。その他、理科専門科目(行動生物学、環境生物学、生命環境演習、生命地球科学実験、物質エネルギー科学、物質エネルギー科学実験を分担担当した。さらに、情報分野においては、情報システム担当教員による情報関連科目(「情報科学」、「情報機器の操作」など多数の情報関係科目)を担当した。大学院においては、環境教育実践専修を担当し、環境教育に関する専門性を深め、高度な教育理論及び教材研究方法</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>の習得を目的とした講義を実施している。</p> <p>平成19年度は本学外教育として、本学学部学生（4年次学生）を国土交通省仙台河川国道事務所との連携事業（仙台湾南部海岸をフィールドとした学校教育支援）に、フィールド実践指導のためのボランティアに参加させ、フィールドにおける教育実践研修も実施した。</p> <p>(3)環境教育指導者の再教育 学校教員および一般市民を対象とした環境教育指導者養成を、22件実施した。</p> <p>(4)環境教育指導者養成・再教育のための教材開発 平成18年度からの継続した取り組みとして、教科横断型教材：環境教育教材ライブラリ「えるふえ」の充実（学校への利用紹介を積極的に推進）を図った。環境教育関連の書籍整備以外に環境教育支援用の各種観察機材・装置等を整備し、主に学校授業利用への貸出を行っている。また、現職教員の自学研修を目的とした環境教育情報を収集し、インターネット上で関係者へ配信している。さらに、青年海外協力隊派遣現職教員を対象に、海外での環境教育協力活動に役立つ教材（素材集）を作成し、国際協力機構を通して隊員へ提供した。大学周辺の教材開発としては、青葉山を環境教育フィールドとした生物調査を継続し、教材としての基礎情報の入手に努めた。この教育情報は、岩沼市教育委員会との共催事業「環境教育研修セミナーin岩沼」や、様々な指導者研修の場で参加者へ提供し、併せて、研究論文として環境教育研究紀要第10巻にも掲載している。</p> <p>(5)事業実施の基点となるフィールドミュージアム事業の推進 宮城教育大学周辺の青葉山地区は、フィールドミュージアム構想の適地であることから、昨年度に継続し、教材としての整備を進めた。今年度も、青葉山の植物相、チョウ相、哺乳類相、鳥類相などの調査を実施している。宮城教育大学環境教育実践センターに設置している「パタフライガーデン」の整備を含め、フィールドミュージアムとしての機能を強化している。</p> <p>(6)環境教育情報の電子化と公開の促進、維持管理 情報システム分野と基礎分野を中心に、環境教育教材や環境教育実践事例をデータベースに登録し、インターネットで、教育関係者へ提供している（環境教育教材データベース、環境教育実践事例データベースなど）。平成19年度は、文部科学省国際協力イニシアティブ教育協力拠点形成事業として、青年海外協力隊派遣現職教員</p> |
|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>支援を目的に、有用な教材を探索し、それを教育素材としてデータベース化し協力隊員へ提供した。本センターで構築した教育支援データベースは、国際協力機構の機関誌を通して全世界の青年海外協力隊員に紹介され、現在、多くの隊員によって利用されている。その他、仙台湾南部海岸域の環境教育支援となる人材バンクの整備（維持・管理）、環境教育のメーリングリストの整備、啓発・紹介用ホームページ（例えば、えるふえのページ）の充実など、本センターが有する多くの環境教育資源を広く活用できるようにしている。</p> <p>(7)国際協調・国際協力に関する活動</p> <p>文部科学省国際協カイニシアティブ事業（H18～現在） 本センターが平成15年～平成17年まで担当した、文部科学省国際協カ拠点システム事業の実績を評価され、文部科学省から新たに委託を受けた事業である。日本の大学の知を活用した国際協カモデル形成事業として、日本の環境教育分野を本センターが担当しているものである。国際協カ機構（JICA）と連携し、青年海外協カ隊派遣現職教員への教育支援（教育実践指導と教育マテリアルの提供）を行っている。海外教育協カに活用できる環境教育実践事例情報を中心に教材情報を体系的に分類し、これを海外教育協カ者へ配信するなど、顕著な成果をもたらしている。</p> <p>国際協カイニシアティブセミナーの実施（H20.1.26） 文部科学省からの委託事業で、東北において国際協カの啓発を進めると共に、青年海外協カ隊派遣現職教員の帰国隊員（現職教員）の海外教育経験の活用（日本の学校教育への経験の還元）について学校関係者・学生・一般市民と討論し、国際協カについて理解を図り、将来の展望を見いだすことをねらいとしたものである。宮城県教育委員会・仙台市教育委員会と共催した事業である。</p> <p>国際理解教育シンポジウム in Miyagi（H19.12.8～9） 持続可能な開発（未来/社会）のための教育（ESD）を共通のテーマとして、学校間の国際交流を促進しESDの進展をねらいとしたシンポジウムを開催した。</p> |
| <p>教育臨床総合研究センター 教育臨床総合研究センターは、その目標達成のために、授業実践研究の推進、教員養成カリキュラム開発への支援、教員研修事業等における教育委員会との連携推進、教育における総合カウンセリング機能の</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・協力校との授業実践研究連携をさらに進める。 ・教員養成カリキュラム研究開発のため、既存資料の活用を図る。 ・教員研修事業等での教育委員会との連携を推進する。 ・地域の教育活動の支援・連携を進める。 | <p>44</p> <p>(1)授業実践研究 平成19年度連携校は、仙台市松陵小学校、作並小学校、芦口小学校、山下小学校で、昨年同様、学部学生、大学院生の参加を得た。7、11、1、2月に合唱、詩、算数での授業研究会を開き教員研修にも役立てた。毎週一回の授業視聴研究会を4月より3月まで開催、</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>充実、地域社会の教育活動への支援、全国センター協議会との連携等に取り組む。</p> | <p>・全国センター協議会と連携する。</p> | <p>現職教員の参加を得た。 (2)相談事業及び学校外活動プログラムの支援 個別カウンセリング(面接)、仙台市適応指導スーパーバイザー、仙台市教育局相談課スーパーバイザー、学校コンサルテーション、仙台市教育委員会・仙台市不登校支援ネットワークとの共催研究フォーラムの開催。参加者は一般市民、教育関係者等。 (3)現職教員研修の援助 公開講座に一元化した現職教育講座として、平成19年度は5月に仙台市との共催で講座「校内研修の進め方」を開催した(10年研修としても利用)。 (4)既存実践研究資料の整備・活用 教育実習生に対する学習指導案の閲覧サービス、授業映像記録及び文字記録の閲覧サービス。教育研究会報告資料約1,600ページ分をpdfファイルに変換した。授業VTR記録約25本をDVD化した。 (5)地域教育活動の支援・連携 現職教員対象とした教育委員会の学力向上事業への協力(仙台市学力向上プロジェクト、東松島市全教員および父母対象に「やる気」についての講演、南三陸教育事務所での算数数学学力向上研究会協力)。 昨年度に引き続き亘理町教育委員会の「放課後楽校 in わたり」に学生ボランティア5人、週1回と夏休み中集中で活動を行った。 (6)他大学との連携 秋田大学と科学教育についての連携、福井大学と教職大学院GPで連携を進めた。</p> |
| | <p>特別支援教育総合研究センター ・特別な配慮を要する児童生徒の理解と具体的対応について、コンサルテーション活動を通して学校及び教師に対する支援の拡大を図る。 ・資料・文献及び検査道具等を整備し、データベースを構築して、特別支援教育に関する情報の収集と発信に努める。 ・実態調査、指導内容・方法に関する研究成果をまとめ、地域社会に還元する。 ・他大学、関係機関との連携・協力による特別支援教育のコーディネーターの養成及び現職者の再研修を行う。</p> | <p>44の2 (1)コンサルテーション活動 平成18年度に引き続き、e-ラーニングを採用して、県立養護学校の特別な配慮を必要とする児童・生徒を対象にした教育支援方法への助言、具体的対応のモデル提示を行い、教師及び学校の適切な支援と支援体制作りに貢献した。 仙台市教育委員会の要請を受け、本センタースタッフが学校生活支援巡回相談を実施し、発達障害、不登校、虐待、その他の児童生徒が在籍する学級担任及び学校への助言・指導を行い、教師の意識改革と指導力の向上及び学校の支援体制整備に貢献した。 本センターの登録会員17名対して、延べ50回程度の返信を実施し、子育てや指導の具体的提案を行って、相談者の不安感の解消と子どもの行動改善に貢献した。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>(2)データベースの構築と活用方法の開発研究 過去の学部卒業論文、専攻科修了論文のPDF化作業がほぼ終了し、学部生の文献検索と活用が容易になるよう整備した。 「新教育システム開発プログラム」として「高等教育における特別支援教育システムに関する研究」に取り組み、大きな成果を上げた。</p> <p>(3)情報収集と発信による特別支援教育の理解・啓発 センターニュース第7・8号を発行し、特別支援教育・適応支援教育に関わる研究動向・話題を発信して、読者から好評を得た。なお研究成果については研究紀要第3号を次年度早期に発刊する予定としている。 センター蔵書1,000冊・VHS教材97本・DVD教材48本・検査器具162台を整備して、貸し出し・活用できる体制を整備した。 本センタースタッフが取り組んでいる研究成果について、特殊教育学会・発達障害学会・LD学会・日本子ども虐待防止学会等でのシンポジスト、ポスター発表及び口答発表等積極的に行った。また各種研究団体、教育委員会、盲・聾・養護学校、小・中学校が主催する研究大会、研修会、公開講座のコーディネーターや講師を数多く務め、特別支援教育に対する教師の理解と具体的対応について理解・啓発に努めた。 「平成19年度特別支援教育フォーラム-就学前段階における教育的支援と小学校との連携-」を開催し、100名ほどの参加を得て、発達障害のある子・またはその疑いのある子についての幼稚園・保育所と小学校の繋ぎをどのようにすればよいのかを探る機会を提供した。 現職者を対象としたワークショップ(視覚活用支援講習会・AAC講習会)を開催し、それぞれ18名・10名の参加を得て、現職教員の専門性を深める取り組みを行った。</p> <p>(4)特別支援教育コーディネーターの養成・研修 公開講座を、前期-基礎15回、後期-展開15回(計60時間)を実施した。参加者は前期17名、後期17名、計34名であった。</p> |
| | <p>国際理解教育研究センター ・国際理解教育、外国籍児童生徒に対する日本語教育、小学校英語活動におけるニーズの高まりに十分応えられるよう、積極的な取り組みを行う。 ・留学生に対する指導に加え、送り出す日本人学生の指導に更に力を入れて取り組む。</p> | <p>44の3 (1)シンポジウムの開催、参加 地域日本語シンポジウム「日本語学習支援ネットワーク会議 07 in Yamagata 外国出身の子どものサポート」の分科会運営、 「国際理解教育フォーラム 2007 SUMMER」開催、「宮城国際理解教育推進会議」開催、「2007年度第9回日本語教育学会研</p> |

| | | |
|--|---------------------------------------|--|
| | <p>・新しい教育課程の発足に合わせたセンターの機能整備に努める。</p> | <p>研究会」を日本語教育学会と開催、「国際理解シンポジウム in Miyagi」を文部科学省と開催、「海外に教え海外に学ぶ 国際協力イニシアティブセミナー」を環境教育実践研究センターと開催</p> <p>(2)セミナー・研修会 「外国籍児童生徒を抱える教員やボランティアのための研修会」開催、「母語保持教室 子どものための中国語体験講座」(全13回)開催</p> <p>(3)研修会等講師 『平成19年度外国人児童生徒等指導者研修会』宮城県教育研修センター講師、気仙沼市鹿折中学校区小学校英語活動研究会助言者(2回) 文部科学省・宮城教育大学共催「英語指導力開発ワークショップ」講師、『SIRA(仙台国際交流協会)多文化共生公開セミナー』講師、「大阪教育大学主催「渡日・帰国した児童・生徒に対するJSLサポート ワークショップ」講師</p> <p>(4)英語活動に関する指導助言・講演・研修活動 ブリティッシュ・カウンシル主催「東アジア地域小学校英語推進教育改革会議」(2回) 白石市立越河小学校(4回) 仙台市立八木山南小学校教員研修会、仙台市小学校英語活動研修会、蔵王町小学校英語教育推進事業モデル地域連絡協議会、気仙沼市鹿折中学校区小学校英語活動研修会、聖ウルスラ学院英智小・中学校、栗原市英語活動研修会、山元町立山下第一小学校英語活動研修会、仙台市立上杉山通小学校英語活動研修会</p> <p>(5)授業実践研究・ボランティアの派遣 国際理解教育の授業づくりへの協力と、留学生を派遣しての国際交流活動を、小学校16校(26回)で行った。 テレビ会議システムを利用して、気仙沼市の小学校との国際交流活動(鹿折小(2回))を行った他、蔵王町立平沢小へオーストラリア人の教育実習生を1ヶ月間派遣した。 小学校英語活動の授業実践を名取市立那智が丘小(7回)で、学生を同行する形で行った。</p> <p>(6)カリキュラム研究 国際理解教育としての小学校社会科における授業設計について、大学と学校現場(小学校2校)で協同的な実践研究を行った。</p> <p>(7)相談業務 外国籍児童支援に関するもの、その調査研究に関するもの、留学生に関するもの、小学校英語活動に関するものなど多数。</p> |
|--|---------------------------------------|--|

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>(8)学内の諸活動</p> <p>留学生指導として、日本語、生活相談、日本文化の理解を目的とした行事を企画、実施した他、日本語プログラム、短期研修留学生プログラム、教員研修留学生プログラムを策定した。</p> <p>留学生のための日本語教育として、日本語クラス10コマ(前期・後期)を実施した。</p> <p>日本人学生を送り出すために、留学ガイダンス、帰国留学生報告会(3回)を実施した。</p> <p>日本語日本文化研究発表会(2回)、留学生日本語スピーチコンテストを実施し、留学生と日本人学生との交流促進を図った。</p> <p>現代的課題科目「多文化理解」の出講母体として、「多文化理解」関係の授業を出講した。</p> <p>「中国語」「韓国語」の出講母体として、それらの外国語の出講を担うと共に、英語、中国語、韓国語、フランス語、イタリア語の学内Eラーニング運用を開始した。</p> |
|--|--|---|

教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

教育研究等の質の向上の状況

1. 教育学部課程改革

中期目標の中で「教員養成担当大学」を目指すことを掲げている本学は、平成19年4月に、教育学部3課程（学校教育教員養成課程、障害児教育教員養成課程、生涯教育総合課程）の全面的見直しを行い、校種に応じた教員養成課程（初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程、特別支援教育教員養成課程）を設置した。この改革は、非教員養成課程である生涯教育総合課程を廃止し、教員養成課程に一本化する、小学校教員、中・高校教員、特別支援教育教員の養成についてそれぞれ課程として区分する、生涯教育総合課程において拡大した教育領域の範囲、例えば国際文化、子ども文化、教育臨床などの成果を生かす、体系的な教育実習を実施し、教員としての実務面の訓練にあたり、学部における専門科目、教材研究法等と有機的関連性を持たせる、学生の学力や教養の保障に配慮するとともに初等教育、中等教育、特別支援教育のそれぞれに特化した専門性を重視した教育課程とするものである。

本学における教育は、義務教育諸学校を中心とし、広く豊かな教養、また校種の別に応じた確かな専門性と実践力とを兼ね備えた教員の養成、教員としての使命感と人間の育成・発達について深い理解をもち、幼児・児童・生徒に対する教育的愛情と教科等に関する指導力とのバランスのとれた人間性豊かな教員の養成、地域ニーズに応え、生涯学習社会の中で指導的役割を果たし得る、高度な専門性と実践的な指導力をもった人材の養成を目指すもので、これらの人材が養成できるような教育課程を構築した。

教養教育：新しい教養教育は、基礎教育科目と教養教育科目で構成し、基礎教育科目には、国際的な視野を広げられるように「外国語科目」「外国語コミュニケーション」を置き、また、特別支援を要する者との共生を目指す社会を実現し、ノーマライゼーションの思想のもとに、多様なニーズに応じた適切な支援についての基礎知識修得のため「特別支援教育概論」を、21世紀の人類に課せられた重要課題である、環境に関する基礎知識修得のため「環境教育概論」を必修として新設した。

現代的科目群：単一の教科の枠にとどまることなく、教育現場で必要とされる学際的な知識・技能の修得のため「現代的課題科目(カレント科目)」として、「適応支援教育」「食・健康教育」「環境教育」など10群を設置した。この科目群は、教養的科目から専門的科目までの一連の科目群とし、生涯教育総合課程において講座横断型で出講した独自の授業の成果を生かしたもので、総合演習によって総括する体系とした。

専門教育科目：教育実習に関しては、当初から、学習に対する問題意識を教育実習で開発することを企図し、3・4年次の段階的な履修、教育職員免許法改訂に先駆けた教育実習事前・事後指導の導入など独自の方針のもとに改善を重ねてきた。その成果を踏まえ、教育実習が他の授業と密接に関連し合ってさらに有効に機能するような教員養成カリキュラムとするため、教育実習を1つの重要な科目との認識に立って、1年次から4年次まで継続したものとして設定し、初等教育教員養成課程においては「教材研究法」、中等教育教員養成課程においては「教科教育法」の一部を教育実習と直接連動させ、体験的な学習と学問体系に基づく学習を往還（実践を省察し、理論的な学習への問題意識を養う）する授業として「教育実践体験演習」「実践研究A・B」を設置することとした。

専門科目について、校種に応じて、免許法で定める最低取得単位数を大きく上回る必修科目を設定するとともに、初等教育教員養成課程に独自のコース専門科目を新設した。

2. 教職大学院構想

平成16年度に大学院特別委員会において、宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会と連携のもと検討し、深い学術専門性と高い教育実践力の両面を配慮した大学全体での教育指導と履修体系、デマンドサイドの課題を受け止め、その期待に応える研究・教育内容、現職教育の学習と学校現場での研究継続が容易なカリキュラム編成と修学受け入れ体制、の三つの課題が示された。これらの課題は、「教職の専門性」への視点が十分とはいえない大学院における研究・教育の現状を指摘し、改善を求めた教員養成審議会第3次答申及び「教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」報告書と符合するものである。

3つの課題に対応して、本学では、文部科学省の教員養成GPにおいて3件の採択を受け、平成17年度から平成19年度にかけて、課題解決の研究を実施した。これを踏まえ、宮城県を始めとした東北地域における優れた専門的職業能力を備えた教員を養成する拠点として、教育学研究科に教職大学院である「高度教職実践専攻」を開設することとし、平成20年4月の開設が認可された。

修士課程における教育課程の改正と併せ、教育現場での課題等に対応でき、本学が持つ充実した教科等の指導力を基盤として、研究者教員と実務家教員とが一体となって基礎と応用を往還させた教育を実現させ、優れた専門的職業能力を備えた人材を養成することができる体制と教育課程を構築した。

教職大学院：教職大学院の教育理念を、教育大学としてのポテンシャルを活かして、教科指導力を基盤とする子どもへの学習指導・適応支援・特別支援を軸に、基礎と応用を往還させた教育を通常教員と実務家教員が一体となって実現することを通じて、優れた専門的職業能力を備えた人材を養成する。グローバル化・情報化・少子化・高齢化等の社会構造の大きな変化が招来する学校教育の複雑化・多様化の中で、広く地域単位で中核的・指導的役割を果たし得る力量あるスクールリーダーを養成する。

学校等の教育の場における教育実践を強く志向する学部卒業生を対象に、学部段階で修得した学術専門性を踏まえ、密度の濃い教育実践と省察のプロセスを組織的に組み込んだカリキュラムにより、将来スクールリーダーとなり得る人材を養成する。とした。

修士課程：現行の修士課程については、特別支援教育専攻及び教科教育専攻に再編し、今日的課題に答え得る「教育の研究」と「優れた教員の養成」を通して、地域、日本及び世界の教育の発展に貢献することを教育上の理念とし、「アカデミックな高度職業人」を育成することとした。

教育課程は、「臨床」を重視する教育課程を編成してきた既設の修士課程にあって、理論と実践の往還をより一層明確にするため、「臨床教育研究」を選択から必修へと変更し、2単位から4単位へと拡充した。更に、教育現場に目を向けることをねらって、これまでの「特設総合科目」を発展的に再編成した「学校実践研究」2単位を必修として設けるなど、教師としての資質・能力の向上を図る教育課程を構築した。

3. センターの改組

平成16年度に、国際化や多文化共生へ対応するための学校現場や地域社会の要求に応じ、日本語教育と英語教育を中心に、国際理解教育に関する基礎研究を行う、日本人児童生徒・外国人児童生徒・日本人大学生・外国人留学生の国際理解教育に関する相互交流を図る、小・中・高等学校などの学校現場と地域社会及び大学の国際理解教育活動を支援する国際理解教育研究センターを新設した。また、多様な障害児(者)の要求に応じた適切な教育的支援を可能にするため、コンサルテーション活動に関する基礎的・実践的研究を行う、

データベースの集積と公開を通じた指導・支援方法の開発研究を行う、特別支援教育の情報収集及び発信の拠点として地域社会に積極的に貢献する特別支援教育総合研究センターを新設した。

また、平成19年度においては、社会的・今日的なニーズに応えていけるよう、全学的な観点に立ちセンターの機能強化を図るため人的資源の有効的な活用を検討し、新たに「特別支援教育総合研究センター」及び「国際理解教育研究センター」にそれぞれ専任教員を配置し、本学の理念に沿った研究体制の強化を行った。

4. 連携事業

本学の教育の成果に関する意見交換及び連携事業の検証の場である連携推進協議会は、宮城県・仙台市両教育委員会との協議会から、平成17年度は気仙沼市教育委員会、平成18年度は岩沼市教育委員会及び登米市、平成19年度は栗原市教育委員会との連携協定へと拡充し、様々な地域の意見を取り入れる体制を構築している。教育委員会をはじめ、公立学校、地域社会と連携して、有為な教員・人材の育成、現職教員の資質向上、学校現場に生起する諸問題の解決、教育支援等を積極的に連携事業として展開している。

平成19年度の学部課程改革において、この協議会における意見を反映する形で、特別支援教育及び環境教育に関する教養科目の新設が図られた。

連携事業の実施状況は、59頁35参照。

5. 教育実践・宮城教育大学賞の創設

「教育実践・宮城教育大学賞」を新たに創設した。この賞は、教師の仕事の中心は授業であり、児童・生徒の可能性を開く授業の事実を創り出すことが教師に与えられた重要な使命との考えに立って、優れた授業の創出を讃え、日々の授業に携わる人々の励みになることを趣旨としたものであり、平成18年度は全国公募により2名を、平成19年度は1名を表彰した。

附属学校について

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

学部と附属の連携

平成16年度に附属校園連携室を設置し、大学の重点事業経費の配分を受けて学部及び4校園連携の下に、一貫教育や特別支援教育の在り方など、教育効果を最大限にあげうる教育カリキュラムの調査研究に着手した。

平成16年度は、教科等の指導における「交流」を中心に実践的な検討を行った。幼小間では、幼稚園の保育と小学校低学年の生活科の授業において連携を深めるためのカリキュラムの工夫を、小中間では、教科ごとの合同研修の実施、相互教員によるチーム・ティーチングの実践等により、系統性ある授業づくりを進めた。また、養護学校小学部と小学校の児童の交流を通して交流教育の在り方を検討した。

平成17年度は、一貫教育や特別支援教育の在り方など、教育カリキュラムの調査研究を行った。幼・小・中・養護（小・中・高）の連続した学びの中で、緩やかな接続、指導の一貫性を図っていく実践的な研究、教育課程の中に様々な交流活動を取入れ、人間関係作りのための取り組みを行った。

平成18年度は、幼稚園修了から小学校入学時期にかけての「なめらかな接続」を重要視し、幼稚園教諭と小学校教諭が共に授業を行うことで、子供が感じる「段差」について共通理解を図る、幼児が主体性を十分発揮できるような援助のあり方を探るために、新入園児（3歳児・4歳児）と進級園児のそれぞれに配慮した保育実践に取り組む、国語の授業において、小学校児童及び中学校生徒に同じ教材、題材で授業を進め、発達段階を踏まえ課題を明確にし、指導方法の検討に取り組む、など教育研究及び教諭の資質向上を図った。

これらの成果は、毎年、附属校園連携事業による公開研究会（「かかわり合う力」をはぐくむ）で公開し、広く社会の批評を得て、今後の調査研究の課題と方向性を確認した。さらに研究成果報告書「研究のまとめ」を作成し、地域の諸学校等へ公表している。

平成17年度に「附属学校部長」を新設し学長が兼務することとし、「附属学校運営委員会」を立ち上げ、大学学部との連携をさらに強力に推進する体制を構築した。

また、「学校規模・学級定数検討委員会」を立ち上げ、引き続き現状と課題を整理するとともに教育学部改革及び教職大学院設置に伴う教育実習生受入れの課題等の検討を行うとともに、附属学校の明確な理念の策定及び一貫教育カリキュラム開発の検討を行い、「平成17年度学校規模・学級定数検討委員会報告」としてまとめた。

附属を活用した研究推進

前述の学部と附属校園の連携体制の強化や公開研究会への学部教員の取り組み等を通して、学部教員の附属学校を活用した研究等の取り組みが増加傾向となっている。

教育実習体制の整備

教育実習等の指導については、学部担当教員と附属学校担当教員で構成する「附属校園教育実習連絡調整会議」において実施上の課題とその対応策等を協議し、円滑かつ効果的な実施に努めた。なお、教育学部課程改革実施委員会ワーキンググループに附属学校も委員として参加するなど積極的に関わり、学部教育への附属学校の関わり方等を検討した。

教育委員会等との連携

宮城県及び学部と協力して文部科学省の「放課後学習チューターの配置等に係る調査研究事業」に参加し、放課後学習相談の在り方や学部学生の学校教育における活用方法等実践的な調査研究を行った。この成果を踏まえ、学部と協力して放課後学習チューター及びボランティア活動の組織的な運営の実現に向けての検討を行った。

また、平成17年度においては、宮城県教育委員会と連携し、地域の現職教員の研修・再教育の充実のための方策の実施の可能性を検討した。

附属校園の人事については、宮城県及び仙台市の両教育委員会と人事交流会議を設置し、連携のもと実施している。

自己点検評価

平成17年度に、附属4校園の自己点検評価項目を4月に掲げ、附属学校の理念・目的・目標、教育研究組織（実施体制）、運営体制、分掌組織、

幼児・児童・生徒の受入及び進路指導、教育の内容、研究の内容、研修の体制、教育・研究・研修の成果、支援体制、施設・設備、評価・改善活動（教育の質の向上及び改善のためのシステム）、家庭・地域社会との連携、社会貢献、国際交流、財務、管理運営、事務組織の14項目について自己点検を進め、「附属学校運営委員会」において、毎月報告審議した。これらの成果は「平成17年度宮城教育大学附属学校自己点検評価」を作成して、次年度以降の改善資料として活用すると同時に文部科学省、県・市教育委員会、地域の諸学校へ配付した。

安全管理

平成16年度に、教職員による「校内パトロール」の導入、各校園に「さすまた」の配備を行い警備を強化した。また、小学校では、突発事件が起き、児童を緊急下校させる事態になった時、保護者の携帯電話に下校時間などを知らせるメールを一斉送信する「お迎え時間メール」の配信システムを整備した。

平成18年度に、宮城県警が運用の「宮城セキュリティメール」を活用した情報収集、携帯電話を利用した学校連絡網への一斉メールによる情報発信、学校行事開催時における警察へのパトロール要請、文書による地域住民への注意喚起等を実施し、警察署・地域住民・保護者との連携強化を進めた。また、監視カメラ・警報ブザー・インターホン等の防犯設備、通用門の限定、警備員による巡視及び通用門での来訪者確認、教職員の名札着用の徹底、避難訓練、ナンバーディスプレイシステム利用による不審電話対策、事故発生時の集団下校及び教員による巡回の実施系統の徹底を行った。

この他、水泳プールの事故対策の実施、いじめ対策ではスクールカウンセラーを相談センターに配置し、心の問題を抱える児童生徒・保護者・教員の相談体制を整備した。

特に、附属小学校においては、総合学習に防災教育を取り上げ、行政機関・消防署等とも連携し、低学年から高学年の段階に合わせた活動を実施した。

特別支援教育の充実

これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する特別支援学校以外の3校園において実施できるよう検討した。

平成16年度に、軽度発達障害や心の発達課題をもった幼児・児童・生徒への特別支援教育・保育については、組織的な実態把握と指導記録の分析・考察等により、個別の教育・保育支援計画を作成し実践するなど、支援・指導の方向性を追究した。また、精神科校医、スクールカウンセラー、相談員、養護教諭、担任教諭による個に応じた連環的な相談・支援体制の整備・充実に努めた。

平成17年度に、軽度発達障害や心の発達課題をもった幼児・児童・生徒への特別支援教育・保育については、実態把握と指導記録の分析・考察等により支援・指導の方向性を追究した。

平成18年度には、特別支援教育・保育について附属養護学校が4校園の中核となり、附属幼稚園・附属小学校・附属中学校を対象に、特別な教育的支援を必要とする児童生徒についてケースカンファレンスを実施、上杉地区特別支援委員会及び4校園特別支援教育講演会を開催し、その充実を図った。

【平成19事業年度】

教育実習体制等の整備

学部課程改革への対応として、小学校に多目的教室を設け、小学校と大学を結ぶ双方向のマルチメディアシステムを整備した。また、教職大学院設置に伴う対応については、ミーティング室等のスペースを整備した。

公開研究会

附属校園連携研究テーマ「『かかわり合う力』をはぐくむ」のもと、幼稚園は「自然を感じる心を育てる」、小学校は「子どもが確かに分かる授業の探求と創造」、中学校は「『考える力』をはぐくむために」、特別支援学校は「一人一人のニーズに応じた教育をめざして」を研究主題に、大学学部との共同研究、宮城県・仙台市両教育委員会との連携により研究実践に取り組み、教諭の資質向上を図った。これらの研究成果は、公開研究会で公開するとともに研究成果報告書を作成した。

特別支援教育の充実

特別支援教育・保育について、上杉地区特別支援委員会を改組し、特別支援学校を中心に特別支援教育総合研究センターの教員も加わり附属校園特別支援委員会に体制整備を行った。

安全管理体制

安全管理システムについては、附属4校園全てで緊急メールシステムの導入が完了した。また上杉地区全体（幼・小・中）で協力・連携した防災訓練を実施した。

入学者の受け入れ体制

平成18年度に引き続き、学校規模学級定数検討委員会を開催し、接続期の教育や一貫教育を視野に入れ、かつ附属校園全体のあるべき方向性について検討を続け、入学選考に関しては連絡進学を維持しつつも、一次選考の見直しを行い幼・中で学区を拡大した。

予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

財務諸表及び決算報告書を参照

短期借入金の限度額

| 中期計画 | 年度計画 | 実績 |
|---|---|------|
| 1 短期借入金の限度額 8億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。 | 1 短期借入金の限度額 7億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。 | 該当なし |

重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

| 中期計画 | 年度計画 | 実績 |
|--------------------------|---|--|
| 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。 | 升沢セミナーハウスの土地（宮城県黒川郡大和町吉田字松場1の2、971平方メートル）を譲渡する。 | 升沢セミナーハウスの土地（宮城県黒川郡大和町吉田字松場1の2、971.58平方メートル）を譲渡した。 |

剰余金の使途

| 中期計画 | 年度計画 | 実績 |
|---|---|--|
| 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。 | 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。 | 平成19年度においては、大学改善積立金の目的に充てるため、17百万円を使用した。 |

その他 1 施設・設備に関する計画

| 中期計画 | | | 年度計画 | | | 実績 | | |
|----------|-----------|--|--|-----------|--|--|-----------|--|
| 施設・設備の内容 | 予定額(百万円) | 財源 | 施設・設備の内容 | 予定額(百万円) | 財源 | 施設・設備の内容 | 予定額(百万円) | 財源 |
| ・小規模改修 | 総額 132 | 施設整備費補助金(132) 船舶建造費補助金() 長期借入金() 国立大学財務・経営センター施設費交付金() | ・[上杉他]耐震対策事業([上杉] 附属小学校校舎改修(2,310㎡) [青葉山] 1号館耐震改修(3,780㎡) 及び5号館耐震改修(2,600㎡)を含む) ・小規模改修 | 総額 642 | ・施設整備費補助金(620) ・国立大学財務・経営センター施設費交付金(22) | ・[上杉他]耐震対策事業([上杉] 附属小学校校舎改修(2,310㎡) [青葉山] 1号館耐震改修(3,780㎡) 及び5号館耐震改修(2,600㎡)を含む) ・[青葉山]基幹・環境整備(附属特別支援学校屋内運動場(バリアフリー対策)) ・小規模改修 | 総額 671 | 施設整備費補助金(649) 国立大学財務・経営センター施設費交付金(22) |

(注1)金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。
(注2)小規模改修について、17年度以降は16年度と同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成課程等において決定される。

計画の実施状況等

< (上杉他)耐震対策事業((青葉山)1号館・5号館耐震改修を含む) >

平成18年度補正予算で予算措置されたもので、平成19年2月に施設整備費補助金として交付を受け、平成19年度に行った設計に基づき、5月～3月にかけて附属小学校校舎他の老朽化解消と耐震性能向上を主とした改修工事を実施した。建築工事は467,040千円、電気設備工事は33,363千円、機械設備工事は89,040千円、附帯設備(エレベーター)工事として16,097千円、附帯事務費14,046千円、合計619,586千円の事業費を要した。

< (青葉山)基幹・環境整備 >

平成19年度第2次配分で予算措置されたもので、平成19年11月に施設整備費

補助金として交付を受け、平成19年度に行った設計に基づき、1月～3月にかけて附属特別支援学校のバリアフリー化を主とした改修工事を実施した。建築工事は13,650千円、電気設備工事は2,625千円、機械設備工事は3,675千円、附帯設備(エレベーター)工事は9,450千円、合計29,400千円の事業費を要した。

< 小規模改修 >

平成19年4月に営繕事業として施設費交付金22,000千円の交付を受け、当該予算により、9月～12月にかけて青葉山職員宿舍1号棟の外断熱改修工事を実施し、結露によるカビの発生等の衛生面に配慮した居住環境の改善を図った。

その他 2 人事に関する計画

| 中期計画 | 年度計画 | 実績 |
|---|---|--|
| <p>2. 人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務の効率化を図る。 高い専門性を要する職務については、専門機関が主催する長期研修や民間等への派遣・調査、専門家を招聘しての研修又は機会を提供し、プロフェッショナルとしての能力開発に努める。 教員の新規採用にあたっては、原則として全ての職種について公募制を導入する。 <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 17,922百万円(退職手当は除く)</p> | <p>2 人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務の効率化を図る。 高い専門性を要する職務については、専門機関が主催する長期研修や民間等への派遣・調査、専門家を招聘しての研修又は機会を提供し、プロフェッショナルとしての能力開発に努める。 教員の新規採用にあたっては、原則として全ての職種について公募制を導入する。 <p>(参考1) 19年度の常勤職員数 301人(役員を除く)</p> <p>(参考2) 19年度の人件費総額見込み 2,982百万円(退職手当は除く)</p> | <p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 16頁の59に記載したとおりである。 16頁の58に記載したとおりである。 15頁の56に記載したとおりである。 |

別表1（学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について）

| 学部の学科、研究科の専攻等名 (年度計画別表) | 収容定員 (a) (人) | 収容数 (b) (人) | 定員充足率 (b)/(a) × 100 (%) |
|--|--------------------|-------------------|-------------------------------|
| 教育学部 | | | |
| ・初等教育教員養成課程 188人 (うち教員の養成に係る分野 188人) | 188 | 200 | 106.4 |
| ・中等教育教員養成課程 107人 (うち教員の養成に係る分野 107人) | 107 | 122 | 114.0 |
| ・特別支援教育教員養成課程 50人 (うち教員の養成に係る分野 50人) (1改組前の課程) | 50 | 55 | 110.0 |
| ・学校教育教員養成課程 480人 (うち教員の養成に係る分野 480人) | 480 | 579 | 120.6 |
| ・障害児教育教員養成課程 105人 (うち教員の養成に係る分野 105人) | 105 | 129 | 122.9 |
| ・生涯教育総合課程 450人 | 450 | 526 | 116.9 |
| 学士課程 計 | 1,380 | 1,611 | 116.7 |
| 大学院教育学研究科 | | | |
| ・学校教育専攻 24人 (うち修士課程 24人) | 24 | 31 | 129.1 |
| ・障害児教育専攻 14人 (うち修士課程 14人) | 14 | 14 | 100.0 |
| ・教科教育専攻 76人 (うち修士課程 76人) | 76 | 72 | 94.7 |
| 修士課程 計 | 114 | 117 | 102.6 |
| 特別支援教育特別専攻科 | | | |
| ・病弱教育専攻 45人 | 45 | 7 | 15.6 |
| 専攻科 計 | 45 | 7 | 15.6 |

1の課程については、平成18年度限りで学生募集停止

計画の実施状況等

教育学部

教育学部の定員充足率は116.7%となっているが、その理由は以下のとおりである。入学辞退者を見込んで若干多めに入学許可をしているが、ここ数年辞退者が減少していること。4年の修業年限を超えて卒業した学生が、平成19年度26名となっていること。昭和58年度から私費外国人留学生の特別入学試験を行い、定員外として入学させており、平成16年度は17名、平成17年度は18名、平成18年度は19名、平成19年度は13名となっていること。なお、定員外として入学し、在籍している私費外国人留学生を除くと、112.3%となり、平成18年度に比して1.5%減少している。

大学院教育学研究科

本研究科は、平成12年度に夜間主コースを設置した。夜間主コースの定員16名に対して平成16年度は6名、平成17年度は9名、平成18年度は3名、平成19年度は5名となって定員割れが続いているが、大学院全体として総定員を確保する努力をしている。

なお、平成20年度からの教職大学院設置が認められ、現職教員については主に教職大学院において受け入れていくこととした。

特別支援教育特別専攻科

専攻科では、平成19年度の教育職員免許法の改正に伴い、これまでの2専攻を病弱教育に特化した1専攻とし、特別支援学校教諭1種免許状(病弱領域)の所用資格を得た資質の優れた特別支援教育教員の養成を図ることとして改組した。

改組初年度であり16%と低迷したが、広報活動の強化等改善策について検討している。

別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成16年度)

| 学部・研究科等名 | 収容定員 (A) | 収容数 (B) | 左記の収容数のうち | | | | | | | 超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) [(B)-(D,E,F,G,Iの合計)] | 定員超過率 (K) (J) / (A) × 100 (%) |
|-----------|-------------|------------|--------------------|-------------------|-----------------------|----------------------------------|-----------------|-----------------|---|--|--|
| | | | 外国人 留学生数 (C) | 左記の外国人留学生のうち | | | 休学 者数 (G) | 留年 者数 (H) | 左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I) | | |
| | | | | 国費 留学生数 (D) | 外国政府 派遣留學 生数(E) | 大学間交流 協定等に基 づく留學生等 数(F) | | | | | |
| (学部等) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (%) |
| 教育学部 | 1,380 | 1,609 | 39 | 0 | 0 | 0 | 29 | 73 | 67 | 1,513 | 109.6% |
| (研究科等) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (%) |
| 大学院教育学研究科 | 114 | 128 | 14 | 2 | 0 | 0 | 4 | 7 | 7 | 115 | 100.9% |

計画の実施状況等

別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成17年度)

| 学部・研究科等名 | 収容定員 (A) | 収容数 (B) | 左記の収容数のうち | | | | | | | 超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) [(B)-(D,E,F,G,I)の合計] | 定員超過率 (K) (J) / (A) × 100 (%) |
|-----------|-------------|------------|--------------------|-------------------|-----------------------|----------------------------------|-----------------|-----------------|---|--|--|
| | | | 外国人 留学生数 (C) | 左記の外国人留学生のうち | | | 休学 者数 (G) | 留年 者数 (H) | 左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I) | | |
| | | | | 国費 留学生数 (D) | 外国政府 派遣留學 生数(E) | 大学間交流 協定等に基 づく留學生等 数(F) | | | | | |
| (学部等) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (%) |
| 教育学部 | 1,380 | 1,623 | 50 | 0 | 0 | 0 | 18 | 67 | 63 | 1,542 | 111.7% |
| (研究科等) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (%) |
| 大学院教育学研究科 | 114 | 129 | 14 | 0 | 0 | 0 | 4 | 8 | 8 | 117 | 102.6% |

計画の実施状況等

別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成18年度)

| 学部・研究科等名 | 収容定員 (A) | 収容数 (B) | 左記の収容数のうち | | | | | | | 超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) [(B)-(D,E,F,G,Iの合計)] | 定員超過率 (K) (J) / (A) × 100 (%) |
|-----------|-------------|------------|--------------------|-------------------|-----------------------|----------------------------------|-----------------|-----------------|---|--|--|
| | | | 外国人 留学生数 (C) | 左記の外国人留学生のうち | | | 休学 者数 (G) | 留年 者数 (H) | 左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I) | | |
| | | | | 国費 留学生数 (D) | 外国政府 派遣留學 生数(E) | 大学間交流 協定等に基 づく留學生等 数(F) | | | | | |
| (学部等) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (%) |
| 教育学部 | 1,380 | 1,629 | 58 | 0 | 0 | 0 | 13 | 65 | 62 | 1,554 | 112.6% |
| (研究科等) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (%) |
| 大学院教育学研究科 | 114 | 125 | 17 | 1 | 0 | 0 | 4 | 6 | 6 | 114 | 100.0% |

計画の実施状況等

別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成19年度)

| 学部・研究科等名 | 収容定員 (A) | 収容数 (B) | 左記の収容数のうち | | | | | | | 超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) [(B)-(D,E,F,G,Iの合計)] | 定員超過率 (K) (J) / (A) × 100 (%) |
|-----------|-------------|------------|--------------------|-------------------|-----------------------|----------------------------------|-----------------|-----------------|---|--|--|
| | | | 外国人 留学生数 (C) | 左記の外国人留学生のうち | | | 休学 者数 (G) | 留年 者数 (H) | 左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I) | | |
| | | | | 国費 留学生数 (D) | 外国政府 派遣留学 生数(E) | 大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F) | | | | | |
| (学部等) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (%) |
| 教育学部 | 1,380 | 1,611 | 61 | 0 | 0 | 0 | 16 | 51 | 49 | 1,546 | 112.0% |
| (研究科等) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) | (%) |
| 大学院教育学研究科 | 114 | 117 | 15 | 2 | 0 | 0 | 1 | 8 | 8 | 106 | 93.0% |

計画の実施状況等